

FUJIFILM

工事施工規則



富士フイルムグループ

富士宮事業場

H 1 5 .	4 .	2 2 改定	H 2 7 .	6 .	1 7 改定
H 1 6 .	1 2 .	9 改定	H 2 8 .	7 .	8 改定
H 1 8 .	1 .	1 0 改定	2 0 1 7 .	6 .	2 1 改定
H 1 8 .	1 2 .	4 改定	2 0 1 8 .	6 .	2 5 改定
H 1 9 .	7 .	6 改定	2 0 1 9 .	6 .	2 1 改定
H 2 0 .	1 1 .	2 5 改定	2 0 2 0 .	6 .	1 8 改定
H 2 1 .	7 .	1 6 改定	2 0 2 1 .	6 .	1 0 改定
H 2 1 .	1 2 .	1 4 改定	2 0 2 2 .	6 .	1 4 改定
H 2 2 .	7 .	1 3 改定	2 0 2 3 .	6 .	1 9 改定
H 2 2 .	1 2 .	1 4 改定	2 0 2 4 .	6 .	1 2 改定
H 2 3 .	6 .	2 3 改定	2 0 2 5 .	6 .	1 8 改定
H 2 3 .	1 2 .	9 改定	2 0 2 6 .	6 .	1 7 改定
H 2 4 .	7 .	1 7 改定			
H 2 5 .	7 .	2 3 改定			
H 2 6 .	7 .	1 6 改定			
H 2 6 .	1 2 .	1 2 改定			

目 次

第 I 条	目 的	1
第 II 条	環境影響防止	
1.	工事環境影響とは	1
2.	水質汚濁	1
3.	騒音・振動・悪臭等を発生させる工事の事前届	2
4.	工場周辺道路・近隣区域での交通マナーの遵守	2
5.	連休工事時の周辺道路交通渋滞対策	2
第 III 条	一般構内規則	
1.	入退場について	4
2.	入室許可について	4
3.	物品等の持出し及び処理	5
4.	撮影模写の禁止	6
5.	工事作業者の行動範囲	6
6.	構内車輛運行	6
第 IV 条	工事施工上の注意事項	
1.	一般的注意事項	7
2.	防塵措置、その他	10
3.	重量物の取り扱い	10
4.	埋設物確認	11
5.	石綿(アスベスト)施工	11
6.	リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)施工	11
第 V 条	工場防火	
1.	喫 煙	12
2.	火 気 使 用	12
3.	臨時配線、工事用電源配線注意事項	14
4.	塗 装 工 事	15
5.	避難通路、非常口、消火施設の確認及び周辺の整理整頓	15
第 VI 条	労働災害防止	
1.	一般的注意事項	16
2.	危険作業別注意事項	18
第 VII 条	災害時の通報および協力について	
1.	火災および爆発事故	24
2.	排 水 事 故	24
第 VIII 条	死 傷 病 報 告	24
第 IX 条	大地震・火災・風水害の対応について	
1.	突発の大地震・火災・風水害におそわれたとき	24
2.	地震防災応急計画に基づく行動	24
第 X 条	改 廃	25
第 XI 条	工事施工規則説明会への出席義務（FF社員）	25

添付資料

- － 1. 工事施工会社入場届
- － 2. 東門通行許可願
- － 3. 施工会社入室許可届
- － 4. 工事着工前の作業説明と事前KY実施の件、KYシート
- － 5. 物品・廃材持出証
- － 6. 構内車両運行規則
- － 7. 構内駐車場指定場所
- － 8. 構内道路上横断物地上高さ〔mm〕
- － 9. 路上工事／臨時材料置場／車両残置 申請書
- － 10. 11 ※欠番（ページなし）
- － 12. 工事用ガスボンベ及び電気溶接機 構内（含特別工事区）残置許可申請書
- － 13. 富士宮事業場スペース特別使用申請書
- － 14. 火気使用届
- － 15. 送電線配置図
- － 16. 地中埋設物確認依頼書
- － 17. 都市ガス設備配置図
- － 18. 蛍光灯破損時の処置
- － 19. 密閉系作業置き忘れ防止チェックシート
- － 20. ※欠番（ページなし）
- － 21. 臨時配線届
- － 22. 特殊消火設備（室内噴射式）構内設置場所
- － 23. 移動用電気機器検査規則
- － 24. 酸素欠乏による危険防止要領（酸欠危険工事 施工計画書）
- － 25. アスベスト工事施工規則、チェックシート
- － 26. ※欠番（ページなし）
- － 27. 化学設備の改造、修理、清掃等の作業に関する文書
- － 28. 工事用電源使用許可願
- － 29. 重量物作業計画書
- － 30. 高所作業・開口部関連作業 施工計画書
- － 31. 配線撤去作業 施工計画書
- － 32. 汚水防止（屋外塗装・舗装・コンクリート）施工計画書
- － 33. 足場に関する労働安全衛生規則改定（H27.7）概要説明
- － 34. リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）取り扱い工事の安全対策
- 巻末. 緊急時の電話番号

工事施工規則 改定履歴

改定日	頁	改定内容	改定理由
2014. 7. 16		組織名称変更 富士フイルム⇒富士フイルムグループ F E C 発足による読み替え 富士フイルム静岡⇒追記	組織変更
	P 4	予定外作業時の K Y	他事業所にて、予定外の作業を、K Y（保護具着用）を実施せずに行ったため、溶剤を浴びる労災があった。予定外作業時の K Y を徹底するため追記。
	目次 P 1 1	石綿（アスベスト）施工	アスベスト施工は、施工上の注意事項にあたるため明記。
	P 1 3	溶接作業時の帰線クランプ 取付位置	配管溶接作業時に、溶接点近傍の電装機器に迷走電流が流れ、配線が焼損した。本トラブルに対する対策を追記。
	P 1 6 添付 一 2 3	移動用電気機器検査規則変更 ・運用、並びに検査済証を変更 ・絶縁抵抗測定の使用電圧を変更	全事業所で、電気機器検査の運用を統一するため変更。
2014. 12. 12	目次 P 1 P 2 P 2 8 P 7 7	環境影響防止の水質汚濁 ・油膜（塗料）の流出防止観点を追加 ・汚水防止施工計画書の運用開始 ・工事安全 K Y チェックシートを変更	屋外塗装の降雨による排水流出を防止するため、施工計画書作成を義務付ける。工事 K Y シートにも「汚水」の追加。最近の労災への K Y ヒント（密閉加熱）を追加した。
	P 1 7 P 7 5	墜落・飛来・落下による危険防止 ・開口部の深さに定義を明文化 （深さに関係なく）	高所の定義 2 m が開口部にも適用されとの勘違いから、安全対策が不十分だったため明確化した。
	P 2 6	施工会社入室許可届の文字修正 ・生産技術センター ⇒ FF グループ 工事依頼職場	生技だけでなく他部署でも使用しているため。
2015. 06. 17	目次 P1、P2 P3 P17、P18 添付	添付資料 33 追加 水質汚濁に油漏れ関連の注意事項追加 組織名変更 EJ→F2 墜落・飛来・落下に足場関連追加、誤記訂正 工事安全環境 K Y シート改定 移動用電気機器検査マニュアル改定 足場に関する規則改定資料追加 石綿工事規則	油漏れ環境トラブルの対策を反映 添付資料参照文言、⑭75→85cm 発電機を対象とする 大気汚染防止法改定の反映
2016. 07. 08 (主な内容)	P2 P20 P11 P20	・重機作業中は路上にブルーシート敷く ・スタッククレーン給電レールに絶縁シート被せる防止 ・リフクトリーセラミックファイバー（RCF）施工 ・酸欠危険作業に硫化水素を追加	油の路上流出防止 感電・短絡防止 法規対応、添付資料-34 追加 法規対応、添付資料-24 改定
2017. 06. 21	P9 添付 添付 P23	・移動用照明ランプ 種類に LED を追加 ・路上工事、臨時材料、車両残置を統合 ・K Y シートを改定 ・社員への工事担当者証シール発行	白熱球生産中止と LED 普及に伴う 提出実態に即した改定 4 サイト共通施策 工事監督・指導品質向上
2018. 06. 25	全般 P8、20 P23 P14 P15 P16、添付 P21	・細かな文言、表現の書き換え ・禁止札剥がしルール改定 ・火器使用時は不燃シート使用 ・臨時配線届の承認ルート変更 ・分電盤仮設時のチェック ・レンタル品持ち込み時のチェック ・撤去テープ の意味合い明文化	やむを得ない場合の代理許可 防災シートの中止 必ずチェック部門を通すこと 必ずチェック部門を通すこと 健全性検査済み品とすること

改定日	頁	改定内容	改定理由
2019. 06. 21	全般 P7、添付 P17 添付-23 添付-4	・ 職場名称の変更に対応 ・ 申請書類の改定 緑地内の工事連絡書を廃止し、 工場スペース特別使用申請書に統合 ・ 名称変更：安全带→墜落制止用器具 ・ 移動用電気機器検査マニュアルを「神」と統一 ・ KYシートに検査証シール貼付チェック欄を新設	HC→HCCなど 用紙の統合に伴う改定 法改正による 本体が絶縁体構造の場合は2P許可 連休工事安全巡視での指摘慢性化対応
2020. 06. 18	P4 P17	・ 入室許可願いの許可者(押印者)明記 ・ 挿絵追加。開口部の囲い事例の絵	やむを得ない場合の代理許可 危険個所の明確化と立入制限強化
2021. 06. 10	P2 P9、11 P11 P11 添付-25 P12 P14、15 添付-23 P15 添付-22 P19	・ 構内河川での工事前は市に届出 ・ 埋設の都市ガス管への注意 ・ フォークでの荷吊り対応 ・ アスベスト工事施工規則について ・ 喫煙→構内禁煙へ変更 ・ 電工ドラムへの過電流保護機能付与 ・ 特殊消火設備について ・ 挿絵：配管作業者に保護メガネ着用	河川法の対象となるため 重複文書を整理 他サイトのトラブル水平展開 法改正による 他サイトのトラブル水平展開 巷の事故を受け見直し
2022. 06. 14	P11 P11 P20 添付 24 添付 25	・ 掘削工事時はエリアの電源遮断 ・ 石綿（アスベスト）施工 ・ 酸素欠乏等による危険作業 ・ 酸素欠乏等による危険防止要綱 酸欠危険工事 施工計画書 ・ アスベスト工事施工規則	感電防止 チェックシート改定 作業主任者の選定 施工計画書の新設 全面見直し
2023. 06. 19	P11 P19 添付 27 P21 P22 添付 25	・ 埋設物確認 ・ 化学設備の改造等に関する文書 ・ 撤去物へのテープ識別 ・ 配線撤去作業に関する遵守事項 ・ アスベスト施行規則、チェックシート	手掘り前提は調査不要 二重絶縁構造のマークを表記 法改正による対象の変更 識別表の表記 ルール、意図の明確化 安衛法に加え大防法にも対応
2024. 06. 12	P2 P3 P5 P6 P17 P21 P22 添付-4 添付-29	・ 河川名称修正 ・ 事前入門申請の方法変更 ・ 廃棄物運搬時の残油、残液漏洩防止 ・ 車両運行に関わる区分時刻修正 ・ 足場に関する規定の改定 ・ 撤去対象物の残油、残液対策 ・ 荷役（にやく）作業の注意事項 ・ KYシートのキーワード追加 ・ 重量物施工計画書	渋川→新渋川 土日の申請方法 就業時間変更による 安衛則改正による 切れないか・・・「露出した肌」 神奈川版を踏襲
2025. 06. 18	P17 P21 添付-8 添付-22	・ 熱中症対策 ・ 高圧電気作業の指示系統の明確化 ・ 構内道路上横断物高さ ・ 特殊消火設備配置図	安衛則の改正対応 「富」総合防災規定の改正に対応 再調査結果を反映 現状を反映（富研・B部削除）
2026. 06. 17	P11 P19 P22 添付-3 添付-27	・ 埋設物による感電防止の強化 ・ 落下物に対する対策強化 ・ 撤去等識別テープの貼り方を改定 ・ 入室許可届の用紙を電子化 ・ 化学設備の改造等に関する文書	埋設配線の切断トラブルの再発による 「富」トラブルの再発防止として 誤認識の防止 3枚複写用紙の廃止 洗浄する最低時間を制定

索引

<A～Z行>

ABC消火器持ち込み	P12
FEC-E 富D	P3、P9、P14、P15、P21
FEC-E 富M	P3、P6、P14、P15、P21
FEC-SS 富	P3
FEC-SQ 富	P3
FFBX総務（富）	P2、P3、P7、P8、P13
FFL富流	P3
FFSH	P3
HCU	P3、P9、P14、P15、P21
HCZ	P3、P6、P7、P22、P23
HCZ（G）	P3
RCF	P11、添付資料-34
LED	P9

<ア行>

アスファルト工事	P2、P5、P10
アスファルト溶解用バーナー	P13
アスベスト	P11、添付資料-25
アルゴナイト消火設備	P15、添付資料-22
アンカー打ち	P11
イナージェン消火設備	P15
エアー機器	P18
エレベータ	P11

<カ行>

ガソリン、混合油	P12、P21
カメラ	P6
グラインダー	P12
クレーン車	P11
ゴミの捨て方	P2、P6
コンクリート打設時の湧水及び水槽等の アク抜き水の処理	P1
コンクリートの穴あけ	P10
コンクリートミキサー車、 コンクリート練板等の洗浄	P1
コンセント	P10、P14、P15

<サ行>

サンダー類の使用制限	P9、P12、P15
スイッチ類の操作	P8
重量物の取扱い	P4、P7、P10、P11

<タ・ナ・ハ行>

ダクト・タンク・ドライヤ内、空調機内の工事	P9 P10、P21、P22
トランシーバー	P10
パイプネジきり	P8

バッジ	P2、P4
ハツリ、研り	P2、P8、P10
ハロゲン化物消火設備	P15、添付資料-22
ハロン消火設備	P12、P15
ハンドランプ	P9
フォークリフトの安全速度、運転	P6
フォークリフトの運転	P11
ブルーシート	P2
ベスト	P11

<マ・ヤ・ラ行>

ユニック	P10
リフラクトリーセラミックファイバー	P11 添付資料-34
レッカー	P2、P10、P11

<あ行>

悪臭を発生させる工事の事前届出	P2
足場	P18、P19、P22
足場の組み立て等作業主任者	P18
暗室の作業	P8
安全リーダー	P16
一般構内規則	P4
一般廃棄物（飲食物など）の分別	P6
移動はしご	P18
移動ランプ	P9
運行許可証	P2、P4
運行速度	P6

<か行>

回転体・可動機械の工事	P19
改廃	P24
化学設備の改造、修理、清掃等の作業に関する文書	P20、添付資料-27
架空配管	P11
仮設発電機使用	P2
河川	P2
火気使用	P7、P8、P12、P13、P14、P15、P21
火気使用許可チェックリスト	P12 添付資料-14(3/3)
火気使用届	P7、P12、P13 添付資料-14
火気使用の注意事項	P13
火災及び爆発事故	P7、P15、P21
火災・風水害の対応	P24
各種申請書類	P7、P9、P14
過電流	P14、P15
感光材料有害物質の持込禁止	P9
感震器	P10

感電による危険防止	P8, P10, P21	作業者への指示徹底	P16
感電防止	P21	撮影模写の禁止	P6
危険作業別注意事項	P18	産業廃棄物処理	P5
危険物	P21, P22, P24	酸素欠乏による危険作業	P20
危険薬品とは	P1	酸素欠乏による危険防止要領	添付資料-24
危険薬品・油流出防止	P1	酸素濃度	P21, 添付資料-24
喫煙	P12	事故報告	P10
脚立	P5, P19	死傷病報告	P24
禁煙	P6	地震防災応急計画に基づく行動	P24
掘削工事	P8	事前入門許可申請	P3
蛍光灯・水銀灯破損時の処理	P9, 添付資料-18	自転車の使用許可	P3
携帯電話の持込禁止	P8	捨コン時の湧水の処理	P1
検査済証	P16	車両運行規則	P6, 添付資料-6
建設リサイクル法	P5	車両残置申請	P7, 添付資料-9
コア抜き	P11	車両の制限速度	P6
高圧作業指揮者（電気）	P21	車両の施工会社名の表示	P2
高圧設備（タンク・配管）	P21	重機や大型車両	P2
工具、機器の点検	P16	消火器	P12, P13
工事安全環境KYチェックシート	P4	消火施設	P15
工事安全巡視	添付資料-4	消火栓送水停止の対応	P7
工事環境影響とは	P1	蒸気・排水管等のバルブの開閉	P8
工事環境影響評価表	P2	上下作業	P8, P19
工事作業者の行動範囲	P6	照明器具	P8, P16
工事施工会社入場届	P2, P4	振動を発生させる工事の事前届出	P2
工事施工会社の責務	P16	深夜・早朝の入場	P3
工事施工上の注意事項	P7	水質汚濁防止	P1
工事着工前の作業説明と事前KYの実施	添付資料-4	制限外積載車（27ton 以上）の運行	P7
工事中の薬液流出	P1	静電気	P22
工事通門証	P4	責任者バッジ	P4
工事入門証	P3	施工会社入室許可届	P4, 添付資料-3
工事入門証の事後提出	P3	接続コード	P16
工食用ガスボンベ及び 電気溶接機構内残置許可申請書	P7, P13 添付資料-12	騒音を発生させる工事の事前届出	P2
工食用仮設事務所設置の手続き	P9	送電線近くでクレーン車を使用する工事	P11
工食用照明	P9, P10	送電線配置図	添付資料-26
工食用電源	P10, P14	<た行>	
工食用電源配線注意事項	P14	第一北門	P2
工場スペース特別使用申請書	P7, 添付資料-13	大地震の対応	P24
工場略称	P3	高さ 1.5m以上の作業	P23
交通マナー	P1, P2	高さ 2m以上の作業	P18, P21
杭打ち工事	P2	建屋耐震壁への開口禁止	P9
構内車両運行	P6	玉掛け作業	P10
構内車両運行禁止時間	P6	地中埋設物確認依頼書	P11, 添付資料-16
構内駐車指定場所	P7, 添付資料-7	中毒・酸欠防止	P15
構内道路上横断物地上高さ	P7	駐車場	P3, P4, P5
構内の芝生内での作業について	P9	駐停車禁止	P6
<さ行>		超大型車両（トレーラー等）	P3
災害時の通報及び協力について	P24	墜落・飛来・落下による危険防止	P18
災害防止対策	P24	墜落制止用器具	P18
		通電バルブ開禁止札	P8
		撤去工事	P21, P22, P23

電気機器	P13, P15, P16, P21	保護具	P16、P20、P22
電気機器使用届	添付資料-23	保護具の着用・励行	P16
電気機器検査済証	P16, 添付資料-23		
電気溶接機	P13、P14、P15、P16	<ま行>	
電源の取出し、管理	P14、P21	埋設物確認	P7, P9, P11
電工ドラムの発火防止	P14	密閉系作業置き忘れ防止チェックシート	P9
電動機器	P16		添付資料-19
電動工具	P16	密閉系内（タンク・ダクト、空調機、乾燥ドライヤ等）の工事	P9
電熱機器	P12, P16	持ち込み禁止	P8～P9
特殊消火設備	P15	持出証	P5, 添付資料-5
特殊消火設備構内設置場所	添付資料-22		
特定化学設備	P20	<や行>	
特定建設作業	P2	薬液による危険防止	P20
都市ガス設備周辺での工事	P9	薬品類の接触（混合）	P21
都市ガス設備配置図	添付資料-17	有害物との接触による危険防止	P20
塗装工事	P8, P13, P15	有資格者の就業	P10, P13, P17
塗装工事と火気工事	P8	養生	P10, P18, P19, P21, P22, P24
土木工事における湧水の処理	P1、P5	溶接・溶断工事	P10, P12, P13, P16, P21
<な・は行>		<ら行>	
二酸化炭素消火設備	P15、添付資料-22	略称	P3
濁りとPHに対する注意事項	P1	臨時材料置場申請書	P7, 添付資料-9
入室許可	P4	臨時配線	P14
入場車両について	P2, P3	臨時配線届	P14, 添付資料-21
入退場	P3, P4, P6	連休工事時の周辺道路交通渋滞対策	P2
荷役作業	P22	連休工事時の注意事項	P2
熱中症	P17	漏電遮断器	P14、P15、P16、P21
納品車両、超大型車両(トレーラー等)の東門の使用と待機場所	P3	労働災害防止	P16
配管・タンク・ドラム缶の工事	P21	路上工事届	P7, P11, 添付資料-9
廃材持ち出し	P5, 添付資料-5		
排水事故	P24		
配線撤去工事における注意事項	P7, P21, P22		
廃油処理	P6		
挟まれ・巻き込まれによる危険防止	P8		
梯子	P17, P18		
発塵・発煙工事	P10		
発電機	P2, P7, P14, P16, P22		
刃物による切傷危険防止	P20		
東門通行許可願	P3		
非常口	P15		
避難通路	P15		
昼休みの車両運行	P6		
富士フイルムエンジニアリング	P3, P9		
深さ1.5m以上の作業	P18		
物体が落下し危険を及ぼす恐れのある工事	P19		
物品持出し	P5		
放射線による危険防止	P20		
防塵措置	P10		
防爆管理場所	P8, P10		
防網	P18, P19		

第Ⅰ条 目 的

この工事施工規則は富士フイルムグループ富士宮事業場における工事を安全かつ確実にを行うために、工場内諸規則・労働安全衛生法・諸団体の秀でた事例をもとに作成したものである。

当社としては工事前に安全確認及び、環境影響を評価し対策をとっているが、工事期間中のそれらを確実に実施する為に本内容を充分理解し、必ず本工事施工規則に則っての施工管理、安全管理を行うよう、管理下の施工作業者を指導し、その徹底を図られたい。

第Ⅱ条 環境影響防止

1. 工事環境影響とは

工事環境影響とは、富士フイルムグループ富士宮事業場敷地内で実施する工事、及び工事に関連して周辺道路、近隣区域で発生する水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、臭気、廃棄物、交通渋滞、交通マナー不良（暴走等）等で、構外・近隣地域・住民に迷惑や不快感を与えるものを言う。これらの工事起因による環境影響項目は、必要により対策を行い未然防止しなければならない。

2. 水質汚濁

当工場では、富士宮市と公害防止協定を結び、徹底的な排水管理を実施しているので、工事上のミスにより汚水を工場側溝に流さぬよう、以下の事項に充分注意すること。

(1) 濁り・pH・油膜に対する注意事項

以下の作業については濁りとpH、油膜の流出に関係するので、そのまま流してはならない。作業開始前に汚水防止施工計画書（添付資料-32）にて、流出防止策および処理方法を具体化し、工事担当者および職場責任者、HCCと協議し合意すること。

- ① 土木工事における湧水……………（濁り）
- ② 捨コン時の湧水……………（pH）
- ③ コンクリート打設時の湧水及び水槽等のアク抜き水……………（pH）
- ④ コンクリートミキサー車、コンクリート練板等の洗浄……………（濁り、pH）
- ⑤ 屋外塗装時の降雨による未乾燥塗料の流出……………（濁り、pH）
- ⑥ アスファルト防水・アスファルト舗装作業……………（濁り、油膜）

(2) 薬品・溶剤・油の流出防止

①タンク配管類の入れ替え、その他補修工事の場合は原則として、空でなければ、工事を行ってはならない。また薬品、溶剤・油類の付着物は担当者の指示に従って処理したのち着工すること。



②工事着工は当社製造部の職場責任者、当社の工事担当者立合いのうえ、許可を受け、着工すること。工事で使用し、発生する液体の処理方法を、着工前に工事担当者を確認しておくこと。もし工事中に、床上あるいは路上に油や薬液・塗料を流出させたり、飛散した場合は速やかに布等でふきとる応急措置を行い、流出量の多少に関わらず工事担当者または職場責任者に連絡し、その指示により処理すること。決して無断で処理をしないこと。

＊ 薬液の取り扱いは P19「有害物との接触」参照

また塗料などの液体、および油の入った機器や工具を車両運搬する時には、万が一の流出に備え、ふきとりに十分なウエスや吸着布を車載しておくこと。

- ③工事施工会社より流出の連絡を受けた工事担当者及び職場責任者は、速やかにHCCまたは東門に連絡し、その指示に従う事。決して勝手に中和剤等の薬剤で処理しない事。
- ④入構前に、車両本体、及び荷台に積んだ運搬物（塗料等の液体や、油の入った機器・工具）を点検し、また給油口や荷物の蓋が閉まっている事、油漏れ等がない事を確認すること。蓋は正規の物を使用し、ウエスなど仮の物で行わない事。
- また車両運搬時は、ロープで固定する等の転倒防止対策を行うと共に、受けパンやシート等を敷き、路上への流出防止策を施してから、構内に乗り入れること。
- 但し、未開封の一斗缶や確実なフタなどで、漏れの心配がない物は転倒防止のみで良い。
- ⑤研り用コンプレッサーや発電機などのエンジン機器を使用する際は、使用前に、給油口が閉まっていること、油漏れ等の異常がないことを確認し、機械等に付着した油は清掃した上で使用すること。また発電機の下には、受けパン又は、シートを敷いて堰を作り、油漏れ時の路上流出防止を行うこと。（但しオイルパン一体形は除く）
- ⑥構内においては、重機車両（クレーン車、レッカー車など）での作業中に、アウトリガー等の油圧ユニット部からの油が路上に流出する事を防止するため、必ず車両下全面にブルーシート等を敷くこと。更に雨天時には、油の拡散を防止するためウエスやオイルキャッチャーを準備してから工事を行うこと。但し停車中（作業なし）は対象外とする。またユニック車の作業も対象外とする。
- (3)河川法の対処となる構内河川（清水川、新渋川）については、工事において水路を無断で使用してはならない。水路を覆ったり、手を加える場合には、事前にHCCFFBX 総務(富)へ相談し富士宮市役所に届け出ること。入水により汚水を下流に流すことも禁止です。

3. 騒音・振動・悪臭等を発生させる工事の事前届

- (1) 騒音・振動・悪臭等を発生させるハツリ、杭打ち、アスファルト工事及び仮設発電機を使用する工事を行う場合は事前に工事担当に連絡すること。工事担当は速やかにFFBX 総務(富)、HCC と協議し、環境影響を評価する。
- (2) 上記(1)の結果に基き、FFBX 総務(富)より近隣住民への広報と協力要請を行う。
- (3) 工事担当者は上記(1)の結果に基き、「工事環境影響評価表」をワークフローにて提出する。
- (4) 県条例に定められた「特定建設作業」に該当する工事は、官庁への届出が義務付けられているので、確実に届出を行い、写しを工事担当者経由でHCCへ提出すること。

4. 工場近隣区域での交通マナーの遵守

- (1) 法定スピードを守ること。
- (2) 踏切での一旦停止
- (3) シートベルトの着装（構内も含む）
- (4) 携帯電話をしながら運転をしない（構内も含む）
- (5) 空き缶、タバコ、ゴミ類のポイ捨て禁止
- (6) 時間待ちのための違法駐車とアイドリング禁止

5. 連休工事時の周辺道路交通渋滞対策

夏、冬の連休工事時に工事用車両が増え、朝の入門時に手続きのため車が停滞し、周辺道路が渋滞を起こした場合、近隣住民の生活に支障が出る。そのために連休期間中は以下に記す渋滞緩和策を遵守すること。

- (1) 車両への施工会社名の表示
- ①入場車両には必ず「元請施工会社名」を見やすい位置に表示すること。
- ②乗用車は原則2名以上の乗合とする。

(2) 事前入門許可申請

- ① 工事施工会社の責任者が「工事施工会社入場届」（添付資料-1）を事前に作成し、「運行許可証」と「バッジ」を受け取って置く。申請期間は「連休工事説明会」で発表する。
- ② 下請け施工会社の入場手続きは、元請施工会社の責任者が自社の「工事施工会社入場届」に併記し、「運行許可証」と「バッジ」を受け取り、事前に下請け施工会社に配布しておく。遠方から来る施工会社で事前配布が出来ない場合は、元請施工会社の責任者が下請け施工会社の工事車両の到着時間より早く西門で待機して、許可証を手渡し速やかに入場させること。
- ③ 工事の初日等で事前申請が出来ない場合は、工事車両が到着前に、元受け施工会社の責任者が受付を済ませて、西門で車両の到着を待ち速やかに入門させる。事前申請のために前日来社する必要はない。
- ④ 事前申請は前日を原則とするが、月曜日工事に限り金・土曜日の申請が可能。また工事が日曜日の場合は当日早朝での申請も可能とする。

(3) 重機や大型車両の誘導

連休工事には、重機や機械搬入のための大型トラックが増え、遠方から来る場合が殆どで、西門周辺で元請施工会社を待つことになり、渋滞の大きな原因になる。

重機や納品用の大型車両、タンクローリー等は、影響が大きいため、必ず元請責任者が、施工会社名と到着時間を確認し、事前申請をして西門で待機し入場させること。

(4) 納品車両、超大型車両(トレーラー等)の東門の使用と待機場所

- ① 超大型車両(トレーラー等)で、西門まで通行が不可能な場合は、東門からの入場を許可するので、事前に東門通行許可願（添付資料-2）を提出のこと。
なお、第一北門からの入場も可能である。事前にHCZと相談のこと。
- ② 納品車両等で深夜や早朝に到着する場合は、周辺道路で待機しアイドリング等の騒音で近隣住民へ迷惑をかけないこと。事前申請を原則とするが、突発の場合は、深夜や早朝でも、東門からの入場を許可し待機場所を指示する。事前に東門通行許可願（添付資料-2）を提出のこと。

(5) 自転車の使用許可

- ① 連休期間中は申請により自転車での入退場を許可する。対象は東・西門のみで2台/1社までとする。申請方法等は「連休工事説明会」で説明する。

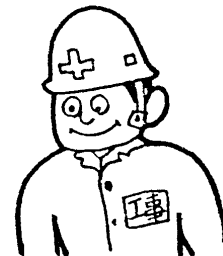
<富士フイルムグループ 富士宮事業場 関連職場の略称>

FFBX BS本 総務S部 静岡総務G富士宮T	FFBX総務(富)
安全衛生グループ	HCZ
	安警備 HCZ (G)
環境グループ	HCC
動力グループ	HCU
富士フイルム静岡(株)	FFSH
富士フイルムエンジニアリング(株)	FEC
エンジニアリング事業部 富士宮 設計	FEC-E富D
保全	FEC-E富M
生産情報システム部	FEC-SS(富)

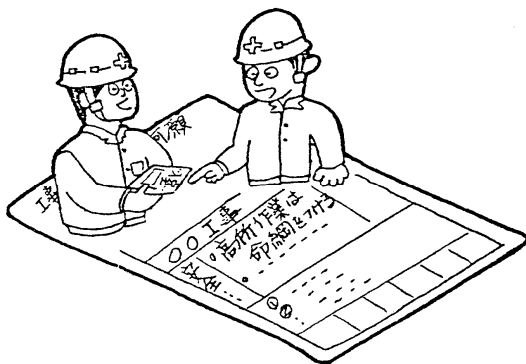
第Ⅲ条 一般構内規則

1. 入退場について

- (1) 工事施工会社は西門より入退場する（ただし 18 時 30 分以降は東門より入退場）。
- (2) 工事施工会社の責任者は当日の工事従事者氏名、その他必要事項を所定の「工事施工会社入場届」（添付資料－1）に記入し、入門の際西門に提出のこと。また、工事施工会社に既に貸与された「工事通門証」を持っている方は、必ず西門入退門管理用カードリーダーに「工事通門証」をかざすこと。
- (3) 作業にはヘルメット、安全靴を着用させること。
このヘルメットには元請会社名を記入すること。
- (4) 入門時西門で渡された「工事」バッジ（緑色）は正しく左胸につけること。
- (5) 車両は重量物等積荷のある場合を除き、構外指定駐車場所に駐車のこと。乗り入れる場合は入門時、西門にて登録し、「運行許可証」を受け取ってフロントガラスのよく見える場所に掲示しておくこと。
- (6) 工事を終了し退門するときは西門に「工事」バッジ及び「運行許可証」を返納すること。
- (7) 上記の他に、打合せ・現説などの施工を伴わない場合は、工事施工会社に既に貸与された「工事通門証」を持っている方に限り、西門入退門管理用カードリーダーに「工事通門証」をかざすことにより、「工事施工会社入場届」の記入をせずに入門できる。
- (8) 連休工事時は前述「連休工事時の周辺道路交通渋滞対策」を参照のこと。



2. 入室許可について



- (1) 工事のため各現場へ入室する場合は必ず「**施工会社入室許可届**」（添付資料－3）に必要事項を記入し、工事担当者または代行者、及び工事対象職場の係員の許可を受けること。
- (2) 工事は入室許可承認を受けてから開始し、工事中は「施工会社入室許可届」および「工事安全環境KYチェックシート」（添付資料－4）を掲示し作業を行うこと。

又、入室単位毎に施工会社安全リーダーを選任

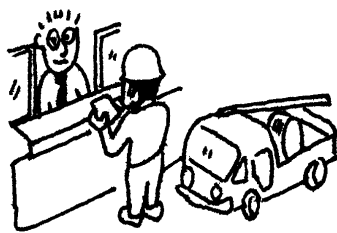
し、安全リーダーは入室許可願い時に支給される 黄色の腕章を着用のこと。

- (3) 退出の際、工事施工会社の責任者（またはその代理者）は 工事現場の後始末を確認した後、工事対象職場の係員の確認印を受けた後工事担当者または代行者に提出すること。
- (4) 工事施工会社の安全リーダーは着工前に当日作業の危険予知を「工事安全環境KYチェックシート」により行い、作業者にその内容を伝え、当日作業の安全について充分注意すること。また、予定外の作業や作業内容に変更が生じた場合は、一旦作業を中断し、工事責任者及び施工会社安全リーダー、及び工事作業者は、再度、全員でKYを行うこと。



3. 物品等の持出し及び処理

(1) 物品持出し手続き (工事施工会社の工事用機器、工具類及び当社の機器類・材料類)



手続……持出者（工事施工会社）は、持出許可者（工事担当者および課長の承認が必要）から、「持出証」（添付資料-5）の発行を受け、これを西門に提出し現品との照合を受け出門すること。ただし施工会社名が明確に書かれている工具・脚立等の物品は「持出証」は不要。

(2) 産業廃棄物処理

- ① 産業廃棄物……工事により撤去した機器、配管、ケーブル、木材、コンクリートガラ、保温材、ガラス等をいう。
- ② 注意……廃棄物内に残油・残液が残っている場合に備え、廃棄物運搬時（建屋からの搬出、車両積込、構内・構外輸送）には、廃棄物を横転させない処置、受皿を使用する等、残油・残液を漏洩させない処置を行うこと。
- ③ 処理……工事担当者より指示のあった廃棄物については構内廃材置場に置くこと。
（アスベスト含有物、水銀使用製品、機器は事前にHCCに相談すること）
その他の物については、工事施工会社は産業廃棄物処理業の許可を持った施工会社に依頼し処理すること。処理にあたっては、事前に、処理を依頼する産業廃棄物処理業の許可を持った施工会社の許可証のコピーを工事担当者に提出する。なお、「建設リサイクル法」に定められた建設工事により発生する特定建設資材の処理については、工事発注者（工事担当者）の指示に従い同法に定める手続きを行うこと。

<建設リサイクル法 概要>

下記に示す一定規模以上の建設、土木工事については、それにより発生する特定建設資材及び廃棄物を再資源化する義務がある。

1) 特定建設資材及び廃棄物

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト

2) 工事の規模

工事の種類	規模の基準（注1）
建設物の解体	床延面積 80m ² 以上
建設物の新築・増築	床延面積 500m ² 以上
建設物の修繕・模様替え （間仕切り・トイレ修繕・リフォーム等）	請負代金工事金額 1億円以上
建築物以外の工作物の解体・新築等（注2） （ピット補修・構内道路又は駐車場、土木工事等）	請負代金500万円以上

（注1）ひとまとめの工事では、工事の種類別に区分けし、該当するかどうかを判断

（注2）特定建設資材廃棄物を発生させる工事が該当工事の一部にそれが含まれる場合、工事全体で500万円以上が該当する

上記に該当する工事受注施工会社は以下を遂行する。

- ・工事受注者は、工事着工時期、分別解体等の計画について、書面で説明を行う
- ・工事受注者は、工事発注者との契約書面において、分別解体等の方法、費用、特定廃棄物を持ち込む施設等の明記を行う。
- ・工事受注者は国で指定する様式で分別解体等の計画書を作成し、工事着工の2週間前を目安に工事発注者（工事担当者）に届け出る。

(3) 廃油処理

- ① 廃油……定期点検、定期交換により機器より拔出された油類を言う。
- ② 処理……工事担当者の指示により処分すること。又は工事担当者が行う。
 - 少量（200リットル未満）の場合は、FEC-E 富 M の廃油タンクへ入れる。
 - 多量（200リットル以上）の場合は、工事担当者が H C C に事前に連絡しその指示によること。

(4) 工事中の一般廃棄物（飲食物など）の分別

- ① 私物は持ち帰ること
- ② 各職場の分別ルールに従って、分別処理すること。詳細は当社社員または工事担当に問い合わせのこと。
- ③ 工場各門周辺の地域のごみ置き場に空缶、ごみ等を捨てないこと。

4. 撮影模写の禁止

当工場内での写真撮影または模写することは厳禁する。

なお、カメラ付携帯電話での撮影も厳禁とする。

構内撮影禁止

5. 工事作業者の行動範囲

当工場内における工事作業者の行動範囲は入場門から工事現場までの順路及び工事の区域内と所定休憩所（西門事務所東側工事施工会社休憩所および工事担当者が指示した場所）に限定される。

6. 構内車両運行

当工場内を運行する車両は「道路交通法」並びに「車両運行規則」（添付資料-6）を遵守すること。

なお、主要注意事項は以下のごとくである。

(1) 運行速度

- ① 構内における車両の最高速度は 25km/H である。
- ② 構内における車両の徐行速度は 10km/H 以下とする。
- ③ フォークリフトの安全指導速度は屋内は 8km/H、屋外は 15km/H 以下とする。
- ④ 平日の出退勤時間帯（7° 50' ~ 8° 20' 16° 45' ~ 17° 10'）の車両の最高速度は 15km/H とする。



(2) 構内車両運行禁止時間

- ① 12° 00' ~ 12° 45' の間は、原則として自動車の入退場及び構内運行を禁止する。
やむを得ず運行する場合は H C Z の担当者に連絡し、許可を得ること。

(3) 定 員

- ① 車両の定員をこえて乗車してはならない。

(4) 禁 煙

- ① 構内では車両内部も禁煙とする。

(5) 駐停車禁止

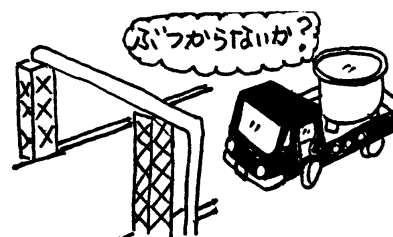
- ① 車両は、構内において所定の場所（「構内駐車指定場所」添付資料-7）以外の場所に駐停車してはならない。
- ② 外来車を構内に残置（翌日にまたがる駐車で運転者が不在の場合）してはならない。
やむを得ない理由で残置する場合は、車両残置申請書（添付資料-9）を提出のこと。



(6) 制限外積載車の運行

架設物、埋設物等の施設の保護または危害予防のため、次の基準をこえる外来車の運行は積載物受領先担当者の誘導によるものとする。

- ① 車両総重量 27ton
- ② 全高：各通路によりまちまちなので、
構内道路上横断物地上高さ（添付資料－8）
を参照して事前に確認すること。



第 IV 条 工事施工上の注意事項

1. 一般的注意事項

- (1) 工事区域内に必要な手続きと分担は下表による。各種の届出、申請書の申請は工事担当
者が必要な関係先と調整を済ませた後、工事施工会社に作成を依頼し、内容を確認した
後届出先へ提出する。申請書には必ず関係先との調整結果を記入のこと。

No	届 出	内 容	届出者	捺 印	届出先	添付 資料
1	路上工事／臨時材料置場／ 車両残置 申請書 (路上駐車許可も含む)	・クレーン作業全般、構内路上での施工、及び 工事の為、車両を路上に駐車の場合 ・工事継続の為、工事現場周辺に車両を一時置き する（車上の発電機は含む） ・工事中、材料を現場近くの屋外に一時置きする 場合（発電機も含む）	工 事 施工会社	工 事 担当者 課 長	HCZ	－ 9
2	工事用ガスボンベ及び電気 溶接器構内残置許可申請書	工事継続の為、夜間構内に標記機器を残置する時	〃	職 場 責任者	HCZ	－12
3	工場スペース 特別使用申請書	工事用仮設事務所の設置、 芝生などの緑地内で工事を実施する場合	工 事 担当者	担当者 課 長 部 長	FFBX 総務(富)	－13
4	火気使用届	別途記載の火気を使用する場合	工 事 施工会社	職 場 責任者	HCZ	－14
5	消火栓送水停止の対応	消火栓に関する工事を実施する場合、又は消火栓 利用の作業を行う場合はHCZに相談のこと	工事担 当者		HCZ に相談	

（注記）職場責任者：当日出勤の職場の上位者。休日の場合、HCZは東門で代行する

- (2) 重大事故につながる恐れのある工事において、事故防止のために工事施工計画書を作成
すること。具体的には『重量物取扱作業』『高所・開口部関連作業』『配線撤去作業』
『汚水防止』『酸欠危険工事』の施工計画書（添付資料-24、29～32）を作成し、工事
担当者と協議のうえ、安全対策を講じること。
また、予定にない作業が発生した場合、工事責任者は必ず工事担当者に申し出ると共に、
各施工計画書の修正内容を工事作業者に周知すること。
その際、工事作業者は現場で再度KYを行うこと
- (3) 工事施工会社の責任者は、工事内容、防災などについて下請施工会社に充分説明して
おかなければならない。（責任者は工事担当者から受けた説明事項を必ず下請施工会
社に徹底しておくこと）
- (4) 上履きを必要とする場所へ入室するときは、上履きを準備し、上履きと下履きの使
い分けをしっかりと行うこと。

- (5) 同一場所で各施工会社が工事をするときは、お互いに相手の立場を考えて問題を起こさぬよう連携を充分にとって施工のこと。
もし問題が起きた場合は工事担当者に連絡すること。（例えば工事における電源の取り合い、塗装工事現場において塗装と火気使用工事が同一日時計画されたとき、上下作業となるなど）
- (6) 臨時の作業員を使うときは、できるだけ常雇の作業員をつけ、問題の起こらぬよう考慮すること。
- (7) 工事のために機械設備、建物および備付部品や原材料、製品等を損傷または汚染させるおそれのあるときは、事前に工事担当者に連絡し、その指示にもとづいて適切な防護措置を講ずること。
- (8) 室内照明用電灯、機械装置のスイッチ類、備品、台車等を、無断で操作し、触れたりしてはならない。やむを得えず操作や接触する場合は、工事要求元の許可を得ること。
- (9) 挟まれ・巻込まれ・感電の恐れのある工事、および蒸気・溶剤・薬品・油等を流出する恐れのある工事の際は、工事担当者は電源遮断もしくはバルブ遮断後、「通電バルブ開禁止」札を貼ること。
工事施工会社の責任者は、工事担当者と一緒に遮断状態を確認の上、工事担当者とは別の「禁止」札を貼ること。（禁止札の様式はこだわらない（禁止事項、社名、責任者氏名、連絡先、貼付日時は明記のこと）が、剥がれ落ちないように確実に貼付のこと。）
また、工事完了時に貼った本人が必ず剥がすこと。
もし本人が病欠等のやむを得ない理由で剥がせない場合は、その上長が現場の安全を判断のうえ剥がせるものとする。
- (10) 暗室の作業で照明器具（ハンドランプ、ヘルメットランプ等）やレーザー機器を使用するときは、工事担当者に申し出ること。製品を感光させないように専用のハンドランプを当社より貸与する。
- (11) 構内の「暗室作業場所」及び「防爆管理場所」への携帯電話の持込みを禁止する。
詳細は各部ルールを確認し、それに従うこと。過去に着信でディスプレイが点灯し、暗室内の製品を感光させた事故が発生している。
- (12) 工事の出入口は限定することがある。その場合は指示に従うこと。
- (13) 2階以上の場所で施工する場合、階下に影響をおよぼす心配のあるときは工事担当者から特に施工上の注意をすることがあるので、その指示に従うこと。
- (14) 工事現場において、パイプネジ切りやその他の機械加工をするときは、「切粉受」（厚手の紙を敷いたり、鉄板を敷くなど）を使用すること。
また油を床に落とさぬよう留意すること。
- (15) 工事機材、塵埃、研り屑、泥土等はその都度、清掃、排出すること。
- (16) 構内の芝生を中心とした緑化部分に工事がかかる場合は、工場立地法の関係上、事前にFFBX 総務(富)への届出が必要であり、工事实施に当っては届出がなされているか工事担当者に確認すること。「工場スペース特別使用申請書」（添付資料-13）
- (17) 構内の芝生内で諸作業を行う場合はシート等を敷き、土砂、鉄屑（ボルト・ナット、溶接棒他）等の散乱を防止すること。
- (18) サンダー類の使用制限
工場建屋内でのサンダー類の使用は原則禁止とする。
但し、他の工法では施工不可な場合に限り、事前に工事担当者と協議し、火災防止・粉塵飛散防止等の処置を行ったうえでの限定使用を許可する。



- (19) 蛍光灯・水銀灯破損時の処理（添付資料-18）
工事場所付近の蛍光灯・水銀灯は破損しない様注意のこと。又、勝手に取外しをしないこと。蛍光灯内のガスや微細物、水銀灯内の水銀が、感光材料に異常を発生させる為、破損した時は右記 1. 2. 3. を必ず守ること。



1. 当社社員に至急連絡ね!
2. 他者を立入らせない!
3. 動きまわらない!

- (20) 誤報を防ぐため工事前に火災報知器の位置等を確認し、ヘルメット・機材等で鳴らさない様注意する。もし誤報させた場合は速やかに工事担当者及び各本部に連絡し、指示に従うこと。
- (21) 密閉系内（タンク内、ダクト内、空調機内、乾燥ドライヤ内など）で工事・作業を行う場合は、「密閉系作業置き忘れ防止チェックシート」（添付資料-19）により確認を行い、作業後の密閉系内への物品の置き忘れを防止すること。
- (22) 建屋耐震壁への開口禁止
建屋壁に開口する場合は、予め、耐震壁でないことを調査・確認（FEC-E 富 D に調査依頼すること）し、施工のこと。
- (23) 工事用仮設事務所設置の手続き
新たに工事用仮設事務所を設置する場合は、事前に「工場スペース特別使用申請書」（添付資料-13）を提出すること。
- (24) 感光材料有害物質の持込禁止
当工場においては感光材料有害物質の持込みを禁止する。該当品は次のものをいう。
・放射性物質、放射性物質を使用した物品及び放射線が発生する機械器具（夜光時計、夜光塗料、蛍光ペン、蛍光インク使用雑誌及びX線発生装置等）
・水銀、水銀化合物およびそれらを使用した物品（水銀温度計、水銀電極、水銀電池、蛍光灯、水銀灯及びマーキュローム等）
・シリコーン（有機珪素系化合物の重合体から作られたものの総称）およびそれらを使用した物品（シリコーン油、シリコーングリースおよびシリコーンゴム等）
- (25) 工事用照明（移動ランプ）
・工事時に使用する移動ランプは、感光材料有害物質（前術(25)参照）を含まないランプ（投光用反射型白熱球（内面アルミ蒸着）、一般の白熱球、ハロゲンランプ、LEDランプ）を使用する事。
・構造物、その他に固定して使用し、直接床上などに転がさないよう、正しい使い方をすること。
・周囲にビニール、布、紙片など可燃物がある場合、あらかじめ取り除いておき、誤って電球に直接接触することを防ぐ。
・作業者が休憩などで、現場を離れる場合、工事用照明を消灯すること。
- (26) 都市ガス設備周辺で工事を行う場合の注意事項
工場内に感震器を3箇所設置してあり、揺れを感じると自動的に都市ガスを遮断する仕組みを設けてある。よって（添付図-17）に示す感震器周辺で、掘削等の振動を伴う工事を行う場合は、事前にHCUと協議のこと。また、都市ガス配管近傍にて工事を行う場合も同様に、事前にHCUと協議のこと。東門構外のロータリー付近にも都市ガス配管が埋設されているので掘削工事を行う場合は注意のこと。
- (27) 「防爆管理場所」でトランシーバーを使用するときは、事前に工事担当者に申し出ること。「防爆管理場所」で使用可能なトランシーバーを貸与又は型式等を指示する。
- (28) 常設コンセントを使用する場合は、事前に工事担当者の許可を得て使用すること。また、臨時配線および常設工事用電源を使用する場合は、事前に申請し許可を得ること。（第V条 3. 臨時配線、工事用電源配線注意事項 を参照のこと）
- (29) 腰道具を付けて盤内作業を行う場合、感電防止の観点より必要に応じて腰道具を取り外して作業する等のKY実施の上で着工開始のこと。（盤内停電確認時等）

- (30) 工事施工上で何らかの事故（車両関係も含む）が発生した場合は、速やかに工事担当者へ報告すること

2. 防塵措置、その他

研り工事、溶接、溶断工事、サンダー類使用工事、その他による発塵、発煙について下記の注意を充分に守ること。

- (1) 建物内での研り作業は機械類のカバー、入口ドア、ダクト、その他開口部の目張り養生を確実に行ったのち着工すること。（具体的方法等は担当者と十分な打合せにより決定すること。）
- (2) 工事中は散水や集塵機等による粉塵対策を実施すること。
- (3) 電気ドリル等によるコンクリート部の穴あけ工事においても必要により養生、集塵対策を行うこと。
- (4) 溶接、溶断工事で発生する火の粉、煙等に対して飛散防止カバー、集塵機、排煙機等による措置を講ずること。
- (5) サンダー、カッター類使用作業時は、粉塵飛散防止の確実な養生を行い、使用中は、飛散防止カバー、集塵機、排煙機等による発塵防止措置を行うこと。



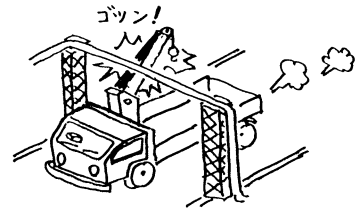
3. 重量物の取り扱い

- (1) 玉掛作業及びクレーン作業による重量物の取扱い作業では、重量物作業計画書（添付資料-29）（吊り荷、玉掛方法、転倒防止、合図方法等）を作成し、資格者を明記すると共に、責任者・玉掛者・合図者・運転者等を選任し、工事担当者に提出すること。
- (2) 責任者は、重量物作業計画書に基づき関係者を集めて事前に打合せを行うこと。
- (3) 重量物の運搬・移動時の作業の際には、責任者を明確にし、決して無理はせず、合図で確認し合い、また正常な姿勢をとるなど怪我・腰痛等を起こさぬよう注意すること。
- (4) 玉掛作業（チェンブロック等の取扱い含）は次による。
 - ① 必ず有資格者が行う。
 - ② 事前に器具類の点検を行い、異常なものは使用しないこと。
 - ③ 制限荷重以上の重量物を取り扱わない。許可荷重表示のないワイヤー等の吊り具を用いて荷吊りする場合、適正な荷重を確認した上で使用すること。
 - ④ 荷上げ時は、ゆっくり吊り上げ、機器、周辺への影響を確認しながら作業をする。
 - ⑤ トロリー（特に仮設トロリー）の横行レールの両端末には、ストoppaが有る事を確認すること。無い場合は、使用前にストoppaを取り付けること。
- (5) 重量物の吊り下げでは、建物の梁は原則として使用しない。既設吊具を使用する場合は工事担当者の許可を受け、吊具の点検を行い、荷は厚布、キャンパス等で養生し、損傷防止措置を行い、安全を確認してから使用すること。
- (6) 吊り荷の落下範囲には、絶対に入らないこと。

又作業者が休憩などで、現場を離れる場合、荷を吊った状態にせず、転倒しないように安定した状態にしておくこと。
- (7) クレーン車、ユニック車、レッカー車等の移動式クレーンによる重量物の取扱い
 - ① 必ず有資格者が行う。
 - ② 事前に周囲の安全を確認する。
 - ③ 転倒防止のアウトリガーを両側とも正しくセットする。

もし転倒させた場合は、速やかに工事担当者へ報告すること
 - ④ 作業指揮者と操作者の2名作業とし、作業中は必ず合図で確認し合う。

- ⑤ 作業指揮者は、周囲から作業指揮者と分かるようにベストを着用のこと。
当社からベストを借りたい場合は、東門にて貸与する。
- ⑥ 道路上で使用する時は、事前に工事担当者に路上工事届（7ページ参照）を提出のこと。また、工事中は立ち入り禁止の措置を講ずること。
- (8) クレーン車等の走行
当工場構内の架空配管（特に道路上）に、ユニック、レッカ、クレーン車等のブームをぶつけ破損させぬよう、以下の事項を厳守のこと。
- ① 走行時はブームを原点まで下げ、かつ周囲の安全確認を確実にすること。
- ② クレーン、アウトリガーを原点に戻さないで走行することを一切禁止する。
- (9) 東京電力(株)の送電線の近くで、クレーンが4 m以内に近づく恐れがある作業を行う場合は、クレーン車使用の原則14日前までに、工事担当者が東京電力(株)に連絡する。工事担当者は、施工会社責任者、東京電力(株)と作業内容の事前確認を行い、「送電線接近作業安全確認議事録」を作成し内容を遵守する。写しを安全衛生グループ長に提出する。対象区域は、「送電線配置図」（添付資料-15）を参照。
- (10) エレベータ使用時は、過載とならないよう塔載許容重量を確認の上、重量物の積み込みを行うこと。
- (11) フォークリフトの運転
- ① フォークリフトを使用する場合は、作業計画を作成し、工事作業員へ周知する。また、運行エリアを工事要求元へ伝え、工事要求元から関連職場に連絡する。
- ② フォークリフトを荷の吊り上げや人の昇降等、主たる用途以外に使用しない事。やむを得ずロープ、吊りベルト又はフレコン等をフォークに掛けて荷役作業を行う時は、専用アタッチメントを使用するか、偏荷重にならない様に2本のツメを中央に寄せ、且つツメとロープ等が滑らない対策を行う事。



4. 埋設物確認

- (1) 屋内・屋外で掘削工事の必要性が発生した場合は、埋設物の有無を確認した後に施工すること。工事担当者は「地中埋設物確認依頼」（添付資料-16）にて確認のこと。但し、手掘り前提で、埋設物の確認を行いながら施工ができる場合は依頼不要。
- (2) コア抜き・アンカー打ちが必要な場合は、工事担当者に埋設物（排水配管、消火栓、電線管など）の有無を調査依頼し、承認を得た上で作業実施のこと。
- (3) コアカッター、アンカードリルを使用する場合は原則として二重絶縁構造（マーク）の機器を使用すること。感電防止のため、埋設物調査の結果に関わらず埋設配線があることを前提として、保護具（絶縁手袋）を着用すること。また施工エリアに関連する電源を全て遮断し、禁止札を貼り付けてから作業を開始すること。

5. 石綿（アスベスト）施工

- (1) 断熱材除去や建物解体等によって発生するアスベストが飛散し、人体・環境に影響を与えぬよう、添付資料-25「アスベスト工事施工規則」を遵守すること。作業を行なう時は、「石綿工事作業計画書および石綿工事作業チェックシート」を使用し確認すること。

6. リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）施工

- (1) 炉補修工事等でRCFを取り扱う施工の時は、「リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）取扱工事の安全対策」（添付資料-34）を遵守すること。

第 V 条 工場防火

1. 喫 煙

構内では喫煙を禁止する。

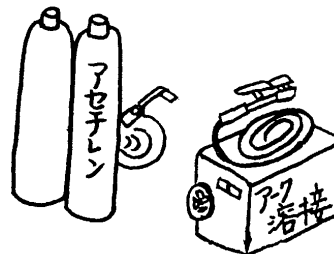


2. 火気使用

(1) 「火気使用届」を必要とする火気及び電熱機器類

① 工所用裸火類

- ・アーク溶接、溶断装置
- ・アセチレン溶接、溶断装置
- ・プロパンガスバーナー
- ・石油及び重油バーナー
- ・トーチランプ、アルコールランプ
- ・線香（煙感知器試験器）
- ・裸火（炭火、たき火、ストーブ、その他炎を発するもの） など



② 電熱機器類

- ・ホットマーカ― ・電気ゴテ ・ホットジェット ・その他電熱機器

※サンダー、カットグラインダー、エアグラインダー、床研磨機、その他火花を発するもの等や、ガソリンエンジン及びドリルを使用する場合には、職場責任者に申し出て許可を取ること。「火気使用届」を東門へ提出する必要はありません。

「火気使用届」の手続（工事施工会社の責任者の役割）

① 使用前の手続

- ・「火気使用届」（添付資料-14）に必要事項を記入し、東門に3部提出する。
- ・「火気使用届」2部と火気使用許可チェックリスト（添付資料-14）を東門より受け、このチェックリストにしたがい火気使用機器および火気使用付近の状況をチェックする。
- ・チェックリスト項目に適合したなら、職場責任者のチェック及び捺印を受ける。
- ・「火気使用届」を火気使用場所の見やすい場所に掲示する。



② 使用中の留意点

- ・火気使用場所には常に消火器を置くこと。
- ・チェックリストにより、使用中のチェックを実施し安全に配慮すること。
- ・火気使用時間を延長する場合は、速やかに職場責任者に延長の許可を受け、東門に連絡をすること。

③ 使用後の手続

- ・火気使用終了後は直ちにチェックリストによる自主チェックを実施すること。
- ・職場責任者のチェックを受け、火気使用終了の捺印を受ける。
- ・東門へ「火気使用届」を提出する。

(3) 火気使用の注意事項

① 使用前の注意事項

- ・「火気使用届」は火気使用届1枚につき、使用火気は1台とする。
- ・消火器はABCの10型（消火薬が3kg以上）の粉末消火器・ハロン消火器又は炭酸ガス消火器を持参すること。但し、製造部へはABC粉末消火器を持込んではいならない。ハロン消火器もしくは炭酸ガス消火器がない場合は、職場責任者よりハロン消火器もしくは炭酸ガス消火器を借用すること。



＊A B C 消火器を持ち込んではいない理由

消火薬の成分が感光材料に有害なため

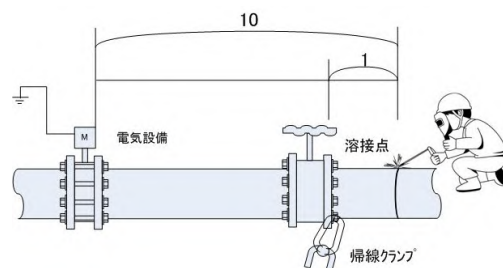
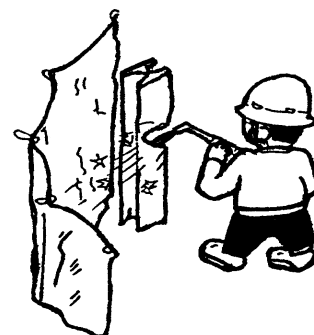
- ・持参した消火器が不具合の場合は、工事施工会社の責任者の指示に従うこと。
- ・職場責任者に対し引火性塗料使用の塗装工事と重複がないことを確認すること。
- ・アセチレン溶接、溶断装置及びアーク溶接装置は必ず有資格者に使用させること。
- ・アセチレン溶接、溶断装置及びプロパンガス装置は、使用開始前に必ず石鹼水で接続部及びコック部のガス漏れチェックをすること。
- ・高圧ガスボンベは転落、転倒、衝撃を防止するよう取り扱うこと。
- ・引火物（溶剤類）置場付近での火気使用は厳禁する。
- ・アスファルト溶解用バーナーの使用については、使用事前打合せを実施しなければ、使用できない。

打合せ内容：引火事故防止、悪臭及び煙対策、製品への影響

打合せ者：使用職場、FEC、FFBX 総務(富)、H C C、周辺職場

② 使用中の注意事項

- ・ 常に火気使用場所に「火気使用届」を掲示し、消火器を備えること。
- ・ 火花防止用鉄板、不燃シート、注水等の防護措置を必要に応じて実施すること。
- ・ 特に高所での作業は火の粉が思わぬ方向に飛散して火災の原因となることがあるので注意すること。高所での溶接作業の下や、溶接作業近傍の開口部の階下に可燃物は置かないこと。
- ・ 消火器は、転倒しないように、作業動線以外に置く等を配慮して備え付けること。
- ・ 溶接、溶断工事中は必ず監視人を置き安全を確保すること。
- ・ 強風時、屋外で使用する場合は、再度職場責任者の指示を仰ぐこと。
- ・ 溶接作業では、火花を直接受ける部分には火花防止鉄板や、不燃シートを使用すること。尚、不燃シートとは「JIS A-1323」合格品（通称：スパッタシート等）を指す。（防災シートによる代用は認めない）
- ・ 休憩等により使用場所を離れる時は、裸火を必ず消す。電気使用の場合は電源を切る。ガスボンベを使用の場合は元栓を閉止にして安全を確認すること。
- ・ 溶接点近傍に電気機器がある場合は、原則として、帰線クランプを、溶接点と電気機器間の距離の 1/10 以下の位置になるように取り付ける。遵守できない場合は、工事担当者に対応方法（配線を外す等）を相談すること。
- ・ 職場責任者及び工事担当者の注意を良く守って作業すること。



③ 使用後の注意事項

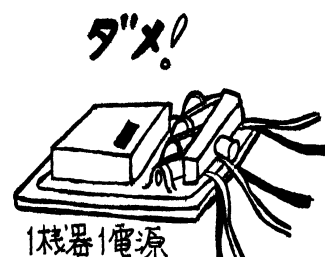
- ・ 火気使用場所付近で煙が発生していないか、こげくさくないか等異常の有無を確認すること。
- ・ 電源の遮断、ガスボンベ元栓の閉止を確認すること。
- ・ 工事現場の片付けを確実にを行うこと。
- ・ 当日の使用火気類を持ち帰ること。

連続工事で構内残置が必要な場合は、工事用ガスボンベ及び電気溶接機構内（含特別工事区）残置許可申請書（添付資料-12）により残置することができる。

3. 臨時配線、工事用電源の配線注意事項

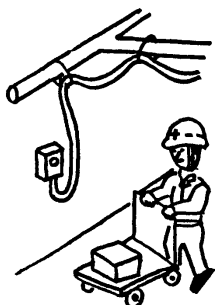
(1) 臨時配線

- ① 機器の試運転、電気溶接の工事用電力又は照明用電力の供給を希望し、常設の工事用電源又はコンセント以外（C/C や分電盤等）から仮設配線する場合臨時配線の申請を必要とする。
- ② 臨時配線の期間は1ヶ月以内とする。
- ③ 申請は「臨時配線届」（添付資料-21）を使用し、事前にF E C-E 富D、E 富M または H C U のチェックを受けること。
- ④ 「許可証No.」と「臨時配線届」のNo.を照合し、届出内容を確認後使用すること。「臨時配線届」の記載内容以外には使用できない。
- ⑤ 期間の延長又は使用目的の変更など、「臨時配線届」の内容に変更を生じた場合には事前に工事担当者に申し出ること。
- ⑥ 工事担当者の指示を受けずに配線経路の変更をしてはならない。
- ⑦ 工事終了後は速やかに工事担当者に連絡し、撤去すること。
- ⑧ 注意事項 臨時配線へのつなぎ込みは、1電源遮断器1機器とする。（たこ足配線は禁止）



(2) 工事用電源の配線注意事項

- ① 臨時配線・常設工事用電源・常設コンセント以外からの工事電源の取出しは厳禁とする。
- ② 常設の工事用電源盤を使用したい場合は、事前に工事用電源使用許可願い（添付資料-28）を提出し、電源管理部門の承認の上で使用する。



- ・常設の工事用電源盤と負荷の間には専用の保安装置を設け、負荷容量に見合った配線を使用する事。
- ・工事用電源の配線接続が終了した後、工事担当者に使用許可を得る事。施工会社は電源管理責任者を1名定め、使用許可以降の電源入切りを電源管理責任者が行う事。

- ③ 通路を確保するため、通路上へのころがし配線は原則として避け、架空配線とする。ただし止むを得ない場合は、絶縁被覆の損傷を防止する措置を講じて通路を横断させること。

- ④ 損傷している機器、コード、ソケットなどは使用してはならない。又コンセントには必ず差し込みプラグを使用し、裸線をジカに差し込むことは厳禁する。
- ⑤ 電源の取出しは、保護機能付き電工ドラム、又は電源タップを使用すること。テールタップや電動工具等をコンセントに直接接続してはならない。必要とする保護機能は、過電流遮断機能付き、及び漏電遮断機能付きで、3Pコード（アース付き）とする。過電流遮断機能付きの電工ドラム・電源タップには「過電流保護付」シールを貼る、同機能が無い物や、判断ができない物には「過電流保護なし」シールを貼ること。



- ⑥ 電工ドラムは過熱による発火防止の為、コードは全長引き出して使用すること。
- ⑦ 過電流・漏電保護のされていないコンセント（例えば定格20A（容量2kVA）を越える発電機本体のコンセント等）に、直接接続してはならない。この場合は仮設分電盤を設置し、盤内にコンセント回路（20A以下の過電流短絡保護付、漏電遮断器付）を設け、使用すること。

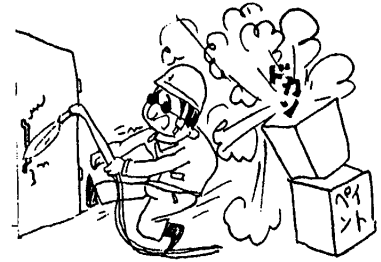
- ⑧ 移動型又は可搬型の電気機器（ドリル、サンダー、水中ポンプ、電気溶接器等）には必ずアースを取付け、かつ過電流遮断機能付きの漏電遮断器を取付けること。
- ⑨ 可搬型の電気機器に付属する電線はコード又はキャブタイヤケーブルであること。
- ・ 屋内で使用できる電線（乾燥した場所）
コード……ゴム、ビニル、ゴムキャブタイヤ、ビニルキャブタイヤ
キャブタイヤケーブル……ビニル、第1種～第4種
 - ・ 屋内で使用できる電線（湿気が多い又は、水気がある場所）
コード……防湿ゴム、ゴムキャブタイヤ
キャブタイヤケーブル……第1種～第4種
 - ・ 屋外で使用できる電線
キャブタイヤケーブル……第2種～第4種
- ⑩ 扉、窓等を貫通して配線を設置する時は開閉により配線の被覆を損傷しないように防護措置をとること。

(3) 分電盤の仮設時チェック

レンタル品を含めた分電盤の仮設を行う際には、事前にFEC-E富D、E富M またはHCUに届け出て、健全性や使用方法に不備が無いかチェックを受けること。

4. 塗装工事

- (1) 塗装工事現場では、引火爆発事故防止のため、塗装中は同一場所ならびに周辺部での火気使用を禁止している。塗装工事を実施する場合、工事責任者は工事予定を前日までに職場責任者又は、工事担当者に連絡し他工事との重複をさけること。
- (2) タンク内面塗装又は、密閉空間内で有機溶剤、薬品等を使用する場合は換気を充分に行い、中毒及び酸欠防止の措置を講ずること。

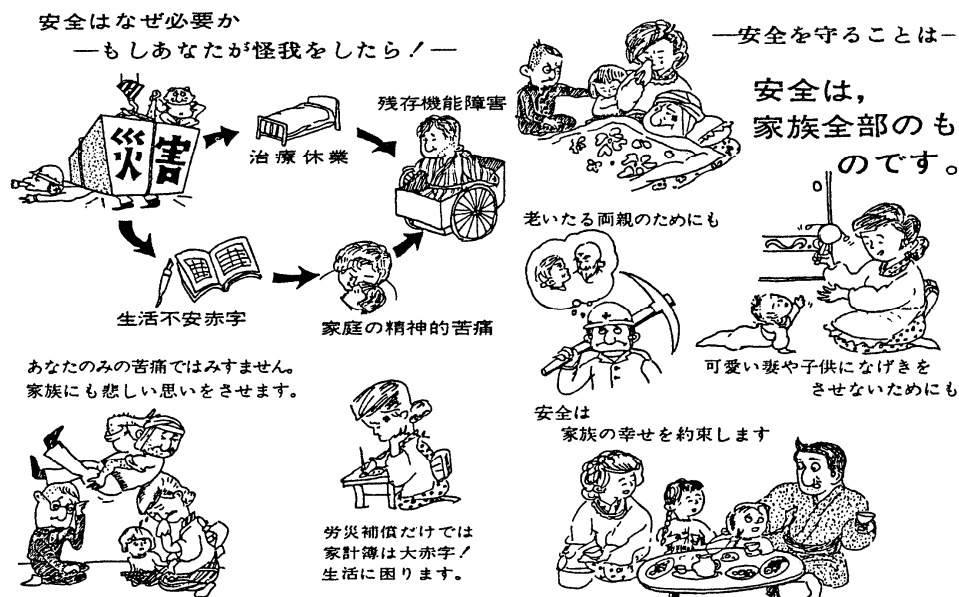


5. 避難通路、非常口、消火施設の確認及び周辺の整理整頓

- (1) 工事施工前には必ず避難通路、非常口及び特殊消火施設の有無を確認すること。
- ① 特殊消火設備*の工事現場（添付資料—22）では、消火剤放出の時、始めに警報（アナウンス）が出てその後消火剤が放出されるので、警報が出たら速やかにその部屋から非難すること。
 - ② 二酸化炭素消火設備の取扱方法など周知徹底すること。
 - ③ 自動手動の切替ある特殊消火設備は工事前に、手動とすること。
 - ④ 保守作業や工事が終了したら元の状態に復旧すること。
- *特殊消火設備：多量かつ一斉に消火剤を放出することで酸素供給を遮断し消火する（室内噴射式）ようにした設備。当工場では「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備（通称ハロン消火設備）」「イナージェン消火設備」「アルゴナイト消火設備」が該当する。
- (2) 避難及び消火活動に支障のないように避難通路、非常口及び消火施設の周囲には工事材料や工事残材を置かないようにすること。

第 VI 条 労働災害防止

安全は何よりも優先させなければならないものです。そして安全確保は工事をすすめるためには最も大切な条件です。個人の作業上のちょっとしたミスが重大災害の原因になったり、定められたことを守らなかったばかりに、一命を落す事や不具になることは、本人ばかりではなく家族も悲慘にし、関係者をも不幸にし、物心ともに大きな影響のあることはご承知のとおりです。災害を無くし、明るい職場、楽しい家庭を守るため、みんなで労働災害防止に努めましょう。



1. 一般的注意事項

(1) 工事施工会社の責務

工事施工会社の責任者は作業員全員（含下・孫請け）の全作業に対し、安全を確保し、維持管理する責務がある。常に細心の注意を払うとともに、安全指導を徹底すること。

(2) 作業員への指示の徹底

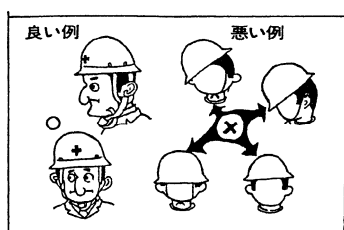
工事施工にあたり、施工会社の責任者及び安全リーダーは必ず、作業内容と安全についての確認をし、作業員への指示、徹底をはかってから作業を行うこと。（第Ⅲ条 2 (4) 参照）

(3) 使用工具、機器の点検・整備

①使用工具機器は常に点検・整備をし、正常なものを使用すること。不良工具機器の持込みは禁止する。特に構内に持ち込むすべての電気機器（電動工具・電動機器・電熱機器・電気溶接機・照明器具・接続コード類・漏電遮断器・発電機等）は、移動用電気機器検査規則（添付資料-23）に基づき、事前に検査を受け、検査済証を貼付したもの以外は使用してはならない。なお、同一の電気機器検査済証を使用する他事業場の機器も、検査済として扱う。

② レンタル品（電気機器に限定）を使用するための必須要件

レンタル会社にて、専門知識を有する人により、機器の健全性が確認されていること。そのためレンタル会社へ、添付資料 23-15 の依頼文を使用して検査を依頼すること。健全性を確認した検査の記録（チェックシート）をレンタル会社から入手し、使用前に内容を確認すること。またチェックシートは、機器使用場所近くに掲示すること。

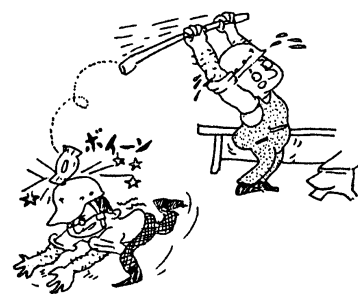


③ 保護具の着用励行

工事現場では、ヘルメット・安全靴、および決められた保護具は必ず使用すること。

〔ヘルメット〕

あごひもを必ずしっかりしめること。



〔安全靴〕

高所作業・室内作業で特別の履物が必要な場合以外は必ず着用すること。

特別な履物とは、工場備付の上履、とび職の地下足袋などである。

(4) 有資格者の就業

資格を必要とする作業は必ず有資格者が行うこと。

(5) 熱中症対策（安衛則2025年6月1日施行）

工事施工会社責任者は、熱中症の恐れがある工事作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止すること。対象環境はWBGT28度以上または、外気温度31度以上の環境で、連続1時間以上または、1日4時間を超えて実施が見込まれる作業とする。

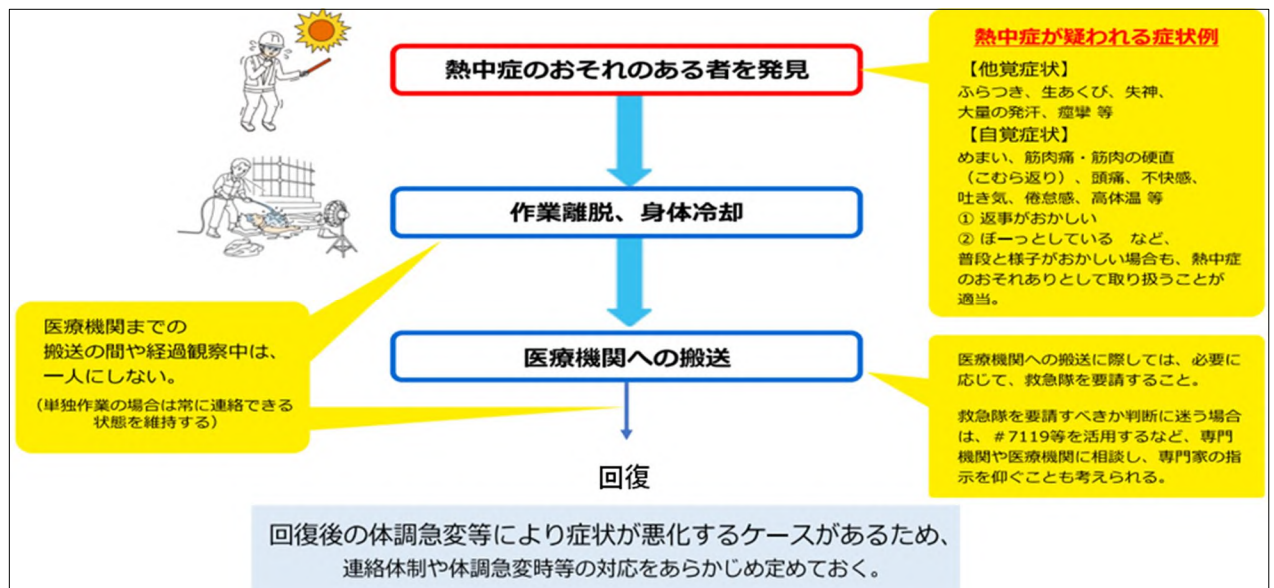
①熱中症のおそれがある工事作業者を早期発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある工事作業員」や「熱中症のおそれがある工事作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための連絡先や担当者をあらかじめ定め工事作業員へ周知すること。「熱中症の症状がある工事作業員を見つけるための措置」として現場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や定期連絡等を行うように努めること。

②熱中症の恐れがある工事作業員を把握した場合、的確な判断・対応がとれるようにすること。下記を作成し工事作業員へ周知すること。

ア．緊急時の連絡ルート

イ．作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等の措置は下記フロー参照

熱中症のおそれのある者に対する処置フロー図



③現場での危険な暑さを防ぐための配慮をすること

ア．作業環境管理について

- ・休憩場所の確認：冷房を備えた休憩場所または、日陰等の涼しい場所を現場担当者と確認しておくこと。

イ．作業管理について

- ・作業時間の短縮等：こまめな休憩をすること。
- ・水分および塩分の摂取：自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分の作業前後の摂取および作業中での定期的な摂取を行うこと。
- ・服装等：熱を吸収し、または保熱しやすい服装は避け、透湿性および通気性の良い服装を着用させること。送風機能のある作業服やクールベスト等が着用できる作業場もあるため、必要に応じて判断を行い、使用を検討すること。

ウ．健康管理及び衛生教育について

- ・作業前に工事作業者の健康状態の確認をすること。
- ・熱中症の症状、緊急時の救急処置、熱中症の予防方法について教育を行うこと。

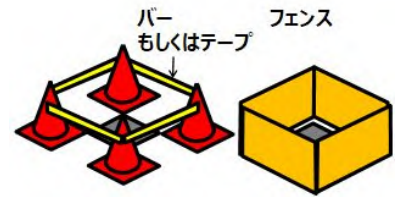
2. 危険作業別注意事項

(1) 墜落・飛来・落下による危険防止

工事で使う、作業“足場”については、労働安全衛生規則に則り施工を行うこと。

尚、H27 年 7 月の改訂内容は（添付資料－33）を参照のこと。

- ①墜落災害防止のため、高さが 2 m 以上の箇所や、深さに関係なく開口部が開放された地下ピット等の近傍で作業を行う場合は、高所作業・開口部関連作業施工計画書（添付資料－30）を作成（作業場所、作業方法、開口方法、開口部養生方法等）し、工事担当者に提出すること。尚、計画書は貴社フォーマットを使用してもかまわない。
- ②高さ 2 m 以上の箇所で作業を行う場合は、足場を組み立てる等により作業床を設け、墜落制止用器具を使用すること。作業床を設けることが困難なときは防網を張り、墜落制止用器具を使用すること。また、つり足場、張出し足場、高さ 5 m 以上の構造を持つ足場の組立て、変更・解体を行う場合は、「足場の組立て等作業主任者」の指揮で行うこと。
- ③足場壁つなぎアンカーの設計について、屋外に足場を設置する場合、設置条件（現場の特性／足場の形状）に応じた個別の設計検討を行い、設計強度を定量的に把握すること。足場の壁つなぎに使用するアンカーは、壁つなぎとして適切な部材を採用し、強度／メーカーの注意事項を確認のうえ使用すること。（参考）ALC 等で壁自体の強度が不足する場合は、鉄骨下地材から支持を取ることで強度の向上を図る工法もある。
- ④高さが 2 m 以上の作業床の端、または地下ピット等の開口部近傍で墜落のおそれのある箇所には、囲い、手摺、覆い等を設けること。ただし、囲い等を設けることが、困難なときや作業の必要上、臨時に囲い等を取外すときは、防網を張ること。〔519 条〕



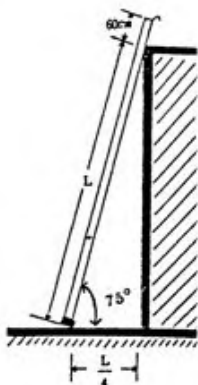
- ⑤墜落制止用器具を使用するときは、安全に取付けるための設備（親綱等）を設けること。

- ⑥高さ 2 m 以上の箇所で作業を行う場合、強風（平均 10m/s）、大雨（50mm/回）、大雪（25cm/回）等の悪天候のため危険が予想されるときは、作業を実施してはならない。〔522 条〕

- ⑦工事責任者は、設置する足場が耐えうる風速を把握し、強風が予想される場合には、事前に必要な風抜き対策（メッシュシート束ね等）を講ずること。作業構台についても、状況に応じて敷き鉄板の取り外しや補強などを検討すること。

- ⑧高さ 2 m 以上の箇所で作業を行う場合、安全に行うために必要な照度を確保すること。

- ⑨踏み抜きのおそれのある箇所では、幅 30cm 以上の使用目的にじた丈夫な歩み板を設け、防網を張ること。〔524 条〕



- ⑩高さ、深さが 1.5m をこえる箇所の作業では、安全に昇降するための設備等を設けること。

- ⑪移動はしごは、下記に定めるところに適した物を使用すること。

- ・ 丈夫な構造とすること。
- ・ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- ・ 幅は 30cm 以上のものとする。
- ・ すべり止め装置（上部にフック又はロープ、下部にゴム等）を取付け、その他墜落を防止するため、はしごを建築物等にしっかり固定する、又は、もう 1 人が支えている等の措置を講ずること。

- ・ はしごの据付角度は水平面に対し 70～75°（はしご長さの 1/4 離れた地点）の角度とする。
- ・ はしごの上部は 60cm 以上突き出させ、昇りつめても手で支持できるようにする。
- ・ 手に工具や材料を持って昇り降りしない。（腰ケースやロープなどを利用）

⑫脚立については、下記に定めるところに適合したものを使用すること。

- ・ 丈夫な構造とすること。
- ・ 材料は著しい損傷、腐食等がないものとする。
- ・ 脚と水平面との角度を 75° 以下とし、かつ折りたたみ式のものにあっては、その角度を一定に保つ開き止め金具等を備えていること。
- ・ 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。
- ・ 脚立の最上段に乗ってはならない。
- ・ 脚立足場（脚立と脚立の間に足場板を置く）作業は、脚立最上段に足場板を架けてはならない。

⑬ 3 m 以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置くこと。〔536 条〕

⑭作業のため、物体が落下することにより労働者に危険を及ぼす恐れのある上下作業を、原則禁止とする。複数社（者）が、近接して工事を行う場合は、工事内容の事前確認を関係者間で行い、上下作業にならない手順をとって、安全確保を図る。やむを得ず、上下作業になる時は、落下物が下の作業者に当たらない処置を施すこと。



⑮物体や工具が落下や飛来することにより危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ 10 cm 以上の幅木、メッシュシートもしくは防網などを設置し、臨時にこれらを取り外す場合には立入禁止区域を設定すること（安衛則第 563 条第六号による）

⑯作業中、通行中に墜落のおそれがある箇所には 高さ*90cm 以上の柵等を設けること。

* 労働安全衛生規則では 85cm 以上であるが、当工場では 90cm 以上と定めている

⑰高さ 3 m 以上の高所作業では、物体の落下範囲に、関係者以外が立入らないように会社名を明記したバリケードと、高所作業表示を設置する。また、工事場所の制約等から進入禁止区域を設定できず、通路として確保する場合は、監視人を置くこと。

⑱FRPタンクや樹脂タンクの上部や天面には乗らないこと。工事責任者は、作業用にタンクと独立した適切な足場や作業床を設置し、足場を使用して作業することを作業者に指示すること。

⑲足場を作成する場合、リフター等可動部の上に設置してはいけない。やむを得ず可動部に足場を設置する場合は、工事担当者の許可を得て、可動部が動かないような処置を実施すること。

(2) はさまれ、巻き込まれによる危険防止

①回転体および可動機械の点検工事作業は、着工前に電源等駆動源が切つてあることを確認の上、作業する施工会社、工事担当者がそれぞれ「禁止札」を貼ること。

②エア機器等を使用している設備では、その残圧により配管等を取外した際に作動することがあるので着工前に必ず残圧のないこと、動作エンドであることを確認すること。

③ストッパ等で回転止めおよび動き止めを行う必要のある作業では着工前に必ずストッパ等が確実に働いていることを確認すること。

④回転体および可動機械周りの作業は、動作の反動等により事故がおきないように、必要により着工前に安全柵、危険表示等を取付け、関係者以外が立ち入らないよう進入禁止措置を行うこと。

(3) 刃物による切傷危険防止

- ①刃物および鋭利な物を有する設備（スリッタ、カッタおよびドクタ等を有するもの等）を対象とする作業では、着工前に必ず刃物が取外されていること、又は刃物にカバーがしてあることを確認すること。

(4) 有害物との接触による危険防止

当工場内は、人体に悪影響をおよぼす危険のある有害物が使われている職場があります。よってその職場で作業をする場合は、工事施工会社責任者は、着工前に必ず工事担当者と打合せを持ち、安全な作業計画をたててください。そして作業員全員に周知、徹底してください。

①薬液（粉粒状・固形状のものも含む）による危険防止

薬液を取扱っている職場で作業を行う時は、工事担当者より着工前に作業の安全について注意を行うが、基本的な注意事項は次のとおりである。

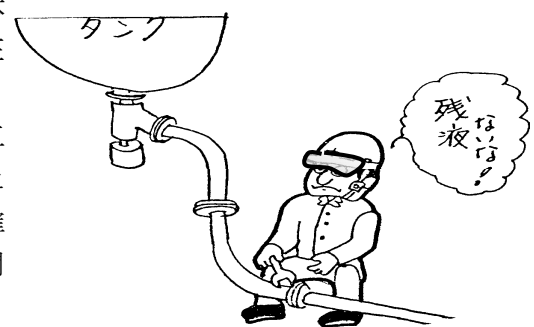
- ・薬液設備を対象とする作業では着工前に必ず残液がないこと、洗浄してあることを工事担当者又は職場責任者に確認すること。
- ・保護具（手袋、メガネ、マスク等）を着用して作業を行うこと。保護具は各職場に用意されているので、工事担当者又は職場責任者に請求すること。

※化学設備、特定化学設備、および SDS 等による通知の義務の対象となる化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の業務を行う時は、労働安全法第 3 1 条の 2 に則り、工事要求元が作成した「化学設備の改造、修理、清掃等の作業に関する文書」（添付資料-27）や SDS 等が、工事担当部門より工事施工会社へ交付されるので、受領後内容を確認すること。工事施工会社の責任者は、それらに記載されている化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等の内容を、作業員に周知し遵守させること。

②手動弁閉止による危険防止

蒸気・水・薬品配管等の作業時は、手動弁を閉じ、液体が流れ出ない措置を施すこと。自動弁（電動弁・空気圧弁）による閉止は原則禁止とする。

やむを得ず自動弁で閉止する場合は、工事担当者、施工会社の責任者、職場責任者の立会いのもと、電気、または圧空源を遮断して、自動弁が絶対に動かないことを確認したのち、工事担当者、及び施工会社の責任者は「開禁止」札を貼り付けること。貼り付け場所は、自動弁、動力源遮断部、オペコンや操作盤等、安全確保ができる場所に行うこと。



③放射線による危険防止

放射線管理区域内へは、放射線作業従事者および管理区域随時立入者以外は入ってはならない。ただし、上記以外の者であっても使用職場部課長の許可を受けた者はその指示に従い工事担当者と安全について確認をし、ポケット線量計を携帯したのち作業にかかること。



④酸素欠乏等による危険作業

酸素欠乏等による危険をとまなう場所への立入は禁止する。但し、作業上で立入る必要が生じた場合の基本的な注意事項は次のとおりである。

- 酸素欠乏危険工事（タンク、ピット、ダクト内など）施工計画書を作成し、FF 工事担当者と内容について協議すること（添付資料-24）。
- 立入る前に職場責任者に必ず連絡し指示をうける。作業を行う会社は、自社より

選任した、酸素欠乏危険作業主任者、又は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指揮により作業を実施すること。

また、作業者は酸素欠乏危険作業に関する特別教育の受講者とする。

作業主任者は、酸素濃度が18%以上で、有害ガスの無いことを測定で確認、吸排気などによる安全確保を行った上で作業を開始させること。

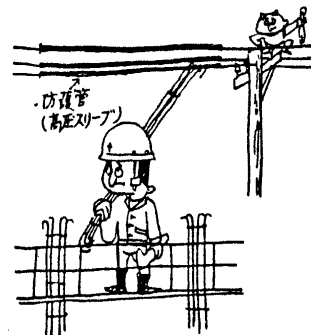
詳細には「酸素欠乏等による危害防止要領」

(添付資料-24)の記載事項を遵守すること。



(5) 感電による危険防止

- ① 高圧電気設備に関する作業を行う時は、HCU/FECの中から任命されたFF 高圧作業指揮者の指示に従うこと。FF 作業指揮者が「検電・放電・短絡接地」の実施を確認した後、作業の開始を指示するまでは、該当ヶ所に触れないこと。
- ② 導電体で囲まれた著しく狭い所、又は高さ2 m以上で感電墜落の恐れのある所で、交流アーク溶接作業を行うとき、自動電撃防止装置を使用すること。〔332 条〕
- ③ 対地電圧150Vをこえる移動式もしくは可搬式の電動機械器具、又は導電性の高い場所で使用する移動式もしくは可搬式の電動機械器具には感電防止用漏電遮断装置を接続する。
- ④ 仮設の配線は絶縁被覆の損傷防止措置を講じた場合以外は、通路面において使用してはならない〔338 条〕
- ⑤ 線路、電気機器の露出充電部分に近接して作業する場合は、感電事故を防ぐため絶縁保護をすること。それが、著しく困難な場合は監視人を置くこと。〔349 条〕
- ⑥ 受電中のスタッカークレーン倉庫内に立ち入り、給電レール近傍でワイヤー交換等の作業を行う時は、作業場所周囲のレールに、電気絶縁用養生シートを被せて、感電防止・短絡防止をはかること。
- ⑦ 配線撤去工事の注意事項に関しては、第VI条2(7)を遵守すること。
- ⑧ 電源管理における注意事項



- ・ 電路に触れる、もしくは触れる恐れのある工事の際は、電源遮断し検電を行うこと
- ・ 工事施工会社の責任者は、工事担当者と一緒に電源遮断状態を確認の上、工事担当者とは別の「禁止」札を貼ること。（禁止札の様式はこだわらないが、社名・貼付日時を明記し、剥がれ落ちないように確実に貼付のこと）また、工事完了時は貼った本人が必ず剥がすこと。もし本人が病欠等のやむを得ない理由で剥がせない場合は、その上長が現場の安全を判断のうえ剥がせるものとする。
- ・ 検電は工事着工前の一度だけでなく、休憩後・翌日の作業再開時にも実施すること。尚、休憩後・翌日の再検電の範囲は、一次電源および改造実施箇所はMustとし、その他は工事担当者事前協議のこと。
- ・ 当日の作業計画に含まれていない範囲に工事範囲が広がった場合（予想外のルートの盤にケーブル経由等）、工事担当者に承認を得て、安全が確認できた上で作業を実施のこと。

(6) 火災、爆発による危険防止

火災、爆発等の主な誘因は、不用意な火気使用によることが多い。よって、第IV条 工場防火の項および下記で定められた事項を遵守すること。

- ① 薬品類は接触（混合）して発火、爆発のおそれがあるので取扱いは担当者の指示に従う事。
- ② 危険物等が存在する配管、タンク、ドラム缶等の容器の溶接、溶断を行う場合は、

危険物を除去してから行うこと。〔285 条〕

＜注＞危険物かどうか、除去してあるかどうかは工事担当者または職場責任者に確認する。ダクトの溶接、溶断作業も上記に準ずる。

- ③ 危険物、可燃性ガス、粉じん等が存在する場所では静電気、火花等により発火爆発の危険があるのでそれらのガス、粉じんがないことを工事担当者または職場責任者に確認してから作業を行うこと。



- ④ 狭い室内で行う塗装作業等で、可燃性ガスの濃度が高くなる作業においては通風または換気を充分に行うこと。
- ⑤ 高圧設備（タンク・配管等）の周りで作業を行う場合は、衝撃等による破裂、爆発がないよう充分注意すること。また必要により囲い、覆い等の措置を行うこと。
- ⑥ ガソリン、混合油等を使用する機器（発電機、車両等）は、火源から十分に離れたところに設置すること。

(7) 撤去工事（機器・ダクト・配管・配線）

- ① 工事施工会社の責任者は、撤去対象物に電気配線が含まれている場合は、「配線撤去作業施工計画書」（添付資料-31）を作成し、事前に F E C-E 富 D、F E C-E 富 M、または H C U のチェックを受けること。
- ② 油入設備などの液体が入った設備を撤去する際は、流出による環境事故を防止するため、「汚水防止施工計画書」（添付資料-32）を作成し、工事担当者と協議すること
- ③ 機器内の潤滑油・薬液等を抜き取り後に撤去工事を行うことと、搬出時は、残油・残液が漏洩することを想定した養生・密閉処理を行うこと。
- ④ 工事施工会社の責任者は、工事担当者と共に事前に撤去物を現物確認し、

「撤去物」は (赤)
「移設」は (青)
「活線・移設禁止」は (黄 または 黄トラ)

撤去工事の現場テープ表示		
撤去	赤	撤去
移設	青	移設
移設禁止	トラ	
	黄	

のテープで識別表示する。

テープは 30cm 長に貼り、**作業者から見える位置と間隔で適宜貼ること。**

※「撤去物」「移設」のテープは、対象物へのユーティリティ遮断が完了し、現に撤去しても安全な状態としたもの（電線の場合、元電源の遮断、端末解線作業が終了したもの）に貼り付けるのであって、撤去したい意思を伝える目的で貼ってはならない。その場合は識別表示とは異なる色のテープを使用のこと。

- ⑤ 工事施工会社の責任者は、騒音・振動・塵埃が発生する懸念のある場合は適切な養生をすること。
- ⑥ 工事施工会社の責任者は、仮設照明等で識別表示が読める適切な照度を確保すること。
- ⑦ ケーブルラック上での作業は原則禁止とする。工事施工会社の責任者は仮設足場等を準備すること。
- ⑦ 工事廃材は適正に処理し、廃棄物マニフェストを工事担当者に提出すること。
- ⑧ 作業当日には、工事施工会社の責任者は作業者と共に撤去物を現物確認し、手順及び保護具使用を指示すること。工事施工会社の責任者は作業者に、電気ダクト・蒸気配管・薬品配管等も周知すること。
- ⑨ 工事施工会社の責任者は作業者に、「施工計画書」、「撤去工事の現場表示」及び

「現場撤去作業ルール」を周知すること。

※現場撤去作業ルール：作業前には必ず、現場識別表示を声出し・指差し確認してから作業を開始すること。

- ⑩ 不明な物は工事担当者に確認すること。
- ⑪ 配線撤去工事では、下記を遵守すること。

1) 検電作業に関する遵守事項

- ・配線撤去工事では、必ず作業開始前に端部で検電すること。
また、100V N相の様に、検電器では活線を検出できないこともあるため、不明配線は、必ず配電系統を調査すること。
- ・通電されているケーブルが見つかった場合、作業を中断し、工事担当者に連絡し、その指示に従うこと。

2) 配線識別表示と不明配線に関する遵守事項

- ・検電完了後、工事施工会社の責任者はケーブルの種類毎に、④項に従い識別表示を行うこと。不明配線が見つかった場合は、工事担当者の指示に従うこと。

3) 配線撤去作業に関する遵守事項

- ・配線は切断せずに撤去することが望ましい。ケーブル切断作業を行う場合は、以下を遵守すること。
- ・撤去ケーブルの引出、切断作業は、ダブルチェック及び事故時の緊急体制をとるため、必ず2人以上で行うこと。
- ・切断はケーブルの両端末を解線した上で行う。解線作業は上流側（給電側）の端末から行うこと。
- ・ケーブル切断は、ダクトや配管からケーブル先端を切断予定ヶ所まで引き出してから行うこと。先端から切断部まで1本ずつ目視確認すること。
- ・切断時は、検電し、残るほうのケーブル切断部に赤表示を貼ってから行うこと。（ケーブルを束ねた状態で確認した為、赤表示を貼り間違えた事故事例あり）
- ・電源OFFできない配線が混在する場合、無理な引抜き作業はしないこと。
- ・切断作業時は、感電防止の為に、絶縁保護手袋を着用すること。

- ⑫ 薬品配管撤去工事では、下記を遵守すること。

- ・作業前に、薬品配管の表示や薬品種類を見て、撤去対象配管で間違い無いか確認すること
- ・撤去直前に、配管内が空であることを確認すること
- ・機器や配管等を撤去中に薬品や化学物質が見つかった場合には工事を中止し、工事担当者や要求元に連絡し、その指示に従うこと。また、残液には触らないこと。

(8) 荷役（にやく）作業

①貨物自動車の昇降設備の設置

荷を積み卸す作業において、最大積載量が2トン以上の貨物自動車（トラック、ダンプ含む）は昇降設備を設置すること。2トン未満であっても、高さ1.5mを超える箇所で行う時は昇降設備を設置し、荷台からの飛び降りや転落を防止すること。昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれる。昇降用ステップは、安全に昇降できる形式のものとする。テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用できる。

②ヘルメットの着用

下記の貨物自動車を使用して荷役作業を行う場合は、ヘルメットを着用すること。ヘルメットは、型式検定に合格した「墜落時保護用」の製品を使用すること。

第 VII 条 災害時の通報および協力について

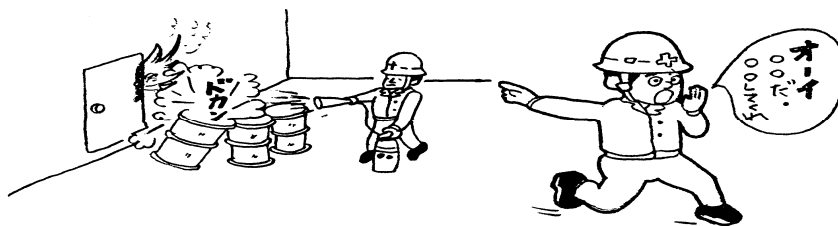
次のような非常災害が発生、あるいは発見したときは、急報すると同時に事故拡大防止に協力すること。

1. 火災および爆発事故

- (1) 大声で最寄りの人に知らせるとともに、初期消火にあたること。
- (2) 当社社員（該当職場の者、工事担当者等）に早急に連絡しその指示に従うこと。
- (3) 当社社員が不在の時は、東門 または H C Z へ急報すること。

2. 排水事故

- (1) 大声で最寄りの人に知らせるとともに、原因物質の除去にあたること。
- (2) 当社社員（該当職場の者、工事担当者等）に早急に連絡しその指示に従うこと。
- (3) 当社社員が不在の時は、東門 または H C C へ急報すること。



第 VIII 条 死傷病報告

「富」工場内で労働災害が発生した場合次の措置をとること。

不休・休業を問わず、速やかに負傷の状況等を工事担当者、職場責任者またはH C Zに連絡すること。

第 IX 条 大地震・火災・風水害の対応について

1. 突発の大地震・火災・風水害におそわれたとき

- (1) 自分自身で身を守る（第一次避難）。
同時に使用火気を消す（ガスボンベ閉止）
- (2) 入室許可提出先である各部職制又は警防隊の指示により指定された場所に集合し、人員点呼を受ける（第二次避難）。
- (3) 各部職制又は警防隊長の指示に従う。

2. 地震防災応急計画に基づく行動

- (1) 工場・各部の一斉放送指示により、工事施工会社の責任者は作業を中止させる。
- (2) 災害防止対策を行う。
 - ① 火気取扱い作業……………火源の安全処置と養生をする。
火源の処置結果は必ず二重チェックする。
 - ② ガス取扱い作業……………ボンベなどの元栓をしめる。
移動用ボンベは屋外の安全な所に移す。
 - ③ 高 所 作 業……………落下、転倒の恐れのある機械は、安全策を講ずる。
 - ④ 通 路 の 確 保……………通路上へは機械、材料等物を置かない。
 - ⑤ タンクローリー等入出荷設備の待避と固定
……………危険物タンクローリー、高圧ガスタンクローリー、その他危険物積載車は担当者の指示で工場内の広場に移動する。
- (3) 上記の災害防止対策状況、人員確認状況を各部警防隊長に報告し工場外に待避又は帰宅する。

第 X 条 改 廃

本規則の改廃は富士フイルムエンジニアリング設計課長が関連部門と協議の上立案し、安全衛生部門課長、動力部門課長の合議を得、FEC-E 富長の承認を受ける。なお、立案部門並びに関連部門は、定期的（毎年 6 月）に内容のチェックを行い、変更がある場合は改廃を行う。

第 XI 条 工事施工規則説明会への出席義務（FHグループ社員）

- ・富士フイルムグループの工事担当者は、本規則を理解した上で施工管理を行うべく、連休前に開催する、連休工事注意事項・工事施工規則説明会に出席すること。
出席した社員には「工事担当者証」シールを配布するため、ヘルメットに貼り付けること。
- ・やむを得ず出席できない者、異動者への対応は、本人の理解を上長が認定（承認）することで、シールを随時配布する。

FUJIFILM
 富士フイルム株式会社
 富士宮工場事務部

施工会社入場届

月 日

工事場所			当工場工事担当者		
工事内容					
工事時間 時 分 ~ 時 分			変更時間 時 分 ~ 時 分		
バツダNo	工事者氏名	退場	元請社名		
			責任者名		
			貴社名（下請の場合）		
			責任者名		
			構 内 運 行		
			運行証 No	油漏れ チェック	退 場
			入 場		保安印
			時 分		
			退 場		保安印
			時 分		

※ 責任者及代行者は入場許可証Noを○で囲んで下さい。

H. 年 月 日

下記の通り、大型機材を搬入
致しますので、東門通行の
許可をお願いします。

工 事 名			
申請 施工会社			
申請責任者			
F U J I 担当	担 当 者	担 当 者	課 長
	TEL		

[illegible]

備考（必要により記入）

施工会社入室許可届

*安全リーダーには○印をつけてください

年 月 日

工事件名					
工事場所		工事依頼職場 担当者氏名		対象職場 担当者氏名	
元請会社名		下請会社名		工事責任者氏名	
作業者氏名	開始時刻	終了時刻	作業者氏名	開始時刻	終了時刻
火 気 使 用	有 ・ 無		酸素 アセチレン	電気溶接機	その他
注 意 ① 工事または工事連絡のため建物内に入るときは、必ずこの入室許可届の手続きをすること ② 本書は3部作り、工事依頼職場の担当者に承認を得た後、2部を対象職場の責任者へ提出して許可を受けること。残る1部を工事現場に掲示してから作業を開始する。 ③ 工事着工は入室許可承認を受けてから開始すること。 ④ 工事責任者が作業者を兼ねるときは、作業者氏名欄にも記入のこと。 ⑤ 作業開始時刻は作業現場入場時刻とする。終了時刻は退場時刻とする。 ⑥ 退出の際は対象職場の責任者の確認印を受け、工事依頼職場へ提出すること。 工事終了時には必ず安全整理を確かめて退出のこと。 ⑦ 本注意事項に違反した場合は退室を命じ、または今後の出入りを許可しないことがある。					
入 室 許 可			退 出		
時 分	工事依頼職場	対象職場	時 分	対象職場	工事依頼職場

(注) 入室許可・退出時刻の記入は対象職場の責任者が行います

工事着工前の作業説明と事前 KY 実施の件

工事を無事故、無災害で終了させるために、工事施工会社の責任者及び安全リーダは工事の着工前に必ず、

- ①当日、作業に従事する作業員全員に、当日の作業内容を詳細に説明する。
- ②当日行う作業の危険予知活動 (KYK) を行い、安全について十分注意を喚起する。

ことが、事故防止に大きな効果があります。

当工場での工事に当たっては、工事施工会社の責任者及び安全リーダは下記のとおり、当日の工事内容の説明と KY 活動を行い、安全に対して注意を喚起し作業を開始してください。

記

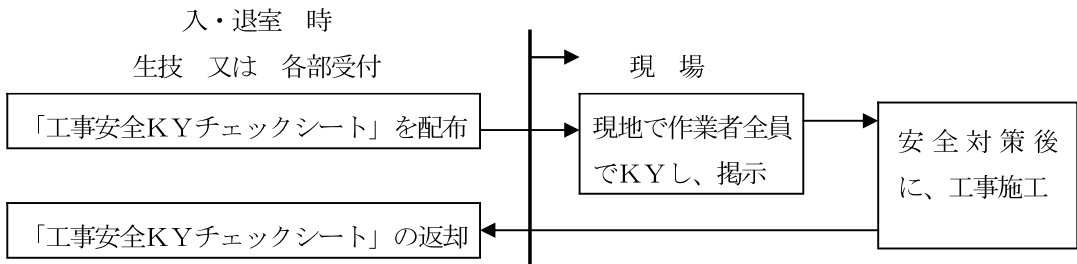
1. 工事内容の説明

- ・当日当該作業に拘わる作業員全員に、責任者が説明を行うこと。
- ・説明は、可能な限り現地で現場を見ながらおこなうこと。
- ・現物での説明が不可能な場合は、図面やイラストを使用し、十分に理解させること。
- ・仕事の内容と役割分担をはっきりと決め、具体的に指示をすること。
- ・異常事態が発生した時、事故が起きた時の処置、連絡先等を説明しておくこと。

2. 事前 KY の実施と安全指示

- ・当日の工事施工会社の安全リーダは、当日の作業員全員を対象に別紙「工事安全 KY チェックシート」を使用して危険予知を行い、危険のポイントと対策を具体的に決め、必ず「安全指示」を出し作業員に注意を喚起する。
- ・事前 KY は、可能な限り作業別に分けて、実情に合った KY にすること。
- ・事前 KY は、毎日作業前に必ず実施し、「工事安全 KY チェックシート」に記入する。
- ・自分をそして仲間を守るための活動です。

＜ 「工事安全 KY チェックシート」 活用の流れ ＞



- ・工事担当者は「工事安全チェックシート」の内容・対策をチェックし、必要に応じて安全確保を指導していく。

3. 工事安全巡視

- ・現場（製造部等）責任者は、工事期間中に必ず1回は巡視を行うこと。
- ・巡視で見つかった安全上の問題点は施工会社安全リーダに注意する。
- 又、内容を各部工事担当者経由で元請にも連絡し、是正を要請する。

以上

1部：職場 控
1部：HZ(G) 控

物品 持 出 証
廃材

持出者所属			氏 名		課長		HZ(G)
持出月日		持出理由		持出方法		印	
年	月	日	品 名	数	量		
1							
2							
3							
4							

FUJIFILM 富士フイルム株式会社

構内車両運行規則

富士宮事業場総合防災規程集「車両運行規則 富E S-24-05」抜粋

(目的)

この規則は、富士宮事業場の車両運行に関して定め、構内における従業員の安全確保と車両等の事故防止を期することを目的とする。

(入退場門・車両区分)

入退場門については次に定める。

- ①運送会社等で10t車以上の車両により3回／週以上入門するケースは、安全衛生グループ担当者（以下担当者という）に「東門」運行許可証を申請する。
- ②運送会社・工事施工会社・納品会社等で10t車以下の車両により3回／週以上入門するケースは、担当者に「西門」運行許可証を申請する。
- ③担当者は①、②の申請が有った場合は、申請者と富士フィルム関連職場への出入りが、3回／週以上あるか調査をして、関連課長等の承認を得て「運行許可証」を発行する。

(構内遵守事項)

- ①構内運行時も道路交通法を遵守する。
- ②駐車場所は各部の指定場所に駐車をする。
- ③一旦停止箇所では、確実に停止をして安全を確認する。
- ④構内においては車両の中でも禁煙とする。
- ⑤道路での積み卸し作業・レッカーの使用等道路を使用する時は、事前に担当者に届出て許可を受け、安全対策を実施してから作業に入る。
- ⑦構内外において、缶やタバコの吸殻等のポイ捨てをしないようにする。
- ⑧その他構内の看板等の表示事項、保安係員の指導に従う事とする。
- ⑨夏季連休・冬季連休等で構内規則を一部変更するときがありますが、「連休工事説明会資料」等で周知する。
- ⑩貨物自動車で貨物を積載している者にあつては、当該貨物を監視するために必要な最小限度の人員を、その荷台に乗車させて運転することができる。但し、命綱等転落防止措置をとること。尚、貨物を積載しない場合には荷台に乗ってはならない。

(構内車両運行最高速度)

構内の運行速度は次に定めるが、道路の状況や歩行者の状況等を判断し徐行等をして、安全を確保すること。

- ①構内最高速度は時速25km以下とする。但し、日勤者出勤日の7:30～8:00までと、16:45～17:10までは時速15km以下とする。

(車両運行時間の規制)

つぎに定める時間帯については、許可車以外の車両の運行を禁止とする。

- ①日勤者出勤日の12:00～12:50まで構内車両移動禁止。

(車両運行時間の規制解除車両)

次に定める者は、事前に担当者に書面で届け出ること、運行時間帯規制を解除する。但し、構内運行最高速度は時速15km以下とし歩行者等の安全確保を図る。

- ①当社役員、重要来客、官庁・行政関係者、産業医、見学者は認める。
- ②工場の製品・半製品の運搬で、著しく規制時間により待ちになる場合は、FFL富流と担当者が協議し認める。

(その他)

構内の車両運行に関することは、担当者に相談して下さい。

1. 路上工事
2. 臨時材料置場
3. 車両残置

申請書

[対象に ○] 年 月 日

施工会社	
工事責任者	
期間	年 月 日 時 ~ 月 日 時
理由・工事内容	
残置車両登録No.	
臨時材料物	
ハツリ等の騒音	有り(⇒ FFBX 連絡) ・ 無し
場所 (略図)	
危険防止策 材料散乱防止策	

担当者	課長	H Z	H Z (G) 東門	許可証No.
				1. _____ 2. _____ 3. _____

1. 路上工事
2. 臨時材料置場
3. 車両残置

申請書

[対象に ○] 年 月 日

施工会社	
工事責任者	
期間	年 月 日 時 ~ 月 日 時
理由・工事内容	
残置車両登録No.	
臨時材料物	
ハツリ等の騒音	有り(⇒ FFBX 連絡) ・ 無し
場所 (略図)	
危険防止策 材料散乱防止策	

担当者	課長	H Z	H Z (G) 東門	許可証No.
				1. _____ 2. _____ 3. _____

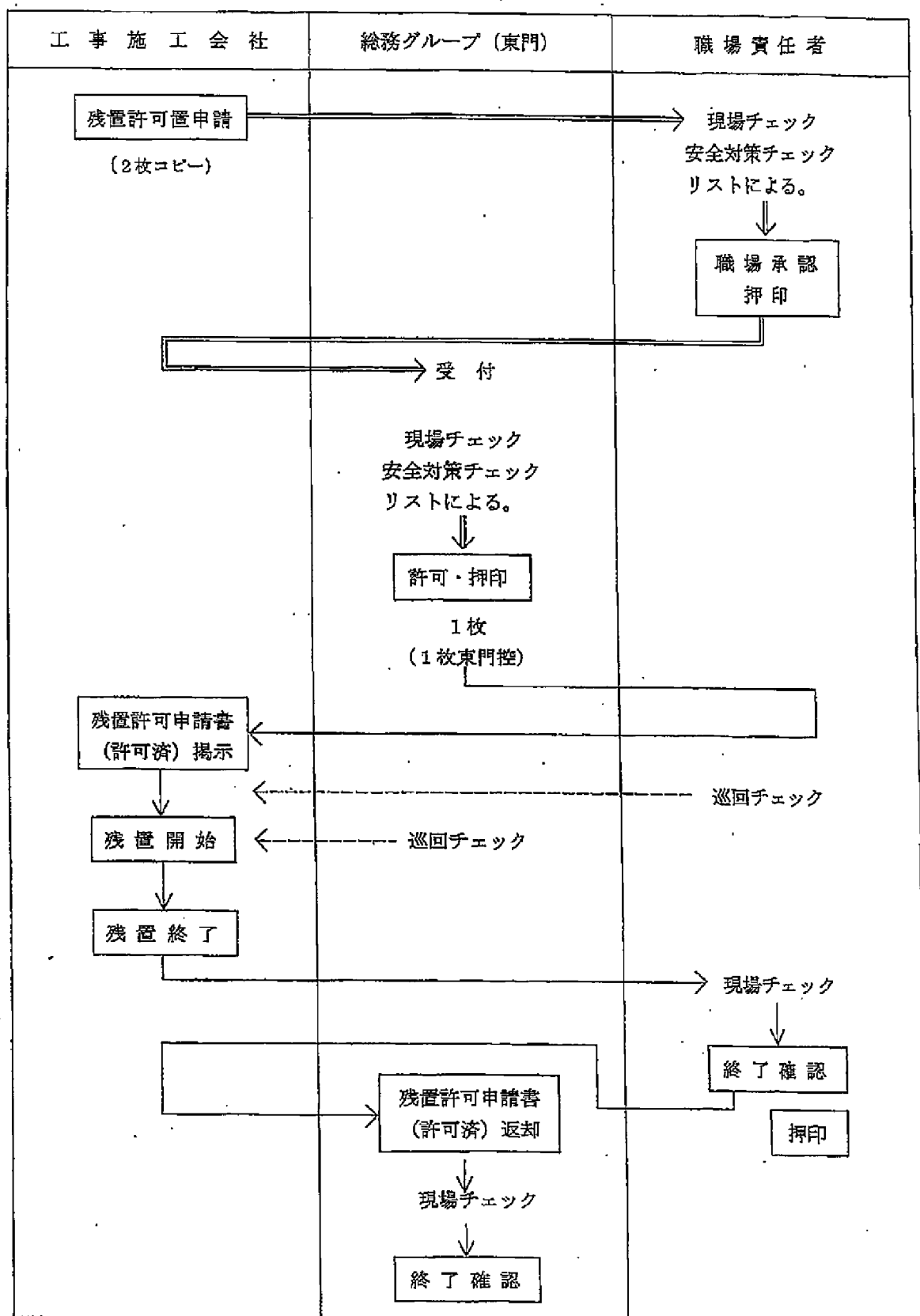
**工事用ガスボンベ及び電気溶接機
構内(含特別工事区)残置許可申請書**

添付資料-12(1/2)
H19.7.6改訂

	残 置 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
残置機器名及び数量		残置施工会社名			
		残置施工会社責任者名			
		残 置 理 由			
安全対策確認者		職 場		氏 名	
残置場所	(図示して下さい)				
安 全 対 策	次の各項の安全対策を必ず取って下さい。				
	電 気 溶 接 機		ガ ス ボ ン ベ		
	1、電気溶接機コード(1次側)を電源(分電盤)との接続部で外す。 2、臨時配線の場合は電源スイッチを切った後、臨時配線と電気溶接機コードの接続部で外す。		<u>◎ガスボンベは原則として屋外に残置すること。</u> 1、ガスボンベのコックをしっかりとじること。 2、ガスボンベコックより先の部分(圧力調整器、ホース、安全器等)を外す。 3、直射日光が当たる場所は不可。 4、高温(40℃以上)物体から遠ざけること。 5、温度上昇場所(40℃以上)から遠ざけること。 6、上部から物が落下する危険のない場所を選ぶこと。 7、周囲から物が倒れてこない場所を選ぶこと。 8、配電盤、電気スイッチ、高電圧場所から3m以上離すこと。 9、換気の良い場所を選ぶこと。 10、周囲に火気、溶剤がないことを確認すること。 11、振動の少ない場所を選ぶこと。 12、倒れたり、ころがったりしないようにしっかりと係留すること。 13、最後に、ガスボンベのコック部及び圧力調整器取付口に石鹸水を塗りつけ、ガス漏れのないことを確認する(ガス漏れがあれば残置できない)。		

申請者	職場承認	終了確認	許可	HZ	HZ(G)東門	HZ(G) (保管)
						→
						許可証No.

(ガスボンベ及び電気溶接機構内残置許可の手続きと役割分担)



富士宮事業場スペース特別使用申請書

						担当者	職場 統括者	部門長
目的								
期間								
場所 (略図又は別図)								
所要面積								
電源取出方法	担当者		場所					
緑地利用の有無	有	無	予算No.	(復元・移動を要する場合)				
緑地復元の可否	可	否						
緑地の潰地の面積	m3		樹木移動の本数 大 本 小 本					
工事業者名								
その他								
FFBX静G	FFBX静G長	HCZ長	→	HCZ担当	FFBX静G：原本保管 ※緑地面積変更時は緑地内工事連絡表も写保管 申請者：写保管			
使用条件								
立地法届出処理 (FFBX静G)								

(注意事項)

1. 本申請書は、建築物・工事特別区域・工所用材料置場・構築物・建設工所用詰所（事務所舎）等の新設及び緑地帯変更の為、富事業場構内用地を使用する計画がある場合、速やかに事前に提出してください。原則工事着工の1週間前までに、FFBX静Gに到着するようにお願いします。
- 但し、緑地の復元が困難な工事については、工場立地法の届出が必要なため、事前にFFBX静Gに相談したうえ、着工45日前までに、FFBX静G富総Gに到着するようにお願いします。
2. 工事業者には、無届または無許可で工事を行い、芝生・造園・樹木等を損傷させた場合は工事業者の責任において現状復帰を命じるようになる旨を通知願います。
3. 工事許可はFFBX静G富より申請職場に許可を伝える写を送ります。

火 気 使 用 届

No. _____

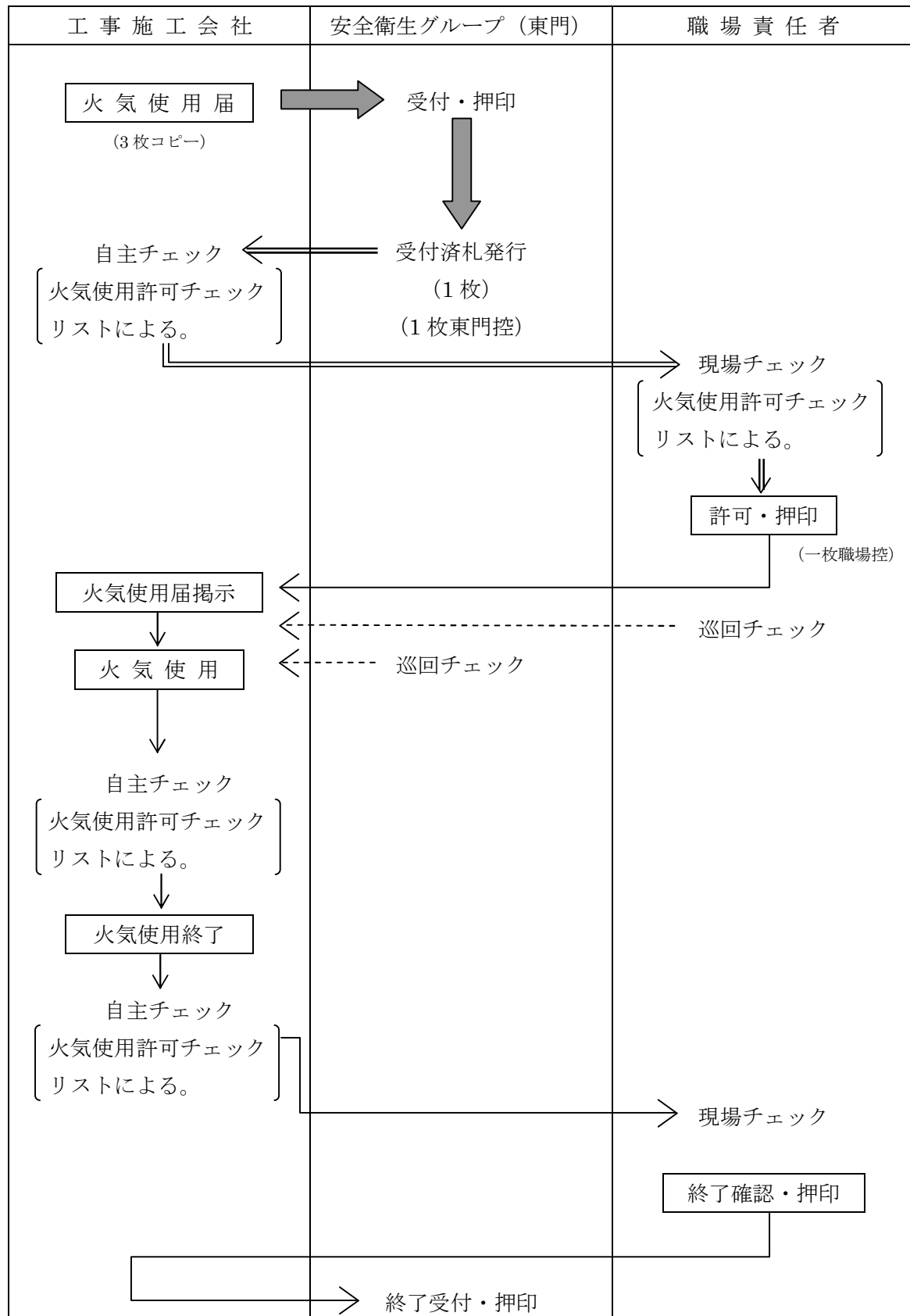
使用日時	月 日		時 分 ～ 時 分	
使用場所			使用目的	
使用 者 社 名			責 任 者	直 接 使用者
火 気 の 種 類			F E C 担当者職場 及び氏名	消火器 有 無 A B C 炭酸ガス 貸No
使 用 許 可			終 了 確 認	
東 門		使用職場係長		使用職場係長 東 門
印	時 刻	印	時 刻	印 時 刻
	時 分		時 分	

火気使用上の心得

- 火気の使用は、火気使用届(3枚/セット)に必要な事項を記入して東門に提出し、受け付けを済ませた後、使用職場の許可を得てから使用すること。
- 火気の使用は**消火器(A B C)**を持参し、東門でチェックを受けたのち、火気を使用する手元に置くこと。ただし、炭酸ガス消火器使用職場、(B部、C部、F部、M部)で火気を使用する場合は必ず職場責任者へ申し出て、炭酸ガス消火器を借りること。(A B C消火器を持ち込んではいない。)
- 火気使用届**1枚**を現場に掲示すること。
- 火気の使用は火気使用許可チェックリストにより職場許可者のチェックを受け、職場許可者及びF E C担当者の指示を良く守って作業をすること。
- 火気の使用は火気使用許可チェックリストによりチェックを受けたのちも自主的にチェック項目に違反がないか点検し、万全を期すること。
- 火気使用終了後、職場許可者に火気使用終了を報告し、現場チェックを受けたのち、火気使用届に終了確認⑩を受けること。
- 終了確認⑩を受けた火気使用届は東門にすみやかに返却すること。
- 作業の都合により記載事項に変更を生じた場合は直ちに職場許可者に申し出、上記手続きにより再許可を受けること。
- 定められた事項又は注意指示が守られず防火防災上不適と認めた場合は火気の使用を中止させる。
- 許可者は原則として使用職場係長とするが、不在の場合は工事当番者とする。

富士フイルム株式会社 富士宮事業場

(火気使用許可の手続きと役割分担)



火気使用許可チェックリスト

火気使用月日	火気使用場所	職 場 名	工 事 名	チェック者日付印	

- 職場許可者の皆さん〇 下記の行為や状況につき、現場に行って確認しましょう。
→もし不備があれば許可できません。直してから許可しましょう！
- 工事施工会社の皆さん〇 許可後も自主点検で違反のないよう万全を期しましょう！
- 職場許可者はチェックの結果、問題がなければチェック欄に〇印して現場へ掲示してください。
火気使用終了後は職場で保管してください。
- 職場許可者は原則として使用職場係長としますが、不在の場合は工事当番者とします。

チェック時期	共 通 事 項	施工会社	職場	電 機 溶 接 機	施工会社	職場	ガ ス 溶 接 機	施工会社	職場
許可時のチェック項目	①消火器を持っているか			①コードに被覆破れの個所がないか			①アセチレンまたは酸素ホースがホース		
	② 〃 に安全封印があるか			②ホルダーまたはコネクターのカバーに			バンドで締めつけてあるか		
	③ 〃 に安全ピンがあるか			欠損部分がないか			②アセチレンまたは酸素ホースに欠陥が		
	④ 〃 はABC型(10型以上)使用			③接続個所にゆるみがないか			ないか(ヒビ割れ、欠損等)		
	ただしB部・C部・F部・M部は						③接続部およびコック部のガス漏れは		
	炭酸ガス型を使うことが守られているか						ないか(石けん水を塗って調べる)		
	⑤消火器が火気の数だけあるか						④バルブ開閉ハンドルがあるか		
	⑥燃える物が火気の近くにないか								
	⑦許可書の数火気の数だけあるか								
使用中のチェック項目	⑧火気使用予定の近くまたは同一室内で								
	塗装工事をやっていないか								
	①許可札が掲げているか			①溶接箇所以外の個所から火花や煙が			①ガス漏れが感じられないか(音・臭)		
	②許可書に許可印がついてあるか			出していないか			②圧力計が働いているか		
	③許可がサインのことはないか			②保護面なしでアーク溶接をしていないか			③アセチレンまたは酸素ホースがトタン		
	④火気使用機器が到着していないのに			③素手でホルダーを握っていないか			切り口等破損しやすい個所にかけて		
	許可印がついていないか			④コードをホルダーで接続し延長して			いないか		
	⑤消火器が手元にあるか			いないか			④アセチレンまたは酸素ホースの上に物が		
	⑥工事現場でヘルメットをかぶらないで						のっていないか		
	作業していないか						⑤アセチレン点火をマッチや煙草ライター		
	⑦工事現場でヘルメットはかぶっていても						でやっていないか		
終了時のチェック項目	あごひもを締めているか						⑥保護メガネなしでアセチレン炎を使用		
	⑧火気使用が通路・頭上で行われている						していないか		
	場合は監視人または注意立札があるか						⑦ガスボンベが火源から3m以上離れて		
	⑨火花落下地点に燃えるものはないか						いるか		
終了時のチェック項目	⑩火気養生材として燃えるものが						⑧アセチレンボンベを倒して使って		
	使われていないか						いないか		
	⑪2m以上の高所作業で墜落の危険がある								
	場合命綱を使っているか								
終了時のチェック項目	〇後片づけがきちんとできているか			①電源が切っているか			①アセチレン溶接装置が片づいているか		
				②溶接残材、粕がそのまま残っていないか			②残置の場合は残置許可がとってあるか		
				③残置の場合は残置許可がとってあるか					

地中埋設物確認依頼書

(依頼先: HU 長・HC 長・当該製造部 H (課)・FEC-E 富 D 長・作成部数: (4))

地中埋設物確認依頼欄		課長		
掘削工事が発生致しました。埋設物の調査確認をお願い致します。 尚、調査結果については、月日までに連絡下さい。		担当		
工事件名 :		担当		
掘削場所 :		担当		
掘削の方法、形状 :		担当		
略図、施工図 : 有り（添付）無		担当		
工事担当者 :		担当		
掘削予定日 :		担当		
調査結果報告欄		課長		
上記場所についての調査確認結果は、下記の如くです。		担当		
1. 埋設物 : 無（予定の掘削方法採用可）		担当		
2. 埋設物 : 有		担当		
3. 不明 :		担当		
(注記)		担当		
フィードバック欄		課長		
施工結果を下記のように報告致します。		担当		

≪各関係先の確認担当範囲≫ : 屋外高圧ケーブル (FEC) DK : 屋外消火栓、スプリンクラー : 屋外井水主管 (FEC) DE : 屋内外、通信ケーブル : 屋外排水管 (FEC) DE : 屋内外、低圧ケーブル 該製造部門 : 屋内外排水管 (FEC) DE : 屋内、高圧ケーブル
--

蛍光灯破損時の処置

1. 立入り禁止区域の設定

- (1) 破損場所は、なるべく広範囲にロープ等で立ち入りを禁止する。
- (2) 破損の際、蛍光灯の微細物が付着したと思われる者は、立入り禁止区域から出てはならない。

2. 破損現場の清掃

- (1) 破損物をかたづける。
- (2) 床、その他に付着しているものをぬれ雑布で充分ふき取る。
- (3) 雑布のゆすぎは、流し以外に飛散しないように注意してすてる。
- (4) 床、排水可能な場所は、流水で床、その他を流す。

3. 作業衣、ハキモノ処置

蛍光灯が付着したと思われる作業衣または、ハキモノはポリエチレン袋等に包んで屋外へ搬出、付着物を空地で充分取り払った後、大量の水で洗淨、乾燥の上、再使用を検討する。

4. 破損物の処置

- (1) 破損物は、適当な容器に入れH Cへ連絡し処理する。
(運搬中、飛散しないように注意する。)
- (2) 使用した雑布は、充分洗淨してすてる。

注意： この様な事故の起きた場合、直ちに上長に連絡、現場の処置について更に詳しい指示を仰ぎつつ、掃除作業を開始すること。

密閉系作業 置き忘れ防止 チェックシート

H 年 月 日

工事件名								
元請名								
工事責任者								
富士フィルム担当者								
作業場所	職場 タンク内 ・ ダクト内 ・ 空調器内 ・ 天井裏 ・ 地下ピット ドライヤー内 ・ 高圧盤 ・ その他()							
作業内容								
チェック欄	工事・作業場所	月/日						
作業後の 最終確認	工事責任者 サイン							

作業終了後、富士フィルム担当者に提出のこと

担当者 印

密閉系作業 置き忘れ防止 チェックシート

H19年7月6日

工事件名	乾燥ダクト内清掃								
元請名	〇×工業								
工事責任者	白糸 一郎								
富士フィルム担当者	生産技術センター 富士太郎 様								
作業場所	職場 MSS4 タンク内 ・ ダクト内 ・ 空調器内 ・ 天井裏 ・ 地下ピット ドライヤー内 ・ 高圧盤 ・ その他()								
作業内容	乾燥用ダクト内を清掃する。								
チェック欄	工事・作業場所		工具等 置き忘れ防止チェック						
	月/日		2/5	2/6	2/7	2/8			
	B棟1F D1系統		✓	/	/	/			
	" D2系統		✓	✓	/	/			
	B棟2F D3系統		/	✓	/	/			
	" D4系統		/	/	✓	/			
	C棟2F D5系統		/	/	✓	✓			
	" D6系統		/	/	/	✓			
作業後の 最終確認	工事責任者 <u>〇×工業</u> サイン 白糸 一郎								

- ・作業エリア毎に記入。
- ・当日、作業を行ったエリアは作業後確認を実施。
- ・最終日に、工事責任者が内部の最終確認を行いサインを記入した後、富士フィルム担当者に提出。

FF富士

担当者 印

臨時配線届

申請年月日
年 月 日

使 用 期 間	敷設 年 月 日 時		
	撤去 年 月 日 時		
申請者(工事管理担当者)	施工会社名	責任者氏名	使用者氏名
工 事 件 名			
使 用 目 的			
使 用 機 器 明 細	機器名称	使用電圧	所要電流(又はkw)
		V	
【使用場所略図】			
			電源取出分電名(敷設職場記入)
敷 設 職 場 (FEC-E富、HU)			
設置		撤去	
受付	受付承認	電源管理職場	許可証番号
			No. 号

設置申請 : 工事担当者⇒敷設職場⇒電源管理職場⇒敷設職場(配線工事実施)⇒工事担当者(保管)
撤去申請 : 工事担当者(保管)⇒敷設職場(撤去工事実施)⇒電源管理職場⇒敷設職場⇒工事担当者

移動用電気機器検査規則

電動工具、電動機器、電熱機器、電気溶接機、照明器具、接続コード類、ウエルダー発電機等、構内に持込む全ての電気機器は事前に検査を受け、検査済証を貼付したもの以外は使用してはならない。なお、同一の電気機器検査済証を使用する他事業場の機器で、有効期限内の検査済証が添付されている機器も、検査済とする。

リース会社のレンタル機器は、電気機器使用届け及び検査済証は不要とする。
但し以下に示す、レンタル機器(電気機器に限定)を使用するために必須な要件を守ること。

1. レンタル会社にて、専門知識を有する人により、機器の健全性が確認されていること。
2. 健全性を確認した検査の記録(チェックシート)をレンタル会社から入手し、使用前に確認すること。
3. レンタル会社への検査依頼は、添付資料 23-16 の依頼文原稿を使用して行うこと。
4. レンタル品の検査結果シートを機器使用場所近くに掲示すること。

(1) 検査について

①検査方法

電気工事士、又は電気主任技術者の資格を有する人が、マニュアル(添付資料 23-6～15)に沿って、自主検査を行う。社内に上記資格を有する人がいない場合は、有資格者のいる施工会社に検査をしてもらう。但し、富士フィルム(HCU)、富士フィルムエンジニアリング(FEC)の電気技術者、および各部の認定検査者は、随時検査を行うことができる。

②提出書類

チェックリスト(添付資料 23-4、5)に沿って検査を行い、移動用電気機器検査一覧表(添付資料-23-3)に前記検査者の公的資格の写しを添付して提出する。
二部作成し、一部は控えとする。

③有効期限

定期検査	検査実施日～翌年 7/31 迄 (定期検査期間 6/1～6/30)
随時検査	検査実施日～7/31 迄

④その他

移動用電気機器検査において、検査内容が不十分と富士フィルム側が認める場合、検査済証の取消し、あるいは自主検査を中止させる場合がある。

(2) 検査済証

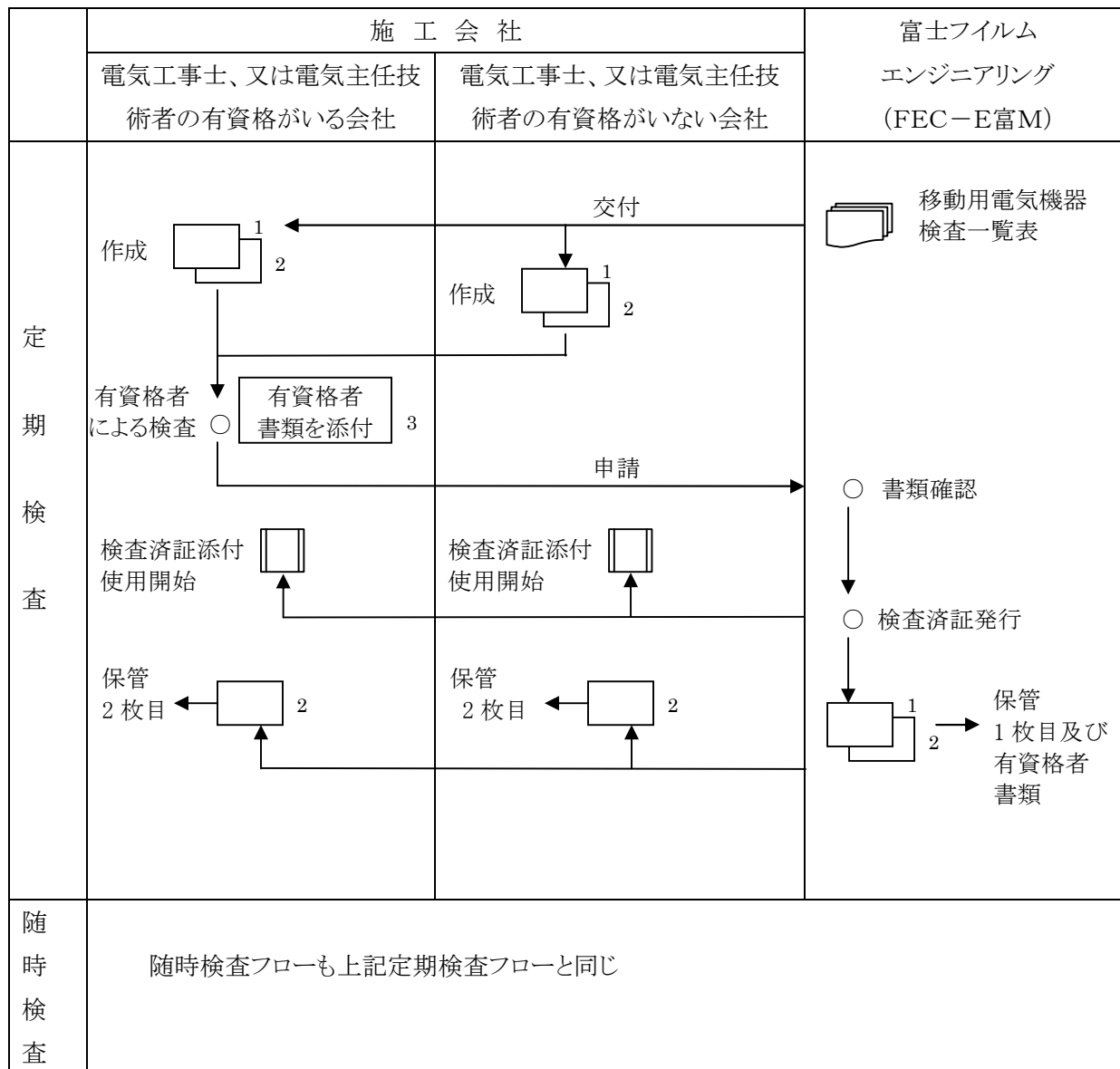
合格した機器について検査済証が交付される。検査済証を所定のところに貼付け後、使用する。

(注) 検査済証の交付後、検査済み電気機器が損傷し、補修したときは速やかに再検査を受けること。



これは 2020.6 月以降に検査したものに貼る検査済証である。

移動用電気機器検査フロー



注1:富士フィルム(HCU)、富士フィルムエンジニアリング(FEC)の電気技術者、および各部の認定検査者が検査を行う場合はこの限りに非ず。

注2:移動用電気機器検査において、検査内容が不十分と富士フィルム側が認める場合、検査済証の取消し、あるいは自主検査を中止させる場合がある。

富士フイルム株式会社 富士宮工場
御中
工事担当課

年度 移動用電気機器検査一覧表

No. _____
H 年 月 日

検査者	受付印	承認者

⇐

(注) 検査者 : 検査実施者
承認印 : 保全課長任命者

作成は 2 部 (施工会社控・FF 控)

施工会社名 : _____ 印
代表者名・印 : _____

No	電気機器名 (品名)	容量			メーカ・型 式	製造番号	* 絶縁値	* 備 考	* 良	* 否
		V	I	W						
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

* 印 : 検査者記入

富士フイルム株式会社

P / 2

電 気 機 器 チェックリスト

部位	No.	点 検 項 目	チェック				
			電気 工具	照明 器具	電熱 機器	接続 コード	その他 機器
差 込 プ ラ グ	1	絶縁部に亀裂損傷はないか					
	2	接触片がグラグラしたり傷んでないか					
	3	アース用のクリップがきちんと取付いているか					
	4	差込プラグ本体への接続口に傷みはないか					
コ ー ド	1	被覆に亀裂破損はないか					
	2	途中に接続部分はないか					
	3	差込プラグ及びリール本体への接続口に傷みはないか					
本 体	1	リール回転に無理はないか					
	2	漏電遮断器取付がガタガタしたり破損していないか					
	3	コンセント取付がガタガタしたり破損していないか					
	4	表示灯カバーは破損していないか又点灯するか					
	5	漏電遮断器は作動するか(テストボタンでチェック)					
	6	漏電遮断器の無いものはアース線付コードが確実にリールの接地端子に接続されているか					
	7	本体にアース線がしっかり接続されているか					
	8	汚れていないか(手入されているか)					
	9	絶縁抵抗は良いか (250Vメガー/1MΩ以上 但し、100V電子機器は、125Vメガー/1MΩ以上でもよい)					
	10	スイッチの入切は確実に出来るか、破損はないか					
	11	接続部にゆるみ、テープのはがれ等がないか					
	12	カバー類はゆるみなく取付いているか					
	13	カーボンブラシ、コンミテーターが磨耗していないか					
	14	運転して異音、振動がないか					
	15	発熱体は固定され耐熱コードが使用されているか					
	16	ソケットの劣化、防水性(屋外)ガードローブは適正か					

電気溶接機器 チェックリスト

部位	No.	点 検 項 目	チェック
溶接棒ホルダー	1	絶縁カバーが破損したり取付ビスが出っ張ったりしていないか	
	2	コードは規定のものが使用されているか	
	3	コードはしっかりと接続されているか	
	4	コードに亀裂損傷がないか	
	5	コードの途中にテープ接続しているところはないか	
	6	クリップ部がスパーク其の他で損傷していないか	
	7	スプリングが劣化していないか	
アースクリップ	1	絶縁カバーは破損していないか	
	2	アースコードの容量は充分か又接続品の処置は良いか	
	3	フォーク部がスパーク其の他で損傷していないか	
	4	スプリングが老化していないか	
電線	1	被覆に亀裂破損はないか	
	2	容量は充分か又接続点の処置は良いか	
本体	1	電撃防止装置がついているか	
	2	過熱やスパークの跡がないか	
	3	1次、2次の口出線部に損傷はないか	
	4	電流調整ハンドル(タップ)スイッチ等にガタ損傷はないか	
	5	絶縁抵抗は良いか(1次-大地、1次-2次共に1.0MΩ以上)	
	6	2次無負荷電圧はネームプレートに合致するか	
	7	電撃防止装置は作動するか(テストボタンでチェックする)	
	8	異音・振動・異臭はないか	

	移動用電気機器検査マニュアル		1 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日		改訂日：2019年 6月 21日		
配布先：				
(原本管理元 FEC-E富M)				
1. 背景・目的 移動電気機器の検査内容についてマニュアルとしてまとめ、これを用い検査する事により電気機器使用時の事故防止を図る。 2. 対象機器 電源電圧が100V、又は200Vの以下に示す機器(防爆型を含む)を対象とする。 富 ES-1104「移動用電気機器安全規則」第3条1項参照				
分 類	一 般 名 称 例 (呼称又は商品名)			
〔電熱機器〕				
1. 熱風応用機器	ドライヤー、ヒーターガン、VP(エンビパイプ)用ヒーター、ホットジェット等			
2. 電熱応用機器	パネルヒーター、ホットマーカ、電気ポット、電気ストーブ 電気コンロ、電気半田ゴテ等			
〔電動工具〕				
1. 電気ドリル	マグネットドリル、アングルドリル、ハンマードリル、振動ドリル 電気タツパ、スクリュードライバー等			
2. グライNDER	ハンドグライNDER、ディスクグライNDER等			
3. サンダー	ベビーサンダー、ディスクサンダー等			
4. 電動カッター	高速カッター、ニブラ、鉄筋カッター、コンクリートカッター、切断機等			
5. 大工用電動工具	丸ノコ、チェーンソー、カンナ等			

	移動用電気機器検査マニュアル		2 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日		改訂日：2019年 6月 21日		

富 ES-1104「移動用電気機器安全規則」第3条1項参照

分 類	一 般 名 称 例（呼称又は商品名）
〔電動機器〕 1. パイプネジ切盤 2. コンプレッサー 3. 可搬ブロワー 4. モルタルミキサー 5. ベルトコンベア 6. 攪拌機 7. ポンプ類 8. 可搬式機器	ベビコン(小型) 送風機、掃除機等 電動油圧ポンプ、水中ポンプ、送液ポンプ等 可搬ボール盤、ダクト折り機、ひも出し機、小型ウィンチ等
〔電気溶接機〕 1. 電気溶接機	電気溶接機、アルゴン溶接機
〔発電機〕 1. 可搬形発電機	可搬形発電機 注2) 参照
〔接続コード・照明器具〕 1. コードリール 2. 照明器具	電工ドラム、テーブルタップ、延長コード 防爆型コンセントアダプター 投光器、移動灯
〔その他〕	高電圧発生機器、充電器、漏電遮断器付きコンセント

注1) 下記条件で使用する移動用電気機器はすべて対象機器とみなす。

- ① 湿潤している場所、又は導電性の高い場所(金属製板上等)で使用する移動用電気機器。
- ② 電源200V以上で使用する移動用電気機器。

注2) 容量7.5kw以上の可搬形発電機は、各種届出が必要となる場合があります。

使用方法により異なりますので、HCUにご相談してください。

	移動用電気機器検査マニュアル		3 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2021年 6月 10日			

- 1)適用 接続コードについて適用する。
- 2)対象機器 電工ドラム、漏電遮断器付き延長コード
- 3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下図に示す。

(1) プラグ

- ・G 付 2P である事。
- ※但し、ポッキングプラグの場合は接地クリップが必ず付いている事。



- ・変形、ガタ がない事。
- ・亀裂、損傷、老朽、汚損していない事。
- ・外被がプラグ内部まで入っている事。

(2) コード



- ・途中接続していない事。
- ・テーピングしていない事。
- ・亀裂、汚損、損傷、よじれがない事
(深さ 0.5 ミリ以上は不良)

(3) 本体、コンセント

- ・G 付 2P である事。
- ・漏電ブレーカー付きである事。
- ・リール回転に無理がない事。
- ・絶縁抵抗試験は遮断器を ON にした状態で行い、絶縁抵抗が 1MΩ 以上である事。(※)
- ・漏電遮断器はテストボタンにて作動する事。



- ・亀裂、破損、汚損がない事。
- ・取付にガタがない事。

(4) 漏電遮断器

- ・変形、ガタ がない事。
- ・亀裂、損傷、老朽、汚損していない事。

(5) シール貼付（工事で使用する施工会社の機器が対象）

- ・過電流遮断機能付きには「過電流保護付」シールを貼り付ける事。
- ・過電流遮断機能が付いていない或いは確認できないものには「過電流保護なし」シールを貼り付ける事。



電工ドラム

漏電遮断器付延長コード

漏電遮断器

※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ：250V、測定箇所：線（相）間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、但し目視試験は行う事。

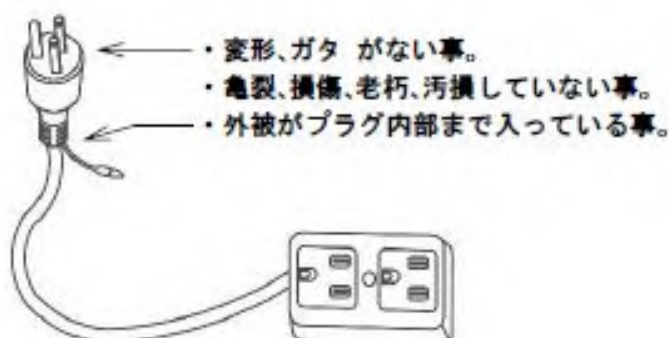
	移動用電気機器検査マニュアル		4 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2019年 6月 21日			

3. 検査方法

- 1) 適用 接続コードについて適用する
 2) 対象機器 テーブルタップ(G 付きコンセント)、延長コード
 3) 点検箇所 点検ポイントと判断基準を下図に示す。

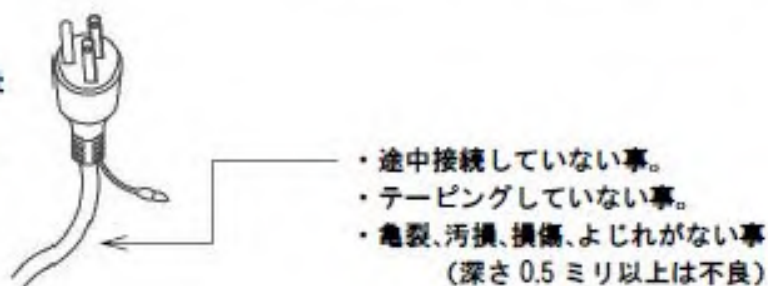
(1) プラグ

- ・ G 付 2P である事。
- ※但し、ポッキンプラグの場合は接地クリップが必ず付いている事。



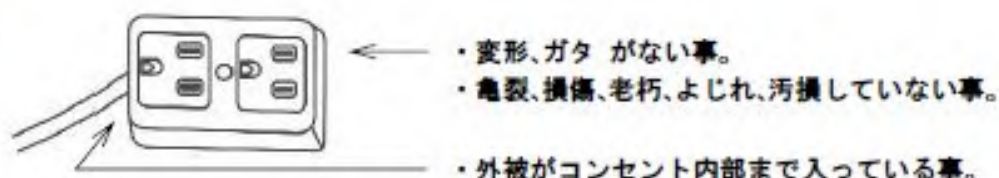
(2) コード

- ・ 太さ、断面積 1.25mm²以上
- ・ 長さ 10m以下とする。
(テーブルタップのみ)

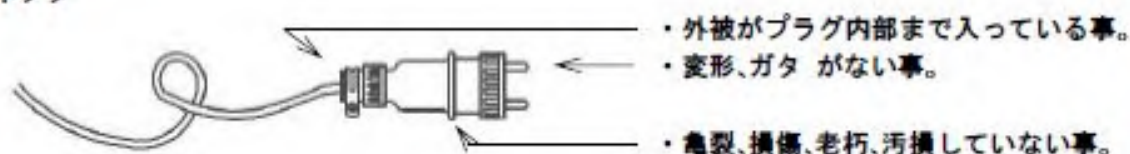


(3) コンセント

- ・ G 付 2P である事。



(4) コードコネクタ



(5) 本体

- ・ 絶縁抵抗が 1MΩ 以上ある事。(※)
- ・ G 付コンセントの接地は必ずプラグコンセント部の接地と接続されている事。

※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ：250V、測定箇所：線（相）間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、但し目視試験は行う事。

	移動用電気機器検査マニュアル		5 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2019年 6月 21日			

3. 検査方法

1) 適用 電動工具について適用する。

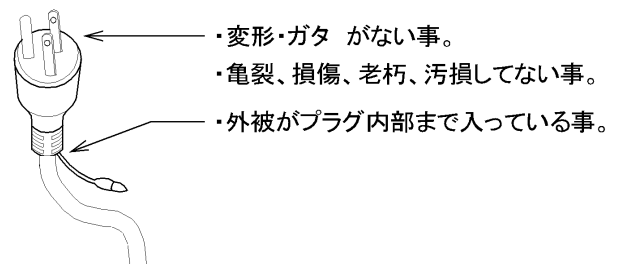
2) 対象機器 サンダー、ジグソー、丸ノコ、振動ドリル、ジスグラインダー、スクードライバー、ニブラ等

3) 点検箇所 点検ポイントと判断基準を下图に示す。

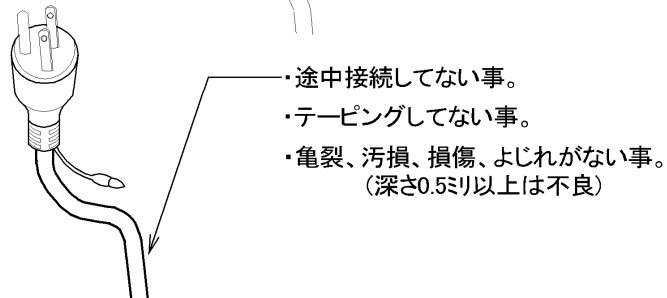
(1) プラグ

- ・ G付2P、又はアースクリップ付2Pである事。
- ・ 二重絶縁構造(回マーク)の場合は2Pで良い。

※但し、ポッキンプラグの場合は
接地クリップが必ずついている事。

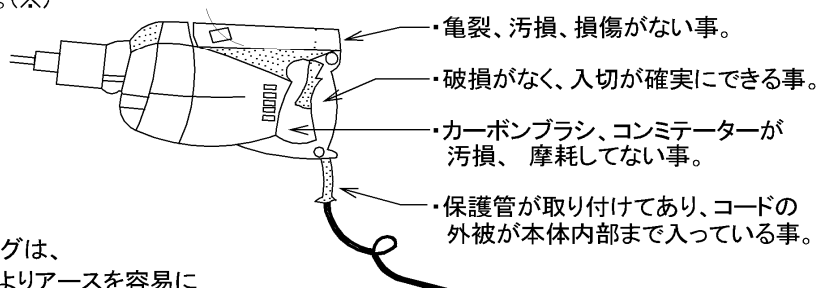


(2) コード



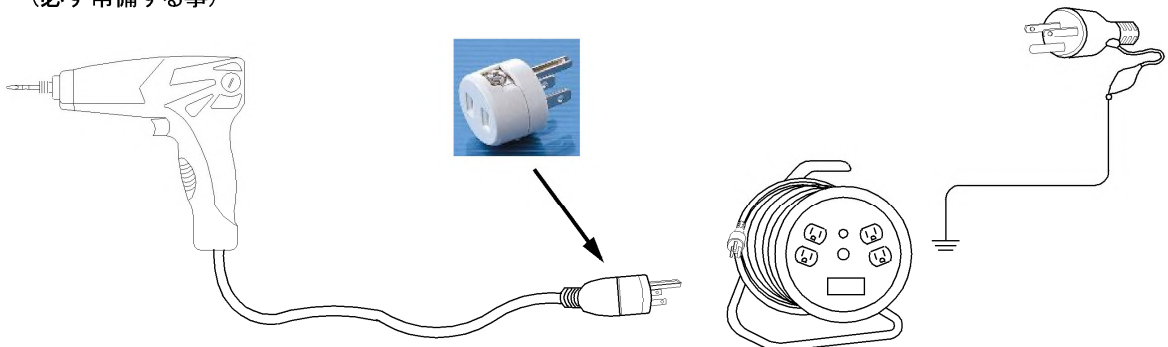
(3) 本体

- ・ 絶縁抵抗試験はスイッチをONにして行い、絶縁抵抗が1MΩ以上である事。(※)
- ・ 運転して異音、振動がない事。
- ・ 運転してカーボンブラシ部の火花が5ミリ以上出ない事。



(4) 共通事項

アースクリップ付きの2Pのプラグは、
電工ドラム又はテーブルタップよりアースを容易に
取れるようアダプターを使用するか又は接地を取る事。
(必ず常備する事)



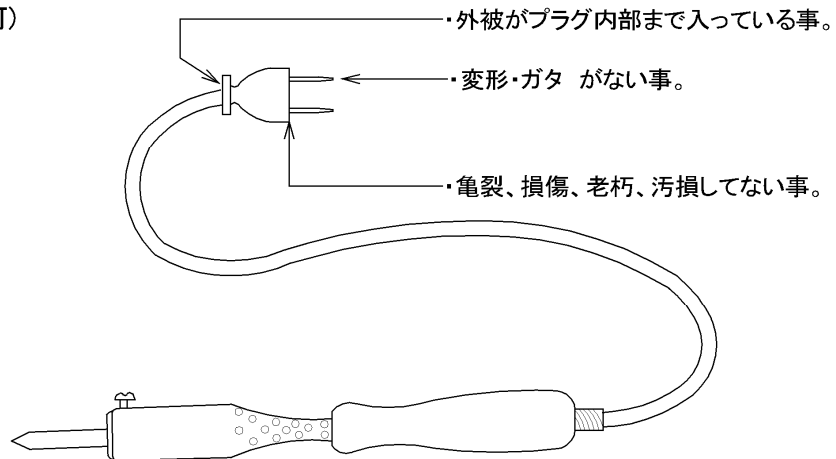
※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ: 250V 測定箇所: 線(相)間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造 回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、但し目視検査は行うこと。

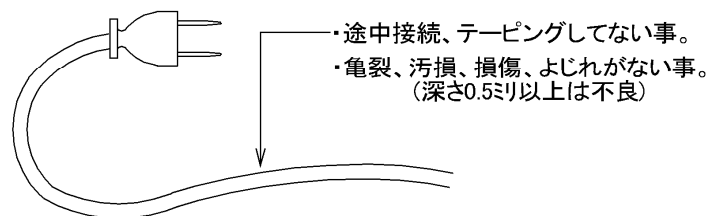
	移動用電気機器検査マニュアル		6 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2019年 6月 21日			

- 1)適用 電熱機器について適用する。
- 2)対象機器 ハンダゴテ ドライヤー ヒートガン等
- 3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下図に示す。

(1) プラグ(2Pで可)

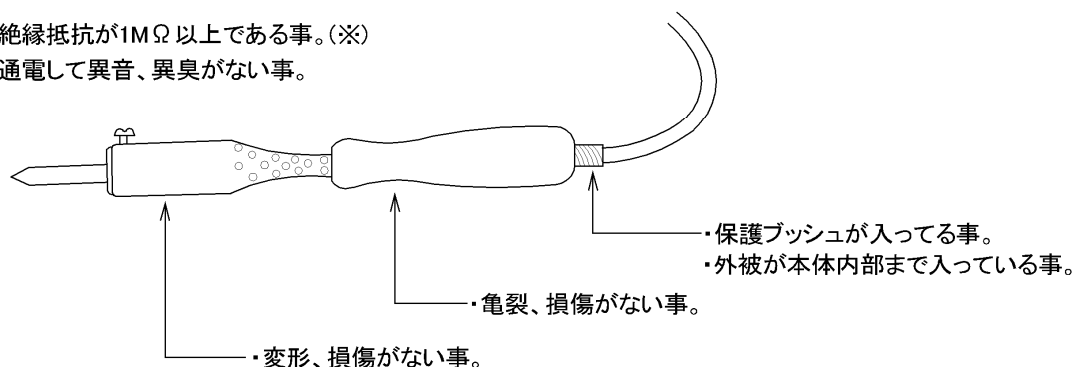


(2) コード(耐熱コードを使用)



(3) 本体

- ・絶縁抵抗が1MΩ以上である事。(※)
- ・通電して異音、異臭がない事。



※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ:250V 測定箇所:線(相)間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造 回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、

4)その他 電熱機器の注意

新規購入時には導入検査が必要。

「電熱機器使用許可」を取り、「電熱機器使用許可証」を設置後、使用できる。

移動用電気機器検査マニュアル

7
10

制定日：平成 25年 3月 26日

改訂日：2019年 6月 21日

1)適用 照明器具について適用する。

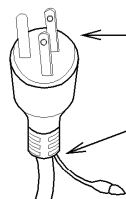
2)対象機器 移動灯

3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下図に示す。

(1) プラグ

- ・G付2Pまたは、アースクリップ付2Pである事。
- ・二重絶縁構造(回マーク)又は回マークがなくても本体が絶縁体構造と認められる物は2Pで可。

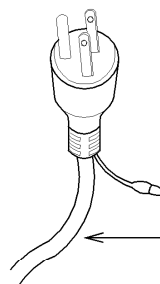
※但し、ポッキンプラグの場合は接地クリップが必ずついている事。



- ・変形・ガタがない事。
- ・亀裂、損傷、老朽、汚損してない事。
- ・外被がプラグ内部まで入っている事。

(2) コード

容量0.75mm²以上 3芯
長さ 10m以下とする。

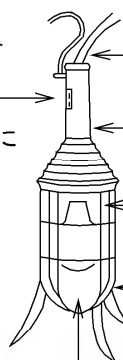


- ・途中接続してない事。
- ・テーピングしてない事。
- ・亀裂、汚損、損傷、よじれがない事。(深さ0.5mm以上は不良)

(3) 本体

- ・絶縁抵抗が1MΩ以上である事。(※)
- ・グローブ及びガードが必ず付いている事。
- ・吊り下げフック等が付いている事。

プラグが2Pのもので本体付属のコンセントが2Pの場合は使用出来ないようにカバーを取付ける事。



- ・外被が本体内部まで入っている事。
- ・亀裂、汚損、損傷してない事。
- ・亀裂、汚損、損傷してない事。本体にキチッと取り付けられている事。
- ・変形、破損がない事。本体にキチッと取り付けられている事。

(4) 共通事項

アースクリップ付き2Pのプラグは、電工ドラム又はテーブルタップよりアースを容易に取れるようアダプターを使用するか又は接地を取る事。(必ず常備する事)
3/8図参照



・白熱球又はLED

※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ:250V 測定箇所:線(相)間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造 回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、但し目視検査は行うこと。

	移動用電気機器検査マニュアル		8 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2019年 6月 21日			

1)適用 照明器具について適用する。

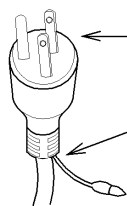
2)対象機器 移動式投光器

3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下図に示す。

(1) プラグ

- ・G付2Pまたは、アースクリップ付2Pである事。
- ・二重絶縁構造(回マーク)付きか
回マークがなくても本体が絶縁体構造と認められる物は2Pで可。

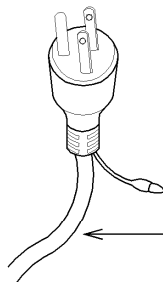
※但し、ポッキンプラグの場合は
接地クリップが必ずついている事。



- ・変形・ガタがない事。
- ・亀裂、損傷、老朽、汚損してない事。
- ・外被がプラグ内部まで入っている事。

(2) コード

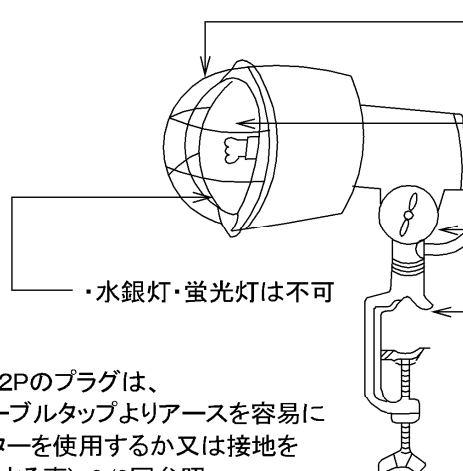
容量0.75mm²以上 3芯
長さ 10m以下とする。



- ・途中接続してない事。
- ・テーピングしてない事。
- ・亀裂、汚損、損傷、よじれがない事。
(深さ0.5ミリ以上は不良)

(3) 本体

- ・絶縁抵抗が1MΩ以上である事。(※)
- ・簡易投光器では必ず万力等が本体と一對になっている事。
- ・本体コードの短いものは延長コードと一對になる事。



- ・変形、破損がない事。
本体にしっかりと取付いている事。
- ・汚損がない事。
本体にしっかりと取付いている事。
- ・亀裂、破損、汚損してない事。
- ・変形、破損してない事。
安定した取付ができる事。

(4) 共通事項

アースクリップ付き2Pのプラグは、
電工ドラム又はテーブルタップよりアースを容易に
取れるようアダプターを使用するか又は接地を
取る事。(必ず常備する事) 3/8図参照

※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ:250V 測定箇所:線(相)間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造 回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、
但し目視検査は行うこと。

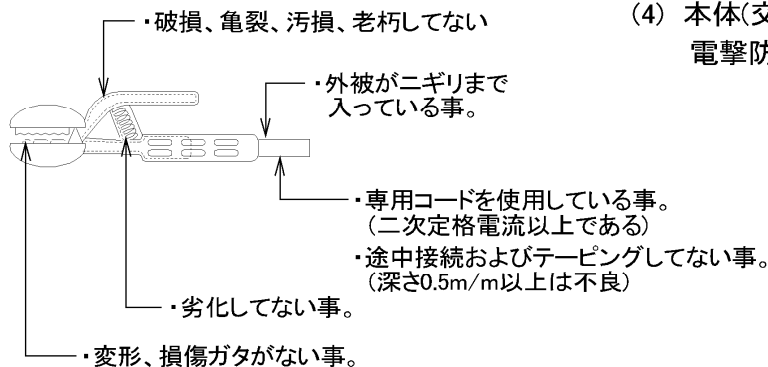
	移動用電気機器検査マニュアル		9 10	決裁/承認
制定日：平成 25年 3月 26日	改訂日：2019年 6月 21日			

1)適用 電気溶接機について適用する。

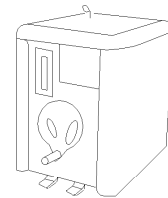
2)対象機器 交流アーク溶接機、アルゴン溶接機

3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下图に示す。

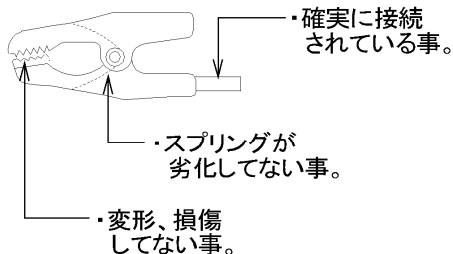
(1) 溶接棒ホルダー



(4) 本体(交流アーク溶接機は、
電撃防止装置がついている事。



(2) アースクリップ



(5) 使用前点検にて確認。

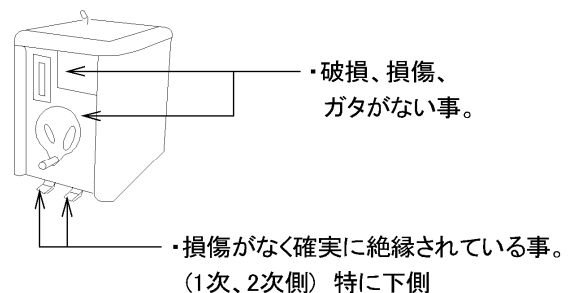
- ・通電して下記を確認。
- ・二次無負荷電圧はネームプレートに合値する事。
- ・電撃防止装置は作動する事。
- ・異音、振動、異臭がない事。

電撃防止装置のテスト方法

- ・通電して無負荷電圧を測定。
- ・テストボタンにより、トリップテストする事。

(3) 電源線(延長コード)

- ・途中接続及びテーピングしてない事。
- ・亀裂、損傷、汚損がない事。
- ・丸端子付きとする事。
(深さ 0.5m/m以上は不良)
- ・絶縁抵抗試験は電源スイッチをONにして行い、
絶縁抵抗が1MΩ以上である事。(※)
(一次-大地、一次-二次)



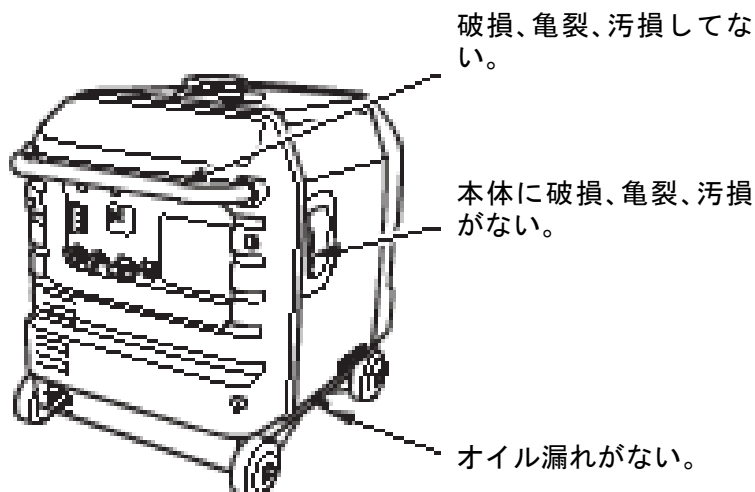
※絶縁抵抗試験方法

- ① 測定レンジ:250V 測定箇所:線(相)間、各相とアース間
- ② 電気機器の名板に二重絶縁構造 回マークがあるものは絶縁抵抗試験不要、
但し目視検査は行うこと。

	移動用電気機器検査マニュアル		10 10	決裁/承認
制定日：平成 27年 6月 17日	改訂日：2019年 6月 21日			

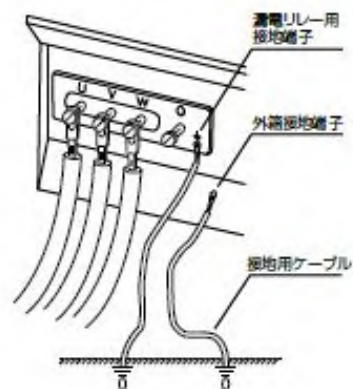
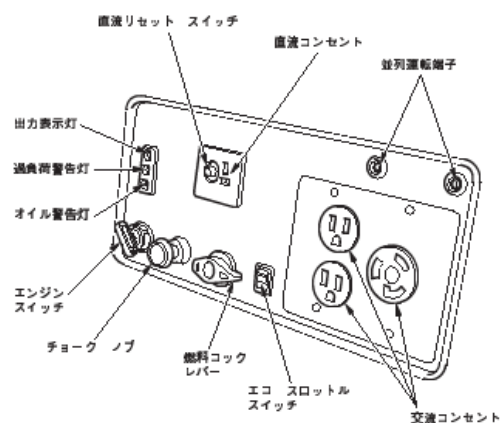
- 1)適用 発電機について適用する。
- 2)対象機器 可搬形発電機
- 3)点検箇所 点検ポイントと判断基準を下图に示す。

(1) 本体



(2) 操作パネル、コンセント、電源取り出し端子

スイッチ類、コンセント、電源取り出し端子が破損、汚損していない事



※ 絶縁抵抗が $1M\Omega$ 以上あること。
(コンセント—接地端子、電源取出し端子—接地端子)

工事施工会社およびレンタル会社様

富士フイルム（株）構内の工事で使用する電気機器のレンタル品に関する依頼

富士フイルム（株）

富士フイルムエンジニアリング（株）

日頃は、富士フイルム（株）における工事の安全活動にご協力いただき感謝致します。

吉田南工場にて、レンタル品の分電盤に不具合があり、相間短絡により発煙するトラブルが発生致しました。このトラブルは、レンタル会社での修理に不具合があり、又、検査が十分に行われていない事が原因でした。弊社では、工事における安全を確保する為に、工事に電気機器のレンタル品を使用する場合のルールとして、下記を定めましたので、遵守いただきますよう、ご協力をお願い致します。

記

1. レンタル会社は、レンタル機器の健全性について確認できる専門知識を有する人が検査を実施した上でレンタルしてください。
2. レンタル会社は、検査結果シートをレンタル品に添付して貸し出すようにお願いします。
検査結果シートは、検査項目とその結果がわかるチェックシート形式とします。
御社で日常的に検査に使用しておられるシートのコピーでも構いません。
3. 施工会社は、レンタル会社に検査結果シートの添付を求めて下さい。
レンタル品を受け取った際に、検査結果シートが添付されている事を確認し、その検査内容、及び、結果を確認して、自社で外観チェックなどを実施した上で富士フイルム構内に持ち込んでください。
4. 施工会社は、富士フイルム構内での工事中、レンタル品の検査結果シートを工事場所に掲示してください。
KYシート、施工計画書と一緒に掲示しておく事を推奨します。
5. レンタル会社から検査結果シートを受領できない機器を使用する場合は、工事施工規則の「電気機器の検査」に定める検査と同等の検査を行った上で使用してください。尚、その検査結果は、4項の検査結果シートの保管と同じ扱いとしてください。
6. 工事、又は、整備用に使用する電気機器・照明器具・接続コード等、電気を使用する全ての機器・工具を対
象とします。
7. 電工ドラムは「過電流保護」と「漏電保護」の両方の機能が備わっている物とします。

以上

酸素欠乏等による危険防止要領

この抜粋は、昭和 47 年 10 月 1 日施行の酸素欠乏症等防止規則（労働省令）及び製紙災害防止協議会制定の酸素欠乏等危険作業基準を参考にして 富士宮事業場における酸欠危害を防止するための必要な措置について定めたものである。

1. 富士宮事業場における酸素欠乏等危険作業の対象となる物

(1) 酸素が消費される場合

- ① 被酸化物の酸化が発生する場所
 - ・タンクやその他の素材が酸化する閉所
 - ・貯蔵、運搬中の物質が酸素を消費する閉所
- ② 有機物の腐敗、微生物の呼吸による酸素消費
 - ・廃棄物、汚水貯蔵タンク
 - ・ケーブルや配管用ピット等
- ③ 生物の呼吸作用による酸素消費

(2) 無酸素気体に置換される場所

- ① 窒素、炭酸ガス、アルゴン、フロン等に置換されるタンク／ボイラー等もしくは密閉した部屋
 - ・定期的に窒素置換するタンク
 - ・無酸素気体による消火を行う作業場
 - ・溶接を使用するタンク／ボイラー等
- ② 有機物の腐敗による炭酸ガス、硫化水素、メタンガスが発生する場所
 - ・廃棄物、汚水貯蔵タンク等
- ③ その他、長時間使用していない暗渠等

2. 酸欠作業に対する日頃からの措置

(1) 酸欠作業主任者の任命

酸素欠乏作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者から、任命して職場内に明示する。

(2) 酸欠作業主任者はつぎの事項を心得ておくこと。

- ① 酸欠作業に従事するときの作業方法の決定と指揮
- ② 作業場所の酸素濃度の測定と有害ガスの有無の確認
- ③ 酸素濃度の最低限度を 18%とする。
- ④ 硫化水素中毒のおそれがある場所は濃度 10ppm 未満とする。
- ⑤ 測定器具、換気設備、空気呼吸器等の点検、記録表の整備。
- ⑥ 事故発生時及び異常時の措置を熟知する。

(3) はしご、ロープ、命綱など必要な用具を整備し、保守すること。

(4) 酸素欠乏症防止規則による表示板（右図）を整備する。

(5) 作業者全員に酸欠特別教育を行い、受講者と受講内容を記録しておくこと。

酸素 欠乏	
関係者以外の立入を禁止する Do not enter. Authorized staff only	
1. 立入る場合のとりべき措置 (1) 酸素濃度を測定すること (2) 換気すること (3) 保護具を使用すること (4) 人員を点呼すること (5) 近接作業者に連絡すること	3. 保護具の保管場所 (1) 空気呼吸器 (2) 命綱・ロープ (3) 酸素測定器 (4) 送排風器 (5) はしご
2. 事故発生時の措置 (1) 作業を中止し退避すること (2) 指名者以外の立入を禁止すること (3) 救出作業者は空気呼吸器を着用すること (4) 被害者の診療処置をすること	
4. 酸素欠乏危険作業 主任者氏名 	

3. 酸欠作業前の措置

- (1) 酸欠作業主任者は「酸欠危険工事（タンク、ピット、ダクト内など）施工計画書」を作成し、関係者と事前に打合せを行い、作業計画を全員に説明する。
- (2) 人員を点呼し、健康状態を確認する。
- (3) 監視人を配置し、立入禁止標識を見易いところに置く。

- (4) 測定器、換気装置、保護具等の器材を用意し、酸欠作業主任者の指示により行動する。
- (5) 換気する。
- (6) 酸素濃度、並びに、硫化水素等有害ガスの有無を確認する。

4. 内部作業注意事項

- (1) 酸欠作業主任者の指示により中に入る。
- (2) 作業中は酸素濃度を 18%以上に保ち、換気と測定をつづけること。
- (3) 酸素濃度が 18%未満になった場合、ただちに作業を中止し、退避すること。
- (4) 有害ガス発生等、危険な場合は、空気呼吸器又はホースマスクを使用すること。

5. 作業終了時の措置

- (1) 人員の点呼と健康状態の確認。
- (2) 保護具・測定器・換気装置等の器材を規定の場所に保管すること。

6. 測定基準

- (1) 測定は酸欠作業主任者が行い、1人以上の補助者と共に測定する。
- (2) 深い個所や奥行きのある個所の測定にはサオ等を用いる。
どうしても内部に立入る必要があるときは、空気呼吸器又はホースマスクを装備すること。
- (3) 高さ 2m以上の墜落の危険がある場所で作業をするときは命綱を使用すること。
- (4) 内部照明には防水型、もしくは防爆構造の電灯を用いること。
- (5) 測定個所は垂直方向および水平方向にそれぞれ 3 点以上とし、古い紙料の堆積残留場所の周囲や作業者の立入るところとする。
- (6) 測定記録は施工計画書に記録して作業を実行した会社が 3 年間保存すること。

7. 換気基準

- (1) 自然換気：上部、低部マンホールガット及び低部排出用ガット等をすべて開放する。
- (2) 強制換気：換気装置やコンプレッサーを用い、ダクト等を底部近くまで伸ばして送風する。

8. 監視基準

- (1) 監視人
 - ① 酸欠作業主任者は異常の早期発見と適切、迅速な処置を行うため監視人を配置する。
 - ② 監視人は、タンク／ボイラー等の内部作業が外部から見えるときは開口部の外側に配置する。
 - ③ 外部からの監視不能の場合は、内部の作業者からの通報者を選任しておくこと。
 - ④ 作業者の酸欠初期症状、硫化水素中毒症状に留意し、異常者を発見したらその作業者は勿論、他の者も退避させること。
- (2) 立入禁止標識
 - ① 酸素欠乏症防止規則による表示板を規定とする。

9. 救出基準

- (1) 酸欠作業中に酸素濃度が 18%未満になったとき、および硫化水素濃度が 10ppm 以上、あるいは、その他の有害ガスの異常を発見したらただちに全員退避すること。
- (2) 内部の者を外部から救出する場合。
 - ① 換気を行い、酸素濃度、有害ガスの異常がないことを確認のうえ、立入り救出する。
 - ② 換気不十分の場合は、空気呼吸器、又はホースマスク等を使用すること。

10. 診察及び処置

酸素欠乏症等にかかった作業者は、直ちに医師の診察又は処置を受けさせること。

酸欠危険工事 (タンク、ピット、ダクト内 等) 施工計画書

申請日： 年 月 日

申請会社：

(注1) 適用範囲： タンク内 工事、ピット内 工事、ダクト内 工事 等、酸素欠乏 の 危険 がある 場所 での 工事

(注2) 『酸素欠乏 等 作業主任者』は、必ず、当該作業 を 行なう作業 者 が 所属する会社 から 選出すること

(注3) 計画変更時 は、再度、ゼロベース から 見直して 作成し 提出すること

工事件名		元請施工 責任者 印	作業主任者 印	FF担当者 受領印
作業場所				
元請施工会社名				
下請施工会社名				
2次下請施工会社名				
作業日	年 月 日 注) 1日 1シート、毎日 新たに作成			

酸欠危険工事 内容

作業責任者名	氏名：		
酸素欠乏 等 作業主任者名 該当する資格者の方にレ⇒	☐ 酸素欠乏危険作業主任者	氏名：	
	☐ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	氏名：	
酸素欠乏危険作業 監視者	氏名：	使用する測定器 (型式)：	

【作業計画】 (作業場所・工事内容・施工方法 を 記載のこと。 記載し切れない場合は、別紙 を 添付すること。)

(必須事項 ①： 酸素欠乏空気を吸わないように、作業方法を決定し、作業者を指揮すること。)

(必須事項 ②： その日の作業 を 開始する前、すべての 作業 者 が 作業場所 から 離れた後 再び 作業を開始する前、作業者の身体・換気装置 等 に 異常が
あつた時、作業場所 の 空気中 の 酸素濃度 を 測定すること。)(必須事項 ③： [測定記録] は、『測定日時』、『測定方法』、『測定箇所 (場所 を 図 で示す)』、『測定結果』、『測定者氏名』、『測定結果に基づいて措置
した場合 の 概要』とする。 法律上、3年間 の 保管要。)

【安全対策事項】 具体的に記載し、現場KYチェックシート に 反映させること。

(ポイント： 給排気設備 の 設置 ・ 作業中 酸素濃度計 は 作業場所 近傍 に 常時 電源ONして 設置)

[測定記録] 必須 チェック項目	測定タイミング	作業 開始前	作業 再開前 (1)	作業 再開前 (2)
	測定日時・測定者氏名	(年 月 日 時 分)	(年 月 日 時 分)	(年 月 日 時 分)
☐ 酸素欠乏 の 場所 となる 可能性あり (有 ・ 無)	☐ 給排気設備 設置	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
☐ 酸素濃度 が 低くなる (有 ・ 無)	☐ 酸素濃度 確認	(有 ・ 無) %	(有 ・ 無) %	(有 ・ 無) %
☐ 硫化水素濃度 が 高くなる (有 ・ 無)	☐ 硫化水素濃度 確認	(有 ・ 無) ppm	(有 ・ 無) ppm	(有 ・ 無) ppm
☐ 溶剤ガス・可燃性ガス が 存在する (有 ・ 無)	☐ ガス濃度 確認	(有 ・ 無) ppm	(有 ・ 無) ppm	(有 ・ 無) ppm
☐ 臭気 により 体調が 悪化する (有 ・ 無)	☐ 作業 者 体調 確認	前(良・不良) / 後(良・不良)	前(良・不良) / 後(良・不良)	前(良・不良) / 後(良・不良)

アスベスト工事施工規則

本規則はアスベストが人体・環境に影響ないようにすることを目的とし法令に基づく手続きなどを示したもので、工事の実施に当たっては労働安全衛生法<石綿則>、大気汚染防止法、廃棄物処理法を遵守する。2021年4月の法改正により、発注者（工事要求元）は施工会社に対し、事前調査が適切に行われるための配慮（工期・費用・図面等の情報提供等）、施工会社が法令を遵守して工事を行うための配慮（工事費用・工期・作業方法・記録のための撮影許可等）を行う事が義務付けられた。

1. 一般構内規則

- 1) 解体工事や作業発注時等における措置 [石綿則第8条、第9条、大気汚染防止法第18条]
工事担当者は建築物や工作物の解体等を実施する場合、引き合い施工会社に石綿を使用した特定工事に該当するか調査し、石綿含有建材の使用状況を通知して特定工事として適正な価格と納期が提示できるようにする。
- 2) 事前調査の実施 [石綿則第3条、大気汚染防止法第18条]
原則すべての工事について受注した元請事業者又は施工会社は、施工開始予定日の20日前までに、石綿の使用の有無を目視や設計図書などで調査し、その結果を記録し工事要求元に説明する。石綿の使用有無がはっきりしない場合は分析調査を行い、その結果を記録させる。調査結果の記録は3年間保存する。また、調査結果の写しを工事要求元に提出するとともに、床面積 80m² 以上の建築物解体工事、1 百万円以上の工事については、電子システムにて行政へ届け出る。
- 3) 調査結果の掲示（石綿有りの場合に実施） [石綿則第3条、大気汚染防止法第18条]
事前調査の結果、石綿に関する分析調査を終了した日、調査方法、結果の概要など作業者が見やすい場所及び東門、西門等、構外から見やすい位置に A3 以上の大きさで掲示する。
- 4) 富士フィルムへの作業計画書提出 [石綿則第4条 H18.9.1 改定反映]
工事受注の元請事業者は、建築物や工作物の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業を行なうときには、工事担当課及び当該職場とよく協議し、「石綿工事作業計画書」（書式-ア-2号）に必要事項を記入し、工事担当者および工事担当課長の許可を受け、事前に工事要求元に報告する。

2. 工事施工上の注意事項

- 1) 労働基準監督署への工事計画届提出 [労働安全衛生法第88条 20.6.1.改定反映 石綿則第5条]
工事受注の元請事業者は、レベル1,2の工事を行う際は、施工開始14日前までに工事計画届を富士労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2) 特定粉じん排出等作業届の提出 [大気汚染防止法第18条]（レベル3の工事を除く）
工事受注の元請け事業者は、レベル1,2（非石綿部での切断除去は除く）の工事を行う際は、1)の工事計画と同内容（ただし届出者：富士宮事業場長、電話番号 HCC 26-7379）にて大気汚染防止法に基づく届出書面を作成する（職場控えを除き3部）。書類は HCC にて確認、FF 社長→富長の委任状を添付し、特定粉じん等作業開始の14日前までに、静岡県知事（窓口：富士宮市）へ元請け事業者または HCC が届け出る。また、届出書類は施工現場に設置し、受領印を押した控えは HCC が保管する。
- 3) 建設リサイクル法に基づく届出 [建設リサイクル法第10条]
法律に定められた規模以上の建築、工作物、土木工事等で発生する工事廃棄物は、建設リサイクル法に基づき、HCC は富長→元請け事業者への委任状を作成し、元請け事業者は着工の7日前までに都道府県知事等に届出を行なうとともに、HCC へ写しを提出する。
- 4) 写真等による作業の実施状況の記録を実施する
作業実施状況等を写真等により3年間保存する。なお、構内は写真撮影禁止のため、予め、写真撮影許可を得る。ただし、撮影した写真は全て工事要求元による承認を受けたもののみ記録用として使用する事が出来る。許可された以外の写真・データの構外への持ち出しは禁止。
- 5) 残材・廃材の処理 [廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条]
工事担当者が指示する当社の「石綿含有吹付け材」又は「石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材」を使用した建築物や工作物を解体等により排出された飛散性アスベストまたは「石綿含有製品」を撤去・処分により排出された非飛散性アスベストを廃棄するときには、以下を行なうこと。

- a. 破碎、粉碎など行なわず、他の内装材等の廃棄物と区別して回収する。
- b. 厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋に詰め二重梱包し、廃アスベスト表示をする。

(※専用袋でなくてもよい)

- c. 特別管理産業廃棄物（石綿）として処分（許可業者に委託）。

工事担当課、当該職場、HCC に相談して、一時保管と廃棄処分方法を相談の事。

6) 特定粉じん作業完了報告

工事終了後、工事元請け事業者は、特定粉じん作業完了報告書を作成する。書類は HCC にて確認の後、FF 社長→富長の委任状を添付し、工事元請け事業者は、静岡県(窓口：静岡県東部健康福祉センター)へ提出する。受領印を押した控えは HCC が保管する。

3. 労働災害防止

1) 作業現場の隔離 [石綿則第 6 条、第 7 条、第 15 条] (レベル 3 の工事を除く)

建築物や構造物の解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込み作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の切断を伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行なうときは、作業場所の隔離を行なう。作業場所には前室を設けて負圧に保ち(レベル 3 の工事では負圧は不要)、排気にろ過集塵・排気装置を使用する。

集塵・排気装置設置時は、排気口からの石綿等の粉塵の漏洩の有無を点検する。設置場所等何らかの変更があった場合にも粉塵の漏洩の有無を点検する。また、作業開始前に加え作業中断時(注-1)にも隔離場所の前室が負圧に保たれているかを点検する。

* (注-1) 作業中断時とは、休憩等で作業を中断した時や何日間か継続する作業において最終日以外の日の作業を終了した時をいう。

2) 石綿の飛散防止

作業時には建材を湿潤な状態にする。ただし湿潤にすることが著しく困難な場合は、除塵性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めること。

3) けい酸カルシウム板第 1 種(破碎時)及び仕上げ塗材(注-2)の電動工具での除去工事

切断・破碎等するときは、ビニールシート等により作業場所を隔離し、湿潤な状態を保ちながら作業する。※ただし作業場所の隔離は、負圧に保つ必要はない。

* (注-2) 2006 年 9 月 1 日(石綿使用禁止)以前に施工された建築物などではその外壁等に塗られている塗料自身に石綿が含有している可能性がある。

スレートボード、ケイ酸カルシウム板第一種、ブニル床タイル、スレート波板(レベル 3 のもの)を貫通する工事、石綿含有部品の破碎・切断を行う場合、局所吸引設備を設けるとともに、適正な捕集率を維持するように設計・保守管理されたバグフィルタ又は同等の集じん設備を用いて集じんし、破碎により発生する粉じんが破碎作業の周辺など施設周辺に飛散しないための措置を講ずることが必要。なお、作業時には、石綿曝露防止のため、防護服・マスクを着用するなど、作業者の曝露防止対策を講ずること

4) 石綿含有成形品(スレートボード、タイル、シートなど)の除去工事

切断、破碎にならない方法(注-3)で行うことが原則義務。(2020 年 10 月)

(技術上困難な場合を除く⇒接着固定で切断等を行わずに除去が困難、材料が大きく手作業で取り外しが困難な場合)

* (注-3) ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すこと。

5) 安全装具着用の励行 [石綿障害予防規則第 14 条 H18.9.1 改定反映]

元請事業者は労働災害防止のため、石綿等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業に工事作業者を従事させるときは、当該作業者に作業レベルに対応した保護具を使用させ、作業レベル 1 のときは使い捨てとする。(表-1、表-2 参照)

6) 石綿漏洩の監視 [大防則 新省令別表第 7] (レベル 3 の工事を除く)

工事担当者は作業現場と前室などからの石綿の漏洩を監視して、漏洩があるときは施工会社に改善をさせる。石綿の漏洩がなくなるまでは作業を中止させる。

7) 隔離の措置の解除に当たり講ずべき措置

隔離の措置を行ったときは、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離した作業場所内の石綿等の粉じんの処理等を行った後でなければ、隔離を解いてはならない。除去工事が終わって隔離を解く前に、資格者(除去作業の石綿作業主任者、事前調査を実施する資格を有する者(建築物に限る))による石綿等の取り残しが無い事の確認を行い、結果を工事要求元に報告する。

4. 工事施工規則等の安全教育履修の義務

1) 作業主任者選任と特別教育 [石綿障害予防規則第 19 条、第 27 条]

元請事業者は下表の教育を確実に実施すること。

対象	教育名	教育者と受講方法
工事作業主任者	技能講習	・厚生労働大臣指定機関による講習へ参加する (2 日間)
工事作業員 (全員)	特別教育	・元請事業者が実施する特別講習 (教育者の資格不要) ・教育科目と教育時間は、表-3 参照

5. 自主的管理強化

1) 富士フイルムグループの石綿部品残数管理 (自主的管理) の目的で、工事の際に撤去個数のカウント等を元請事業者に依頼する事がある。その時は協力をお願い致したい。

(別紙) 工事・作業別の規制内容の早見表 (2022 年 4 月改正に対応)

< 工事開始前までの施工会社の責務 >

規制内容	工事の種類	
	建築物	工作物
事前調査の実施、記録の 3 年保存	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	-
事前調査結果等の報告 (工事開始前まで)	●*1	●*2
作業計画の作成 (石綿含有建材がある場合)	●	●
計画の届け出 (工事開始の 14 日前まで)	●*3	●*3

*1 解体部分の床面積が 80 m²以上または請負金額が 100 万円以上の改修工事

*2 請負金額が 100 万円以上の特定の工作物の解体工事又は改修工事

*3 吹付石綿等 (レベル 1 建材) 又は石綿含有保温材等 (レベル 2 建材) がある場合

< 工事開始後 > 石綿含有建材を扱う作業に限る

主な規制内容	等材温保、 綿石吹 作業の種類 除去等	第 1 種 の 破 砕 等	けい 酸 カル シウム 板	仕上 塗材 の電 動工 具 による 除去	品 の 除 去 板 等 の 成 型
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●
作業員に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	●	-
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●	-	-	-	-
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●
作業員ごとの作業の記録・40 年間保存	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3 年間保存	●	●	●	●	●
作業員に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●

表-1) 呼吸用保護具 [石綿障害予防規則第 14 条]

作業レベル			呼吸用保護具	気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)
レベル1	レベル2	レベル3	種類	
○	○	○	全面形のプレッシャードマンツ形複合式エアラインマスク	150 本/cm ³ 超
○	○	○	全面形のプレッシャードマンツ形エアラインマスク以上の呼吸用保護具	15 本/cm ³ 超～ 150 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 1000 倍)
○	○	○	面体形及びフット形電動ファン付き呼吸用保護具、送気マスク（一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク）以上の呼吸用保護具	7.5 本/cm ³ 超～ 15 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 100 倍)
○	○	○	全面形の取替え式防じんマスク、粒子捕集効率 99.9%以上（RL3、RS3）の呼吸用保護具	1.5 本/cm ³ 超～ 7.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 50 倍)
×	○	○	半面形の取替え式防じんマスク、粒子捕集効率 99.9%以上（RL3、RS3）の呼吸用保護具	1.5 本/cm ³ 以下 (管理濃度の 10 倍)
×	×	○	半面形の取替え式防じんマスク、粒子捕集効率 95.9%以上（RL2、RS2）の呼吸用保護具	0.15 本/cm ³ 以下

表-2) 石綿を取り扱う作業に使用する保護衣等 [石綿障害予防規則第 22 条]

作業レベル	保護衣等の種類	気中の石綿繊維濃度 (平均濃度)
レベル 1、レベル 2	保護衣（全身を覆うカバーオール） シューズカバー、手袋	0.15 本/cm ³ 超 (石綿の管理濃度超)
レベル 3	上記保護衣又は粉じんが つきにくい作業衣 ※素材がすべすべしたもの	0.15 本/cm ³ 以下 (石綿の管理濃度以下)

表-3) 特別教育科目と時間 [石綿障害予防規則第 27 条]

科目	範囲	時間
石綿等の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理および症状	0.5 時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類および用途、事前調査の方法	1.0 時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物または工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他の石綿等の粉じんの発散を防止するための措置についての必要な事項	1.0 時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法および管理	0.5 時間
その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施工令、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則中の関係条項、石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1.0 時間

石綿工事作業計画書および 石綿工事作業チェックシート

着手前提出

-工事責任者は、以下の1～3項を
工事着手前に記入し工事担当者に提出-

工事責任者	工事担当課		合議		工事要求元
	工事担当者	課長	HCC 富長	HCZ 富長	

工事件名					
元請事業者			工事責任者		
下請事業者			作業主任者		
事前調査日	西暦	年	月	日	事前調査者
石綿取扱工事予定日	西暦	年	月	日	～ 西暦 年 月 日

1. 作業レベルと対象部品を○で囲む

作業レベル(○で囲む)	対象部品 (○で囲む)
レベル1	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックール、湿式石綿含有吹付け材、その他
レベル2	石綿保温材、パーライト保温材、石綿ケイ酸カルシウム保温材、耐火被覆板、石綿断熱材、その他
レベル3	スレートボード、ケイ酸カルシウム板第一種、ビニール床タイル、スレート波板、石綿セメント円筒、その他

2. 工事要求元に提出する書類

書類 (対象に ○)	実施内容
事前調査結果	事前調査結果を説明
施工場所図面	施工場所が判る図面等を添付
安全衛生管理体制表	安全衛生管理体制を添付
工程表	工程表を添付
届出書面	届出が必要な場合は書面を添付
施工要領書	作業方法、保護具、立入禁止措置等を添付

3. 今回の工事内容を○で示す・・・a～cの工事は石綿使用有無に関わらず事前調査結果を労基署・県に提出。

本工事 (対象に ○)	工事内容
	a. 解体部分の床面積が 80 m ² 以上の建築物
	b. 請負金額が税込み 100 万円以上の建築物の改修工事
	c. 請負金額が税込み 100 万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事
	d. いずれにも当てはまらない

工事完了後提出

工事責任者	工事担当課		工事要求元	コピー → HCC 富→HCZ 富 保管は要求元、HCZ 富 の両方 (3年)
	工事担当者	課長		

届出が必要な場合は、確実に実施する。

内容	チェック項目	レベル1	レベル2	レベル3
届出	[安衛法]工事計画届(施工会社は施工開始 14 日前までに富士労基署長へ)			
	[大防法]特定粉じん排出作業届 施工会社が作成し、HCC が委任状を添付。排出作業開始 14 日前までに施工会社または HCC が静岡県(窓口：富士宮市)へ提出。受領印を押した控えは HCC が保管。			
	[建リ法]建リ法 10 条記載規模以上の解体等は届出 HCC は委任状を作成。施工会社は工事開始 7 日前までに静岡県(窓口：富士宮市)へ提出			

次ページも記載

書式-ア-2号

以下は、作業前に確認し、作業後に完了日を記入する。

撮影許可	作業状況等を記録するため撮影許可を担当者より受け取る			
掲示	上記 3.a～c に該当かつ石綿有無に関わらず施工会社は作業者が見やすいように事前調査結果、作業の概要（A3サイズ以上）を作業現場に掲示する			
	事前調査で石綿使用有りの場合、HCZ は近隣住民に周知すべく事前調査結果、作業の概要（A3サイズ以上）を東門、西門に掲示する			
廃棄場所	一時保管場所と廃棄方法を決める			
作業主任者	作業主任者を選任する			
特別教育	作業者全員が特別教育を受講していることを確認する			
作業場所	他の作業場所から隔離する			
	作業前清掃*HEPA フィルタ付真空掃除機を使用する			
	床養生（厚 0.15mm 以上のプラスチックシート二重）する			
	壁、既設物、照明器具等養生（厚 0.08mm 以上のプラスチックシート一重）する			
	足場を組立てる（脚立足場、可搬式作業台、短管足場、ローリングタワー等）			
	セキュリティーゾーンを設置する			
	集じん、排気装置を設置する			
	セキュリティーゾーンの負圧を確認（作業開始時と作業中断時）する			

以下は、作業直前に確認し、作業後に完了日を記入することで“完了”となる。

内容	チェック項目	レベル 1	レベル 2	レベル 3
呼吸用 保護具	面体形およびルーズフィット形の電動ファン付き、プレッシャードマント形エアラインマスク、送気マスク、自給式呼吸器を使用する			
	全面形取替え式防じんマスクを使用する			
	半面形取替え式防じんマスクを使用する			
保護衣	フード付き保護衣を着用する			
	保護衣または作業衣を着用する			
石綿除去	粉じん飛散抑制剤吹付けおよび含浸確認する			
	湿潤な状態にする			
	集じん、排気装置の漏洩無しを確認する			
石綿処理	除去した石綿を袋詰め（二重梱包）する			
	除去した石綿を一時保管する			
	作業場内清掃*HEPA フィルタ付真空掃除機を使用する			
	除去面に粉じん飛散抑制剤を吹付ける			
	機材、足場材等を清掃する			
	床、壁、既設物、照明器具等養生シートに粉じん飛散処理剤 or 抑制剤を吹付ける			
	取り残し“なし”を確認する			
	1.5 時間以上の集じん・排気を行う			
解体・撤去	壁、既設物、照明器具等養生シートの撤去・袋詰め（二重梱包）			
	機材、足場材等を解体・撤去する			
	床養生シートを撤去・袋詰め（二重梱包）する			
	セキュリティーゾーンを解体・撤去する			
	仕上げ清掃 *HEPA フィルタ付真空掃除機を使用する			
廃棄物処理	処理施設へ搬出する			
完了報告	施工記録、作業記録を保管する			
	完了報告書（特定粉じん排出等作業完了報告書）を提出する。			
	県への作業完了報告は、書面は施工会社が作成し、HCC が委任状を添付。受領印を押した控えは HCC が保管。			

殿

化学設備の改造、修理、清掃等の作業に関する文書

富士フィルム(株)富士宮事業場			
工事要求元部門		工事担当部門	

→

施工会社	

↑

受領サイン済みの原本を要求部門で保管

工事件名：_____

該当施設：_____

使用した化学物質名：_____

工事要求部門は、上記化学物質で安衛令で定めるところの「(注)ラベル表示・SDS等による通知の義務」に該当する物がある場合は、該当化学物質のSDSを貼付し、危険有害性・暴露した場合の処置等について、工事担当部門及び作業を行う者に周知する。

(注)労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リストを参照

該当設備では工事箇所の化学物質は液抜き・洗浄していますが、万一残留している場合を考慮し下記の文書を交付いたします。(工事要求部門の直接工事の場合は工事担当部門欄は斜線でなしとする。)

① 該当設備で取り扱う化学物質の危険性及び有害性

- | | | | |
|--------|-----------|-------------------|--------------------------|
| ・眼 | () 重度の刺激 | () 軽度の刺激 | () 刺激なし |
| ・皮膚 | () 重度の刺激 | () 軽度の刺激 | () 刺激なし |
| ・吸入・誤飲 | () 有害性あり | () 有害性なし | |
| ・揮発性 | () あり | () なし | } なし/なし の場合は
水との区別が困難 |
| ・粘性 | () あり | () なし | |
| ・引火性 | () あり | <消防法危険物該当> () なし | |

② 当該作業において注意すべき安全・衛生に関する事項

- ・作業前に危険予知活動を行ない、作業上の注意ポイントを確認する。
- ・工事施工箇所の分解等を行なう前に図面で正しい箇所であるか念押しの確認をする。
- ・化学物質の臭気や何らかの異臭を感じたり、液体の流出、もれを発見した場合は直ちに作業を中止し、富士フィルムの工事担当者か立会者に状況を報告する。
- ・FRP タンクには、労働者が天板に乗らないこと。必要時には足場(作業床)を設けること。

③ 該当作業について講じた安全・衛生を確保するための措置

- ・工事箇所の化学物質の液抜き・洗浄 () 済 () 月 日まで実施予定
- ・火気使用の事前協議 () 済 () 月 日まで実施予定 () 該当なし

④ 流出等の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

- ・化学物質の影響がない場所に避難する。
- ・眼に入ったり皮膚に付着した場合は、迅速に、清浄な流水で洗浄する（少なくとも15分以上、SDS情報や負傷程度によってはさらに長時間）。その後、医師の診断を受ける。
- ・吸引や誤飲で気分が悪くなった場合は空気の新鮮な場所に被災者を移して安静につとめ、その後、医師の手当を受ける。
- ・富士フィルムの工事担当者か立会者に状況を報告する。
- ・富士フィルムの工事担当者か立会者の指示のもとで行動する。

《その他特記事項があれば以下に記述する》

工事用電源使用許可願

申請年月日
年 月 日

使用期間	敷設 年 月 日 時			
	撤去 年 月 日 時			
申請者(工事管理担当者)	施工会社名	工事責任者名	電源管理責任者名	
工 事 件 名				
使 用 目 的				
使用機器明細	機器名称	使用電圧	所要電流(又はkw)	
		V		

【配線系統図】

常設工事用電源

ケーブルA

3 m以内とする。
下流の保護用NFBの
遮断電流以上の
許容電流があること
C V * sq - * 芯 長さ * m

保護用NFB
* A

このNFBはケーブルBを保護
できる遮断電流であること

ケーブルB

ケーブルの許容電流は
I 以上であること
C V * sq - * 芯 長さ * m

溶接機

使用率：(機器に明記されている)
通常40% = 0.4
定格電流：I0
連続等価電流：I

 $I = I0 \sqrt{0.4} \approx 0.632 I0$ となる

敷 設 職 場						工事用電源盤名(場所)
担当部門		チェック部門		電源管理部門		
担当	承認	担当	承認	担当	承認	

※常設工事用電源1箇所につき1枚記入
※必要事項記入・捺印→チェック部門→電源管理部門→施工会社
※チェック部門：FEC-E富M・E富D、HU
※配線完了後、F/F工事担当者に使用開始の確認・許可を得る。
また以後、敷設した保護用NFBは施工会社電源管理責任者が操作の事。
※工事用電源使用期間中は、配線敷設箇所に本許可願いを貼付する事。
※工事用電源使用完了し配線撤去後、本許可願いはF/F工事担当者に返却する事。

重量物取扱作業 施工計画書

申請日： 年 月 日

申請会社：

工事件名		元請施工 責任者印	FF担当者 受領印
作業場所			
元請施工会社名			
下請施工会社名			
2次下請施工会社名			
作業日			

重量物取扱作業内容							
作業責任者名							
玉掛作業責任者名							
荷卸方法 (レ点を記入)	クレーン	☐	種類・形状			据付位置	良・否
	ユニック	☐	つり荷重	トン		転倒防止	良・否
	フォーク	☐	作業半径	m		特記事項	
	他	☐	定格荷重	トン			
【作業計画】 (荷卸場所・搬入経路・運搬方法を記載のこと。)							
【安全対策事項】 具体的に記載し、現場KYチェックシートに反映させること。 (ポイント: 移動式クレーンのアウトリガー張り出し、玉掛方法・合図方法・既設吊具の使用・始業点検・安全装置)							

(ポイント:安全帯使用・親綱使用・開口部養生・足場解体・上下作業・埋設の有無)

配線撤去作業 施工計画書

申請日： 年 月 日

(注)計画変更時は再提出すること

申請会社：

工事件名	
作業場所	
元請施工会社名	
下請施工会社名	
2次下請施工会社名	
作業日	

元請施工 会社印	FF担当者 受領印

作業内容															
作業責任者名															
配線撤去作業 (し点を記入)	盤内配線	☐													
	盤外配線	☐													
	高所配線	☐													
	他	☐													
撤去工事の現場表示 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>撤去</td> <td>アカ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>アオ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活線、移設禁止</td> <td>トラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 〃</td> <td>キ</td> <td></td> </tr> </table>				撤去	アカ		移設	アオ		活線、移設禁止	トラ		〃 〃	キ	
撤去	アカ														
移設	アオ														
活線、移設禁止	トラ														
〃 〃	キ														
【作業計画】 (作業場所・撤去範囲・識別表示・撤去方法(工具・引抜方法等)を記載のこと。)															
【安全対策事項】 具体的に記載し、現場KYチェックシートに反映させること。 (ポイント:電源切断確認・切断表示・検電実施・撤去表示色唱和・配線図)															

汚水防止(屋外塗装、舗装、コンクリート) 施工計画書

申請日: 年 月 日

(注)計画変更時は再提出すること

申請会社:

工事件名		元請施工	FF担当者	FF役職者
作業場所		会社印	受領印	受領印
元請施工会社名				
下請施工会社名				
2次下請施工会社名				
作業日				

作業当日、チーフ・役職が流出防止策を確認し、作業着工の可否を指示する。

屋外作業内容				
作業責任者(着工・中止判断)		工事担当者 (FF)		
屋外作業 (し点を記入)	塗装	☐	塗料仕様	油性 水性
	アスファルト(舗装・防水)	☐	メーカー	
	コンクリート(打設・はつり)	☐	商品名	
	他	☐	乾燥時間	夏季 H 冬季 H

【作業計画】	作業場所・施工範囲、流出防止策(塗料、油膜、pH異常)を記入 降雨予報までに完全乾燥する時間を確保できない場合、屋外塗装作業を禁止とする。
--------	--

【突発降雨時の対策事項】	作業開始前に工事担当者および職場責任者とPPAを実施し、流出防止策を具体化・合意のこと 誰が、いつ、何を準備するか、流出防止策を即実行できるよう具体的に記載のこと ポイント: 流出防止策、養生、排水路せき止め、活性系へのポンプアップ箇所 周囲の排水路(一般排水・活性系排水)、堰の位置、ポンプ、土嚢の保管場所など
--------------	---

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 （足場からの墜落防止対策の強化関係） その２

３．改正の概要

（１）足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

＜現行＞

足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。

＜改正後＞

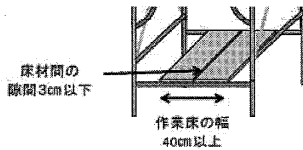
足場の組立て等の作業に係る業務（地上又は堅固な床上での補助業務を除く。）を特別教育の対象とする。

（２）足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

＜現行＞

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、
床材間の隙間は3cm以下



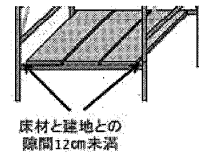
- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

＜改正後＞

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 現行①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。

※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。



- ② 現行②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。

- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。

- ④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 （足場からの墜落防止対策の強化関係） その３

（３）足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

＜現行＞

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等（※）を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること

ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること

ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること

ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること

ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

＜改正後＞

- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。

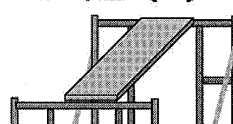
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。

イ 幅40cm以上の作業床を設けること。

※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。

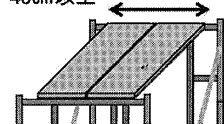
＜現行＞

足場板の幅
20cm以上



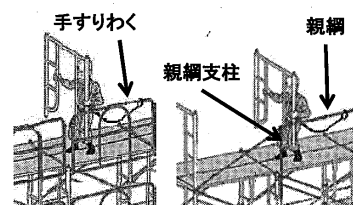
＜改正後＞

作業床の幅
40cm以上



- ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。



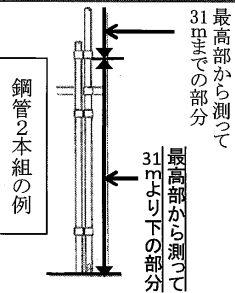
安全帯取付け設備の例

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (足場からの墜落防止対策の強化関係) その4

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

<現行>

規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、**建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。**



<改正後>

建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)**が最大使用荷重**(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)**を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。**

(5) 注文者の点検義務の充実

<現行>

特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であつて、**強風等の悪天候、中震以上の地震の後**においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。**

<改正後>

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。**

(参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要

1. 墜落防止措置

前回改正前	① 前回改正後の墜落防止措置	②実施することが望ましい「より安全な措置」
単管足場の例 高さ75cm以上の手すり	高さ85cm以上にUP 高さ35～50cmの位置に中さん	「幅木」の追加
わく組足場の例 交さ筋かい	高さ15～40cmの位置に下さん 高さ10cm以上の幅木	「上さん」の追加
足場における明示規定なし	メッシュシート	

3. 事業者による足場の点検

- ・つり足場を除き作業開始前の点検義務なし
- ・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務

- ・作業開始前の点検を義務化
- ・悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の記録・保存を義務化

- ・足場の組立て等の後の点検は、一定の知識・経験を有する者が実施

リフラクトリーセラミックファイバー（RCF）取り扱い工事の安全対策

1. 背景

法改正（H27.11.1 施行）により、リフラクトリーセラミックファイバー（以下 RCF（CAS No. 142844-00-6））は、表示対象物質、特定化学物質の管理 2 類に位置づけられるとともに、特別管理物質となった。これに伴い、「特殊な作業等の管理」に該当する「炉の補修等」の工事について、下記の通り対応を行うこと。

2. 炉補修工事の対応指針

（1）対象法令

特化則第 38 条の 20（RCF 等に係る措置）。RCF 粉塵発生のある炉の補修、解体等の作業に適用。但しバインダーにより固形化された物その他の RCF 等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務は適用除外（当該物の切断、穿孔、研磨等の RCF 等の粉じんを発散するおそれのある業務を除く）

（2）施工会社工事時の対応処置（作業場所における処置）

法令に基づいた施行を行わせること。

特化則第 38 条の 20 に基づいた作業場所における処置について必ず実施させ、工事担当者はこれを確認すること。

FF グループ従業員による工事の管理監督や検査の為の業務（粉じんが発生しない）は適用外である。

①保護具の着用

作業者に RCF 粉塵の吸入を防止するため、有効な呼吸用保護具（*1）及び作業衣又は保護衣（*2）を着用させること。支持金物等に接触し、作業衣等が破れる恐れがある場合には、保護キャップやテープを巻く等の対策を行うこと。

*1； 100 以上の防護係数が確保できる呼吸用保護具であること

*2； 作業衣は粉塵の付着しにくいものとする。保護衣は、JIST8115 に適合する浮遊固体粉塵防護用密閉服が含まれること

②作業場所の隔離

作業場所をビニールシート等で覆うこと等により、他の作業場所に漏れないようにすること。

この処置が困難な場合、RCF 粉塵をばく露する恐れがある作業者に適切な保護具（上記①同等）を着用させること。また、可能な場合には湿潤化措置を講ずること。

③毎日の掃除

粉塵の飛散しない方法（*3）で毎日 1 回以上掃除をすること。

*3； 水洗または超高性能（HEPA）フィルター付の真空掃除機による清掃

④その他の措置（特化則第 12 条、24 条、37 条、38 条、43 条～45 条、53 条など）

・ぼろ等の処理

特定化学物質及びこれにより汚染されたぼろ、紙くず、廃棄物等については、ふた又は栓（せん）をした不浸透性の容器に納めておくこと。

・関係者以外の立入禁止措置

・喫煙、飲食の禁止

（3）FF グループ会社従業員による工事についての対応処置

・FF、FFSH、FEC 従業員による自家工事が発生する場合、内容に応じて処置が異なるため、本指針とは別に個別協議（HZ）とする。

以上

項目	内容	適用日
容器・包装への表示	重量 1%以上含有	H27.11.1 (*4)
文書 (SDS) の交付	重量 0.1%以上含有	H27.11.1
特定化学物質規制の対象作業、含有率	・重量の 1%を超えて含有するもの ・RCF を製造、取り扱う作業 但し、RCF の粉塵発散防止処理されたものを取り扱う作業を除く	H27.11.1
発散抑制措置	①局所排気または、プッシュプル型換気装置の設置 設置困難、臨時作業の場合、全体換気等の健康障害防止措置を講ずる	H28.11.1
	②排気装置は、一定の要件を満たし、(詳細略)。自主検査、点検を行うこと。	
	③排気装置設置 (移転、変更含む) 計画の届出	H28.1.31
作業主任者	技能講習を修了した者のうちから特定作業主任者を選任、従事させること	H29.11.1
特殊な作業の管理	①次の作業を行う時は、呼吸用保護具及び作業着又は保護衣を使用。 ②毎日 1 回以上粉塵が飛散しない方法 (水洗、HEPA フィルター付真空掃除機等) により掃除を行う。 ③作業場所を隔離し、その他の作業への暴露防止を行う。 隔離が困難な場合、その他の作業を行う従事者に①を行う。可能な場合、湿潤化措置を講ずること。 【対象作業】 ・窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業 ・断熱または耐火の措置を講じた窯、炉等の補修作業 ・断熱または耐火の措置を講じた窯、炉等の解体、破碎等の作業 本作業においては、湿潤化措置、屑回収用の容器の配備も行うこと	H27.11.1
呼吸用保護具	防護係数が 100 以上であること (J I ST8150 の方法による) 粉塵の状況によって保護眼鏡を着用することが望ましい	H27.11.1
作業衣	粉塵の付着しにくいものとすること (J I ST8115 に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれること)。支持金物等に接触し、作業衣が破れる恐れがある場合、支持金物等にテープを巻く等の対策を行う	H27.11.1
その他の措置	①有効な呼吸用保護具等を備えること ②ぼろ等の処理 ③不浸透性の床の設備 ④設備の改造等の作業時の措置 ⑤関係者以外の立入禁止措置 ⑥適切な容器の使用等 ⑦取扱い上の注意事項等の掲示 ⑧作業を記録し、30 年間保存すること ⑨休憩室、洗浄設備の設置 ⑩喫煙、飲食の禁止 ⑪事業廃止時の記録の報告	③以外は、 H27.11.1 適用 ③のみ H28.11.1 適用
作業環境測定、記録	6 ヶ月毎に 1 回、定期的に作業環境測定を実施。測定と評価の記録を 30 年間保存	H28.11.1
健康診断	雇入れまたは配置替えの際と、その後 6 ヶ月以内毎に 1 回、定期的に規定の項目について健康診断を実施。配置転換後労働者についても同様に実施。記録は 30 年間の保存、報告書を労働基準監督署長に提出	H27.11.1
粉じん傷害防止規則との関連については、省略		

*4 ; H27.11.1 において現に存するものについては、H28.4.30 まで表示に係る規定は適用しない。

☆ 富士フイルムグループ 富士宮事業場 緊急時の電話番号

安全衛生グループ H C Z

* 状況別

0 9 0 - 5 6 1 6 - 5 2 5 3	全般
0 8 0 - 7 7 0 3 - 3 2 5 3	労働災害・死傷病
0 8 0 - 8 2 5 6 - 0 0 4 6	保安・車両の運行時間外通行許可
0 9 0 - 3 2 0 9 - 2 6 8 5	安全協議会関係

東門

0 5 4 4 - 2 6 - 7 1 7 1	火災など緊急連絡
-------------------------	----------

環境保全グループ H C C

* ①から優先

① 0 5 4 4 - 2 6 - 7 1 7 7	排水事故、環境トラブル
② 0 5 4 4 - 2 6 - 7 6 7 1	

富士フイルムエンジニアリング 設計・保全 (F E C - E 富)

0 5 4 4 - 2 6 - 7 7 1 0	代表
-------------------------	----